

に求むるを以て、至當の道なりとす。

次に造幣局數の多少も亦貨幣制度の運用に直接の關係を有す。通例造幣本局の外に適當と認むる地點に支局を開設し、支局に於ては、或る程度まで貨幣の鑄造を行ひて、本局の事業を補助し、或は品位證明の事務を掌るを主とし、自ら鑄造を行はざる場合あり。是等は専ら一國面積の廣狹、運輸機關整備の狀況等に依て、定まる可き問題なるが、斯る事情を離れ、一國政治組織の關係より、特に多數の造幣局を設立するものあり。獨逸の如き、即ち此適例にして帝國統一の當時に於ては、聯邦州既存の設備を重んじ、從來の造幣局は之を存続するに勉めたるの結果、聯邦州に九箇所の造幣局並立したり。是等の内、ハンノーヴァー、フランクフルト、ダルムスタットの造幣局は千八百七十八年以來漸次閉鎖せられたるが、尙ほ今日に於ても伯林、ミュンヘン、ドレスデン、スツットガルト、カールスルーエ、漢堡の六箇所に造幣局を存置し、其事務を行ふ。蓋し獨逸は帝國に於て貨幣法、造幣規則を制定し、全國に之を施行して、以て法令の統一を期したりと雖も、貨幣の鑄造は帝國統一の以前より之を行ひたる重なる聯邦州をして帝國の法令に準據して、續行せしめ、以て諸

州の既得權を尊重するの方針に出でたるの結果、斯く多數の造幣局の存在するものなり。合衆國に於ては、千七百九十二年始めてフィラデルフィアに造幣局を設立して以來、千八百三十五年シャーロット(北カロライナ州)、ダローネガ(ジョージア州)、ニューオルレアンスに、千八百五十二年桑港に、千八百六十二年デンヴァーに、千八百六十三年カーソン(ネヴァダ州)に造幣支局を開設したり。是等の内、デンヴァー、シャーロット、オルレアンスの三箇所は其後貨幣の鑄造を行はず、單に地金を貨幣に引換ふの職務を行はしむと雖も、一方に紐育、ボアス、シチー(アイダホ州)、ヘレナ(モンタナ州)、シャーロット、デッドウッド(南デコタ州)、シヤトル(ワシントン州)の數箇所に金銀輸納並に品位證明の事務局を開設したり。故に合衆國政府大體の方針は貨幣鑄造の爲めに大西太平洋兩洋の關門に造幣局を設立し、以て商業上の中心地に貨幣を供給すると共に、地金の輸納者に便宜を與へ、而して金銀輸納並に品位證明の事務は地金の産出地に於て之を行ひ、金塊に一定の造幣公價を確定すると共に、之を貨幣に引換へ、以て全局の便宜に副はしめんとするものゝ如し。而して合衆國に於ては各造幣局又は事務局の連絡密接にして、例へば濠洲若しくは東洋の

方而より多額の金地金、桑港に流入し來れる場合に、桑港に於て之を受取りたる者が同地の造幣局に輸納するときは、電報に依り紐育其他の造幣局に就て、他人をして直に同一價格の正貨を領收せしむるを得。即ち一の造幣局に輸納したる地金を直に數千哩を距つる他の地方に於て、支拂の用に供するを得るものにして、金融上又は貨幣流通上の關係を圓滑ならしむるの效果、大なりとす。或は此一事は合衆國が造幣局を介して、金地金の輸入を促進するの結果を齎すが如しと雖も、造幣局は必ずしも偏頗なる處置のみを爲すものに非ず。一方に造幣局は金地金輸出の場合にも輸出者に便宜を供へ、工藝上に使用せらるる價格百弗乃至七百弗の小金塊の外に、主として輸出用に充てらるる價格五千弗乃至八千弗の大金塊を百弗に付き四仙の料金を以て賣却す。隨て金貨を以て對外債務を決済せんとする者は流通上、現に磨滅し又輸送中磨損す可き金貨を輸出するよりも、斯る金地金を買入れて、輸出するを利益とす。或は之を以て造幣局が金地金の輸出を助長するものなりとするの非難なきに非ずと雖も、合衆國にして歐洲に債務を負ふ以上は、輸送の費用如何に拘はらず、合衆國は之を支拂はざる可からず。假に合衆國が歐洲に

對する支拂に充つるに要する金を得るの費用を加重したりとせんか、債權者に何等の痛痒を感せしめずして、單に債務者たる自國民を苦しむるのみ。金の輸出を便利にするは、決して歐洲に私するものに非ず。一時國庫は金貨準備の蒐集並に蓄積に腐心したる時代には、金地金の賣却を中止したるが、千九百年の貨幣法施行以來之を開始し、今日に至るも渝る所なし。(Farr's work of Wall Street, 2nd edition, pp. 318-9)

之を要するに貨幣の鑄造は機械力を使用して、大規模の計畫の下に行ふ可き事業なるを以て、數箇所に小規模の小機關を設くるよりも、中央に大機關を設け、事業を統一集中すること、經費を節約するの道たる可し。米獨兩國の方針、茲に向へるは前論に依て明なるが英國に於ても、ノルマン征服以來造幣局の數は漸次減少し、千六百九十六年にはダブリン造幣局、千八百十五年にはエデンバラ造幣局共に閉鎖され、一方に從來倫敦タワーに於ける造幣局はタワーヒルに移轉し、近代まで僅にウキンチヌスター地方造幣局の存したる外、造幣事業は殆ど一の中央機關に統一せられたり。我國に於ても大阪造幣局の外に、東京に存置せられたる支局は明治四十年六月を以て、閉鎖せられたり。

最後に造幣局の規模は一國經濟の發達に應じて漸次之を擴張するの必要あることを記憶せざる可からず。若しも其規模にして狭少に失せんが、鑄造に日時を要すること多く、鑄造請求者は其間に利子を損失するの大なるを恐れ、自然磨滅貨幣を流通に付するに至る可し。中央銀行が公衆に代りて鑄造を請求すること前記の如く、隨て鑄造日數間の利子の負擔實際に存在せざる國に於ても、尙ほ實際に鑄貨を使用する場合には、此點に注意するの必要ありとす。

第二節 鑄貨に關する技術

貨幣の鑄造は既に前章に於て説明したるが如く、國家自ら貨幣の資料たる金屬に刻印を施し、其造幣價值を證明する行爲なり。換言すれば貨幣法、造幣規則の規定する所に基き、金屬の品位量目を證明する爲め、其一部に記號を施すものに外ならず。貨幣鑄造の目的とする所、既に此一事に存する以上は、貨幣の形體、圖識、記號等鑄造上の技術に關する事項を定むるに當ても、亦此目的に重きを置き、貨幣をして、第一流通上の便宜に適合せしめ、第二最も完全に品位量目を表示し、且つ之を維

持せしむるの方法を取らざる可からず。造幣機械に蒸汽力を應用する今日に於ては、斯る目的を達するは當局者の注意如何に依て、敢て困難ならざるを得べし。

先づ貨幣流通上の便宜より考ふるに、貨幣形體の大小は此點に最も重要な關係を有す可し。而して一般の原則としては、第一、運搬携帶に不便を感ずる程、大なる可からず、第二、授受に困難を訴ふる程、小なる可からず、第三、厚きに過ぎて、包裝に不便なる可からず、第四、各種貨幣の間に大小の區別判然たるを必要とし、第五、貨幣價值の區別を容易に認識するを得るの五箇條を主張するを得べし。十八世紀中、瑞典に於て、平方七吋半、重量三封度半の青銅貨を鑄造したるが如き、又マリア、テレサ弗が直徑一吋六の長きに及びたるが如き共に、第一の要件を無視したるものなりと同時に、合衆國の一弗金貨の如き、其形量の寡小なるの點に於て、人民をして流通の不便を訴へしめたる一例とす可し。ジェツフランス氏は、拇指と食指とを連結したる大きさを以て極度としたれども、其適否未だ知る可からず。本位貨幣の流通する國に於ては、流通を簡便にし、又流通上に於ける貨幣磨滅の損失を防ぐ爲め、貨幣を包裝し、Coin wrapperにて授受するの慣例あるを以て、斯る場合に貨幣にして厚

きに過ぐるときは、包装を不便ならしむ可く、大小の區別曖昧にして、容易に認識するを得ざる貨幣の如きは、流通の際に當事者の孰れか一方に損失を與ふるの具たらんのみ。

次に貨幣の品位量目を完全に維持するの點より最も必要なるは、第一貨幣の偽造變造を防遏し、第二貨幣をして國家の企圖する價值を保有せしむるの二點に外ならず。今日國家は貨幣の鑄造權を獨占し、私人に貨幣の鑄造を禁止すると雖も、貨幣鑄造の如き、私人にして或る施設を爲せば、行ひ能はざる所に非ざるを以て、時に貨幣の私造者を生ずるは、怪むに足らず。本位貨幣に就て云はんか、國家の鑄造するよりも少しく實價の低きものを鑄造すれば、其程度に應じて鑄造者に利益を與ふ可く、補助貨幣に至ては、國家の鑄造すると同一の實價を具有するものを鑄造するも、尙ほ私造者は相當の利益を收むるを得べし。國家の鑄造すると同一の實價を以て、貨幣の鑄造せらるゝが如き、實際に何等の弊害を存せざるの觀ありと雖も、國家にして之を看過せんか、自然貨幣の價值を不確實ならしむるの端を開き、定位貨幣に對する供給の統制を期し難く、造幣權獨占の理由を沒却するに至るを以

て、此種の貨幣の鑄造も亦其偽造として處罰せざる可からず。況や價值の劣れる貨幣を鑄造する場合に於てをや。貨幣の偽造者に課するに嚴罰を以てしたるは、古來の慣例にして、現に英國に於ては、ブラックストーンの時代より、偽造に擬するに叛逆を以てし、千八百三十三年に至るまで偽造者に死刑の嚴刑を加へたり。此他之に類する事例は各國に求むるを得べし。然も貨幣偽造の事實の發生するに及んで、偽造者に刑罰を課するが如きは、抑も事の枝葉に屬す。苟も貨幣價值の確實を期する以上は、根本に遡り、貨幣鑄造上の技術に意を用ひて、民間に於ける偽造の行爲を困難ならしむるの工風を講せざる可からず。其方法として必要なる項目を擧げんか、(イ)貨幣の表裏兩面に緻密なる美術的意匠に成る圖識を施し、(ロ)各種の貨幣の間に、其圖識を區別し、以て低價の貨幣を高價の貨幣に變造するの奸策を豫防し、(ハ)金屬に相當の混和物を加へて、或る程度まで貨幣の實質を鞏固ならしめ、機械力を使用するに非ざれば、鑄造し難きに至らしむるが如きは、貨幣の偽造變造を防ぐに最も効果ある手段なりとす。

第二に貨幣をして完全に其價值を保有せしむるには、(イ)貨幣の實質を鞏固にし

(ロ)各貨幣をして其價値の差別に従ひ、同一率の價値を保たしめ、(ハ)品位を正しくするを必要とし、又價値を完全に維持する爲めに、鑄造上に必要なるは流通の際、惡意を以て、貨幣量目の一部を毀損削取するの惡手段の行はるゝを防ぐの一事にして、此目的を達する手段としては、(イ)成る可く形體の大なる貨幣を鑄造發行すること、を制限し、(ロ)貨幣の縁に邊紋 Milling を打出し、十七世紀の央頃英國に於て始めて行はる(或は貨幣の表裏兩面に全體を蔽ふ圖識を施して、以て金屬を削取するの餘地なからしむるを必要とす。獨逸に於て、二十馬克金貨の縁には邊紋を打出さず、單に Gold mit nus の三字を記號するに止まり、佛蘭西の五法金貨亦 Dieu pr. lege In France なる數文字を浮彫するのみ。果して之にて如上の目的を達するに充分なるや否やは實際問題に屬し、茲に論ずるの限りに非ず。斯る注意を技術上に施すも、尙ほ不正の輩ありて、數多の貨幣を蒐集し、之を一の囊中に收め、囊を震搖して、以て貨幣を互に接觸摩擦せしめ、流通上自然に磨滅削減したるが如くに裝ひて、金屬を削取することなしとせず。我國の如き金貨が絶へて市場に流通せざる國に於ては、本位貨幣に對して、斯る不正手段の行はるゝを見ることなけれども、補助貨幣に

は往々にして此手段を蒙るを免かれず。畢竟國內の産業沈衰し、國民に充分の職業を供ふるの道を缺き、徒手遊食の輩多く、加ふるに人民に徳義の念乏しきときに生ずるものにして、亦已むを得ざる所なり。

斯る人爲の方法に依て、貨幣の量目を削取するの幣は鑄造上の技術に依て、之を避くるを得れども、貨幣にして其流通上自然に磨滅するときは、故意の量目削取と同じく、價値の確實を期し難きに至るの道理なるを以て、此點に就ても亦注意するの必要あり。即ち(イ)適當の混和物を設けて、金屬の性質を鞏固ならしめ、(ロ)貨幣の形體を圓形ならしめ、(ハ)封筒の儘にて流通するの慣例を開くが如き、流通上に生ず可き磨滅を豫防する方法として極めて肝要なりとす。

第三節 公差

貨幣の品位並に量目は各國共に貨幣法に於て、之を一定し、法定の品位量目と符合する貨幣を鑄造發行せざる可からざること論を俟たず。各國に於ける貨幣鑄造上の技術は近年著しく進歩し、法定の品位量目と實際の品位量目との間に、差違

の大なるもの甚だ少なきが如くなれども、尙ほ場合に依りては、多少の差違を生ずることなきを保す可からず。若しも微細なる差違の存するを理由として、一々貨幣を改鑄せんか鑄造手續の煩雜造幣局經費の増加を免かれざるを以て、之を避くる爲め、或る程度まで、法律に於て兩者の相違を公認し、多少法定の品位量目と異なる貨幣にても、其差違にして或る範圍内に止まらんか、尙ほ其發行を許容する便宜法を取るを常とす。而して斯く法律を以て公認せられたる差違を公差 *Tolerance* と云ふ。

公差に二種あり。一は純量に對する公差にして、他は全量目に對する公差是れなり。我國現行の貨幣法に據れば、本位金貨の純量公差は一千分の一、補助銀貨の純量公差は一千分の三にして、全量目の公差は貨幣額面の種類に依て、多少の相違を存す(第九、第十條參照)。又外國の實例を參照するに、英吉利、獨逸、羅甸、同盟諸國共に、純量公差を一千分の二以内に置くの規定なり。即ち造幣局に於て、貨幣の鑄造を行ふに當り、其純量又は全量目が法定の純量又は全量目に比較して、多くとも、或は少なくとも、其多少の程度にして法律の認めたる公差の範圍を超越せざる以上

は、貨幣として世上に發行するを得るものなり。

然らば公差の程度は之を如何なる範圍に置く可きか。固より貨幣法が公差を認むるは、貨幣鑄造上に於ける一種の便宜手段に出づるものなるを以て、妄に其範圍を廣からしむ可からず。公差の範圍廣きに居るの結果として、法定よりも純量、全量目の多き貨幣發行せられんか、民間に於て私に量目を削取する者を生ずるは勿論、法定よりも純量、全量目の少なき貨幣と相並んで市場に現はるゝときは、實價の不平等なる貨幣は同一市場に流通し、國家自ら求めて、グレシヤム法則の作用を促すと同一の結果を見るに至らんのみ。又貨幣にして内國市場に於て、個數に據て流通するときは品位量目に於ける多少の差違は敢て問ふ所に非ざる可しと雖も、個數に據て流通するは、單に内國市場のみに止まり、外國に對しては、一々純量に據らざる可からず。然らば公差の大なる貨幣の流通は貨幣を輸出して、對外支拂を爲す地位に居る一局部の人民に不利益を及ぼすを以て、斯の如きは斷じて不可なりとす。造幣機械の改良、造幣技術の進歩と相伴うて、公差の範圍は之を減縮するを要す。現に英國に於て前年貨幣法制定の際には造幣機械の幼稚なりし結果、

ソツエレン金貨に一千分の二、六二の量目公差並に一千分の二の純量公差を認め
たれども、完全なる機械の使用せらるゝ今日に於ては、公差の割合を減縮するを得
るは勿論にして、又實際鑄造せらるゝ貨幣の品位量目は遙に前記の公差よりも少
なる差違を存するに止まると云ふ。

貨幣法が公差を認むる理由、右の如くなるを以て政府が時々貨幣の試験を行ひ、
實際鑄造せられたる貨幣の品位量目が公差に對して如何なる關係に居るやを檢
案するは、最も重要な措置なりとす。英國には古來ピックスの検査(Trial of pxx)と
稱するものあり。即ち造幣局内に Pyx-chamber なる箱を備へ、金貨は毎十五封度の鑄
造に付き一個、銀貨は毎六十封度の鑄造に付き一個の割合を以て、此箱に貯へ置き、
一年一回時を期して、金匠組合の役員立會の上にて、検査を行ふ。又合衆國には大
統領の任命に係る檢定委員會あり、我國に於て大藏大臣が造幣局に出張して試験
を行ふが如き、何れも造幣上の責任を明にするの趣意に出づるものなり。

公差を計量するに當り、鑄造せられたる貨幣の一個毎に就て、之を行ふは當然な
れども、鑄造せらるゝ貨幣の數量の多きときには、事の煩雜を慮り、造幣上の手数を

省略する爲め、所謂大數公差法に據り、貨幣の百枚又は千枚と云ふが如き、大數に就
て公差を計量する方法亦行はる。即ち此方法に據らんか、手数を省略するの利益
あるは論を俟たずと雖も、大數公差法に於ては、貨幣一個の量目大に減損して法定
の公差を超過し、隨て一個の貨幣としては、發行するを許す能はざるが如きものあ
りとするも他に量目の完全なる貨幣ありて、共に之を計量する方法に出でんか、
一片又は少數の貨幣に於ける量目不足は大數の上に於て相平均し、全體の量目不
足をして大數公差法に定めたる公差に達せしめず、每片公差法の下に於て發行す
る能はざる貨幣をも大數公差法の下に於て發行するを許し、其結果貨幣の量目を
不同ならしめ、公差を定めたるの趣意を没却するの嫌なき能はず。斯る弊害を避
け、尙ほ一方に大數公差法の下に公差の計量を簡便ならしむるの趣意を收めんと
するには、大數公差の割合を貨幣の數に比較して、或る程度まで減縮するの必要あ
り。我國の如き此方法を取るものにして、貨幣法第十條に左の規定を設けたり。

金貨幣量目の公差は左の如し。

二十圓金貨 每片公差

〇・〇三四

一千枚公差

三・一一二五

十 圓金貨 同

〇〇二二六九 同

二三二五〇

五 圓金貨 同

〇〇一六二〇 同

一五三七五

即ち二十圓金貨毎片の公差は奇零グラム〇三二四なるが若しも大數公差法の下に於て之を一千倍して、三十二グラム四と爲さんか、直に前記の弊害を免かれざるを以て、貨幣の箇數は之を一千倍するに拘はらず、大數公差を毎片公差の九十六倍内外に止むるものなり。然れども尙ほ斯る制限を付するも、單に危険の程度を減縮するの效力あるに止まり、全く危険其ものを除却すること能はざるを以て、獨逸貨幣法の如き、絶對的に大數公差の簡便法に據らず、公差は必ず貨幣の毎片に就て計量するの規定を存す。

第四節 通用最輕量目

前節に論じたるが如く、國家が故意に貨幣の品位並に量目を劣惡ならしむるの手段は文明國に於て、其跡を絶ちたりと雖も、貨幣が流通することに依て、其職務を盡くし、廣く各人の間に授受せらるゝときは、爲めに自ら磨滅して、量目を減するこ

とある可し。而して貨幣磨滅の程度は流通度數の多寡に依るものなるを以て、各種の貨幣にして、互に磨滅の程度異なる可く又流通の回數同一なりとするも、本來貨幣は鑄造の當初より、同一の量目を有するものに非ず、公差の範圍内に於て、既に量目に異なる所あるを以て、磨滅の程度も亦量目の多少に依て、異なる可し。又形體の小にして、薄き貨幣は其大にして、厚き貨幣よりも多く磨滅す可く、巧妙に鑄造せられたる貨幣は其然らざる貨幣よりも、磨滅の程度少なきの道理なり。共に其資料とする金屬の種類に依つて、磨滅の程度異なる可き道理なり。斯る事情の存する以上は、貨幣が市場に出て、流通し、其間或る時期を経過するや、結局同一の表面價值を有する貨幣にして、其實價に相違を來すは免かる可からざるの數なるが、永く貨幣流通の状態を斯る成行に放任して、顧みる所なからんか、人を爲す以て、價值に低減を加へたる場合と同じく、貨幣流通上に混亂を生ずるに至る可し。此弊害を豫防する爲め、文明國が貨幣制度を立つるや、貨幣法に於て必ず貨幣の通用最輕量目なるものを一定し、貨幣にして磨滅の結果、實際に有する量目が所定の通用最輕量目に達したるときには、此貨幣より法貨たるの資格を褫奪し、一方に國

家は此種の貨幣を回収して改鑄を行ひ、斯くて完全なる貨幣として、世間に供給するの手段に出づるを必要とす。貨幣にして法貨たる資格を喪失する以上は、爾後其含有する地金の價值を以て、授受せらる可きが故に、假令其實價の完全なる貨幣と相並んで流通するも、グレシヤム法則の作用を生ぜず。國家が前項に掲げたる人爲に貨幣を劣惡ならしむるの弊風を慎しむも、尙ほ斯る自然の狀況より生ずる磨滅に對して、保護の道を加へざるに於ては、到底貨幣流通の狀態を完全に維持する能はず。各國が貨幣法に於て貨幣の通用最輕量目を一定するは、如上の理由に基くものにして、試に其一斑を云へば、我國貨幣法には、第十一條に通用最輕量目の規定あり。貨幣の全量目と比較するに左の如し。

	量目	通用最輕量目
二十圓金貨	一六六・六六五	一六・五七五〇
十圓金貨	八三・三三三	八・二八七五
五圓金貨	四一・六六六	四・一四三八

英國貨幣法に於ける通用最輕量目は左の如し、

	量目	通用最輕量目
一磅 金貨	一二三・三三四	一二・二二五
半磅 金貨	六一・六三七	六一・一二五

獨逸貨幣法に於ける通用最輕量目は二十馬克並に十馬克金貨に對しては、全量目の一千分の五を減じたる高、五馬克金貨に對しては、其一千分の八を減じたる高を以てす。

斯く各國の貨幣法に於て、貨幣の通用最輕量目を定め、其以下に量目の低減したる貨幣は之を國庫に回収して其改鑄を行ふに當り、改鑄の費用は國家自ら之を負擔す可きや、或は通用最輕量目以下に量目の減損したる貨幣の最後の所有者をして、之を負擔せしむ可きやの問題を生ず。若しも貨幣法に於て、此種の貨幣の法貨たる資格を褫奪し、其所有者をして、完全なる貨幣と交換する爲めに、造幣局に之を提出せしむる場合に、其表面價值に準じて新貨幣を交付するの規定を設くれば、改鑄の費用は國家に於て負擔することゝ爲る可く、又此反對に所有者より提出せられたる貨幣の地金價值に準じて、新貨幣を交付するの規定を設くれば、改鑄の費用

は最後の所有者に於て負擔することゝ爲る可し。換言すれば、我國に於て通用最輕量目に達したる二十圓金貨を造幣局に提供したる者あるときに、國庫は表面價格たる二十圓の新貨幣を提供者に交付す可きか、又は千分の五、四以上を減じたる地金價值十九圓九十九錢四六以下を交付す可きか、此決定の如何は貨幣の流通状態に關係する所少なからざるものあり。

今、兩法の得失を比較するに、本來貨幣量目の磨滅は貨幣の輾轉流通する間に生ずるものなるを以て、改鑄の費用即ち磨滅したる量目を填補するに要する費用を獨り最後の所有者に負擔せしむるは、理に於て公正を失するのみならず、貨幣流通状態を完全ならしむるの便宜に適合せざるの嫌あり。蓋し此方法を取るときは、何人も自ら進んで磨滅貨幣を造幣局に提出し、改鑄の費用を負擔せんとする者なきを以て、改鑄に依て貨幣の價值を完全ならしむるの機會は單に政府が公納として磨滅貨幣を收受し、之を造幣局に交付する場合に限られ、爲めに改鑄の時機を逸し、市場には實價の不完全なる貨幣流通するの結果として其授受に種々の不便困難を招くを以て、寧ろ國庫に於て、改鑄の費用を負擔するを公正並に便宜に適した

るの處置とす可し。此點に就て、レキシス氏が「貨幣は流通の間に磨滅して、實價を失ふものなれば、其量目が一定の割合以下に下りたるときは、國家が其發行したる貨幣の回收に任じ、完全なるものと引換ふるは、貨幣政策上極めて必要なり。而して其磨滅より生じたる損失は、國家が公衆の代表者として之を負擔するを以て、至當なりとす」と云ひ、^(Handwörterbuch, Bd. VI, Art. Münzwesen, S. 213) ロッ、氏が「量目の減損したる貨幣は經濟上最も薄弱なる地位に居る人の手に入り、此輩が銀行に對して支拂を爲す際には、銀行は之を秤量して、受取るが故に、量目の減損は結局斯る地位に在る者の負擔に歸す可し。國家が通用最輕量目を下りたる貨幣を表面價值を以て收受するは、公益を維持するの道なり」と云ひ、^(Eilertsen's Worterbuch, Bd. II, S. 241) ヘルフェリッヒ氏が「貨幣法に通用最輕量目を定め、此量目以内に低減したる貨幣には法貨たるの資格を失はしむるは、此種の貨幣の流通を絶つての良法にして、且つ國家が通用最輕量目以内に減じたる貨幣を表面價格にて收受し、完全なる量目を有する貨幣を鑄造發行するときは、量目減損より生ずる損失は最も公平に分配せらる可し」と云へるは、^(Hoffmeyer's Das Geld, S. 64) 共に適切な言とす可し。

但し通用最輕量目以下に、量目の減損したる貨幣を國庫に於て回収する場合に、は、量目の減損が果して貨幣流通上に於ける自然の磨滅に出でたるものなるか、將た又故意の毀損に依て生じたるものなるかを區別せざる可からず。換言すれば自然の磨滅に依て、量目の減損したる貨幣は、國家に於て表面價格に據り、之を完全なる貨幣と引換ふ可きも、故意に毀損したる貨幣に對しては、實價に依て新貨幣を交付するを以て至當なりとす。今我國の貨幣法に於ては、其第十二條に

金銀貨幣にして磨滅の爲め通用最輕量目を下りたるもの、及び銀貨幣、白銅貨幣又は青銅貨幣にして、著しく磨損したるもの、其他流通不便の貨幣は其表面價格を以て、無手数料にて政府に於て引換ふ可し。

と規定したるが更に第十三條に

貨幣にして模様認識し難きもの、又は私に極印を爲し、其他故意に毀損せりと認むるものは貨幣たるの效力なきものとす。

と規定し、此種の貨幣に對しては、國家に於て其引換に任せざることゝしたり。英國に於ては千八百七十年の造幣規則を以て通用最輕量目以内に量目の低減した

る貨幣は之を法貨とせず、其低減が不法の取扱より出づると又は自然の磨滅より出づるとを問はず、總て之に伴ふ損失を最後の所有者の負擔に歸せしむるの規定を設けたる爲め、量目の減損したる貨幣は遂に國庫に回収せられず、盛に市場に流通するに至れり。英蘭銀行の如き、營業上の關係より磨滅したる貨幣を收受したる場合には、中央銀行の任務として、之を回収するの勞を辭せずと雖も、世人は英蘭銀行が法規を履行するを恐れ、同銀行に對して支拂を爲すには勉めて磨滅貨幣を以てすることを避くるが故に、事實同銀行をして此種の貨幣を回収するの機會に乏しからしめたり。現にジエツオンス氏の調査に據れば、千八百六十九年ソツエレン金貨の三割一分五厘、半ソツエレン金貨の五割は法定の通用最輕量目以内に量目の減損を來し、而して量目磨滅の平均割合はソツエレン金貨に於て五厘三毛、半ソツエレン金貨に於て、其倍率に居れり。斯る不良の貨幣流通状態に對して、世間に反對論の湧起するは當然にして、千八百八十四年には倫敦銀行業者より、流通状態の改良を陳情したる一方には、益々其紊亂を甚だしくして已まざるより、政府は先づ千八百八十九年の條例に據り、千八百三十七年以前鑄造に係る金

貨は之を國庫に回収し、量目の減損が一ツツエレインに付き四グレイン以内にして、且つ不法に削減せられたるものに非ざるときは、表面價格を以て、其引換に當り、四グレイン以上減損せる貨幣は地金として取扱ふこととし、更に千八百九十年造幣規則に改正を加へ、第一通用最輕量目以下に量目の減損したる貨幣にして、其減損が自然の磨滅より出てたるものなるときは、造幣局は表面價格を以て、其引換に當り、第二ツツエレイン又は半ツツエレイン金貨にして量目に三グレイン以上の減損あるときは、反證の示されざる限り、故意に削減の行はれたるものと認むるの規定を置き、自然の磨滅に對しては、總て國家の費用を以て改鑄することとし、之と同時に千八百三十七年即ちツキクトリア女皇即位以前發行せられたる金貨は千八百九十一年二月末日限り、其流通を禁止したる結果、爾後大に貨幣の量目を完全ならしめ、千八百九年英蘭銀行に於て秤量したる結果に據れば、金貨三千二百四萬二十磅の内、輕量のもの二割四分四九の多きを占めたるが、千九百三年に於ては、秤量したる金貨三千四百三十六萬一千磅の内、輕量のもの僅に二分七厘三の割合に減じたり。英國が多年貨幣量目磨滅の損失を最後の所有者に負擔せしむるの制

度を行へるは、人民は平生度量衡を携帯し、貨幣を授受するに當て之を秤量し、法貨の資格を喪失したる貨幣の收納を峻拒す可しとの法律上の假託に基けるものなれども、此種の假託にして現實と異なる以上は如上の制度の如き到底之を認容する能はざるなり。

他の諸國に行はるゝ制度を見るに獨逸は貨幣法第九條に於て量目の減損したる貨幣は國庫に於て表面價格を以て收受し、造幣局に於ても亦表面價格を以て之を引換ふるの義務あることを規定したり。然るに合衆國は之と反對の制度を取り、金銀貨の量目が一千分の五を減じたるときは實價に準じて流通せしめ、造幣局も亦實價に準じて收受すしたり。其理由とする所は政府に於て、表面價格を以て引換に任ずるときは、利益を得るの目的を以て、故意に貨幣の量目に削減を加ふる者を生ずるを恐ると云ふの一事なれども、決して之を正當視する能はず。羅甸同盟諸國に於ては此點に就て明確なる規定を存せずと雖も、佛蘭西銀行の如き、表面價格を以て量目の減損したる貨幣を收受し、國家も亦同一の處置に出づるの制度なり。

備考。ヘルフェリッツ氏の貨幣論(Das Geld, S. 298, S. 374.)、ホイット氏の貨幣銀行論(Money and Banking, p. 24.)に於ては共に英國が通用最輕量目を超過したる輕量貨幣引換に關する制度に改正を加へたるを看過し、舊制度に對して攻撃を試みたり、一言附記す。

第四章 貨幣價值論

第一節 貨幣價值に關する一般の原則

貨幣の價值を論ずるに當ては、第一貨幣が其資料たる金屬に對して、如何なる價值の關係を有するか、第二諸般貨物に對して、如何なる價值の關係を有するか、二種の方面に區別して之を論述せざる可からず。

元來貨幣は一國の貨幣法並に造幣規則に據り金屬を資料として鑄造せられたるものにして、既に地金と貨幣との關に、國家の制令の介在する以上は、國家は或る程度まで金屬より獨立して貨幣自己の價值を有せしむるを得べし。即ち國家の制令は能く輕量の貨幣をして重量の貨幣と同一の價值を保たしむると同時に、一方に於ては貨幣に對して、唯一の資料たるものは金屬に外ならざるを以て、或る程度まで金屬の價值は貨幣の價值を左右するに至る可し。經濟學の術語に於て前者を貨幣の職務に依る價值(Funktionswert)と云ひ又後者を貨幣の資料に依る價值

(Substanzwert) といふ。

然らば如何なる程度まで貨幣の價值は金屬の價值より獨立し、又如何なる程度まで之に依て左右せらるゝか。此關係を明瞭ならしむるには、貨幣の種類に遡り、貨幣の内にて第一自由鑄造の下に、無手数料鑄造の行はるゝ貨幣、第二自由鑄造の下に、鑄造料の賦課せらるゝ貨幣、第三制限鑄造の下に、鑄造せらるゝ貨幣の三種に區別せざる可からず。

第一、自由無手数料鑄造の貨幣。國家が造幣局を公開して、貨幣の自由無手数料鑄造を行ふときは、貨幣の價值は必ず其資料たる地金の市價と相一致するを以て、根本の原則とす。元來金屬の如き鑄産物は各地方に所在する鑄山の間に於ては勿論、一の鑄山に於ても、一定の分量を産出する費用相違し、且つ收益遞減の法則に支配せらるるものなり。或る鑄山は其生産の條件に於て、他の鑄山に勝ると同時に、如何なる鑄山と雖も、其採掘の歩を進むるに隨て、早晚以前と同量の鑄物を得るに當り、其生産費に増加を招かざるを得ず。之を純粹の理論に徴せんか、貴金屬の價值は結局最も劣等なる鑄山に於ける生産費に相應し、所謂限界生産費に依つ

て決定せらるゝものとす。然れども實際に於て兩者は常に一致して、誤まらざるを得るやと云ふに、敢て然らず、兩者の一致を缺く重なる原因は鑄山の投機的性質供給新源泉の發見せらるゝことの不規律、貴金屬の耐久的性質等にして、第一の原因は鑄業者をして一時損失を蒙るも、之を顧慮せずして、事業の經營を繼續せしめ、第二の原因は一時金屬の供給過剩を告げて、其價值に低落を來すも、容易に之を復舊する能はざらしむ可く、殊に第三の原因あるに於ては、金屬の産出額に多少の増加を見るも、必ずしも直に其供給を増加するが如き影響を及ぼす能はざるなり。換言すれば普通の商品に於ては、生産費を以て價值の決定せらるゝ標準とするを得べく、生産費低くして、價值高からんか、直に貨物の供給を増加して、價值の低落を促すと同時に、生産費高くして、價值低からんか、直に貨物の供給を減縮して、價值の上進を招く可しと雖も、貴金屬は一般の貨物と異なり、其資質甚だ鞏固にして、一年の産出額は決して其年度内に消費せられて、次年度の需要に應ずるに其年度の供給を待つが如きことなく、累年蓄積して、以て供給額の全體を成すに至るものなるが故に年産額に多少の増減を見るも、其増減は之を累年の蓄積高に對照するときは

は纔に其一小部分に當るに過ぎず。現にデーナ、ホートン氏は金の年額が金貨の總額に對する割合は一分七厘五毛にして、銀の年産額の銀貨總額に對する割合は約一分なることを挙げたり。(D. Hutton-Gold and Silver, p. 98.)年産額の貨幣全體に對する割合の寡少なること斯の如くなるに於ては、其累年蓄積高に對する割合の更に寡少なる可きは論を俟たず。然らば生産費減少の爲めに、金屬の年産額が増加するも、將た又生産費増加の爲めに其年産額が減少するも、金屬の供給を定むるものは、依然累年の蓄積高にして、生産費と價值とが往々にして一致を缺くは、畢竟此事實あるが爲めに外ならざるなり。

即ち金屬の價值は需要供給の關係に依て定まり、累年の蓄積高に年産額を加へたるものを以て供給とするものなるが、一方に金屬に對する需要は造幣上、工藝上並に貯藏上に於ける三用途に區別せられ、上記の供給高は是等用途の間に分配せられて、其需要を充たし、價值の高低は一に需要供給の増減に依て左右せらる可し。而して一定量の金屬が是等三種の用途に分配せらるゝには、如何なる原則に據て定まるやと云ふに、マーシャル氏の所謂湊合需要の原則に據り(Marshall-Principles of Economics, 7th ed. 10n.)

各用途に於ける金屬の限界的效用を均等ならしむることを標準として、其間に分配せらる可し。即ち金屬の如く、世界各国に於て需要せられ、各國に於て種々の用途を有し、各用途に於て互に異なる效用を生ずる場合に於ては、各用途に於ける價值は其用途に於ける限界的效用に依て定まり、而して一の用途より他の用途に於ける金屬の移動自由なる以上は、各用途に於ける限界的效用は略ぼ均等に歸するものとす。故に造幣上の需要増加したる爲め、此用途に於ける金屬の效用増加するときは、工藝用貯藏用に於ける金屬は是等の用途を去りて、造幣用に供せられ、双方の増減に依り效用の程度を均一ならしむるに至る可し。此事たる、金屬の價值と貨幣の價值とを一致せしむる道に外ならず。更に具體的に之を説明すれば例へば工藝用貯藏用に於ける金屬の需要に減少を來すときは、地金の市價は供給過剰の爲め、常に一般貨物に對して、低落するのみならず、貨幣に對しても亦下落す可し。故に地金を所有する者は金屬として之を市場に賣出し、以て貨幣に換ふるよりは直接に造幣局に輸納し、貨幣として收受するを以て、利益ありとす可く、斯くて地金は續々造幣局に輸納せられ、一般貨物に對する地金の價值と貨幣の價值と

を均一ならしむるまでは、地金の供給を減縮して、貨幣の供給を増加し、前者の価値を騰貴せしむると共に、後者の価値を低落せしめ、以て兩者間に於ける価値の平均を保たしむるを得るに反し、工藝用貯藏用に於ける需要増加すれば、貨幣の所有者は貨幣として之を所有するよりも、地金として市場に賣出すを以て、利益ありとす可きが故に、之を鎔解して、地金の供給を増加すると同時に、貨幣の供給を減縮し、双方の価値を均一ならしむるに至る可し。即ち此事たる、湊合需要の原則に據て、金屬が各種の用途に分配せられ、貨幣の価値と地金の価値とを均一に歸せしむる所以にして、自由無手数料鑄造制度の下に於て貨幣価値の變動を抑制する理由も亦茲に存するものとす。金の造幣価値と地金価値と相一致するは、流通貨幣の価値の低落せざる證據なりとは、十九世紀の當初、英國に於て地金論争の盛なりし當時、ヘンリー・ソーントンの道破したる所にして、今日に於ても何等異なる所あるを見ざるなり。
(H. J. Thornton, Nature And Effects
of Paper Credit, p. 191)

第二、鑄造料を賦課せらるゝ貨幣。國家が貨幣の鑄造に手数料を賦課するときは、其鑄造料は地金を鑄造して、貨幣とするの費用に相當するを以て、其料金は相

當する金額だけ、貨幣の価値は常に地金価値の以上に居る可きの道理なり。故に一國に於ける貨幣の供給増加して、其価値低落するも、低落の程度が鑄造料を超過せざる間は、鎔解の上地金として使用せらるゝことなし。鑄造料の賦課と相俟つて、考量す可きは、貨幣鑄造の速度換言すれば、造幣局が地金を收受してより、鑄貨として之を輸納者に交付するまでの期間の長短是れなり。此期間永きに互るときは、自由無手数料鑄造の下に於て、尙ほ鑄造に要する期間の利子だけ貨幣の価値をして、地金の価値よりも、高からしむるの結果を生ず可く、地金を貨幣に變換する費用手數の如きも、鑄造料と同一視するを得べし。

國家が鑄造料を賦課する大體の方法は、造幣局に於て輸納を受けたる地金の一部を控除し、殘額のみを鑄貨とすると、輸納地金の全部を鑄貨とし、外に鑄貨の一部を鑄造料として保留すると二種の方法に區別するを得べしと雖も、其孰れの方法に據るを問はず、斯く發行せられたる貨幣が法貨の資格を有し、一般人民に於て、其授與を拒まざる以上は、同一の価値を保つ可く、貨幣の含有する地金に比較して貨幣の価値は鑄造料だけ高きに居る可し。但し此場合に貨幣が法貨たる資格を有

し、人民が其授受を拒まざるの條件は右の如き價值の決定を生ずるに、最も必要なり。蓋し鑄貨にして法貨として一般に授受せられざるときは、貨幣に對する需要並に其價值に影響を及ぼすに至る可きを以てなり。此點に就ては第二章第五節に論述したる所を參照す可し。

故に多くの場合に於て貨幣の價值は或る程度まで其資料とする貴金屬の價值を超過することある可しと雖も、然も適當の規律ある制度の下に於ては兩者の差は極めて僅少にして、少額なる鑄造料を以て限度とす。而して國內に金屬を産出する國に於ては、金銀は國民産業に於ける普通の貨物と異なる所を存せず、金銀は種々の用途に供せられ、其用途の一として、交換媒介物たるが故に、是等金屬の生産者にして、普通の利益を收むる能はざるときは、資金を鑛業より回収して、他の事業に供用す可く、隨て貨幣の供給を減縮して、物價を低落せしめ、貨幣と交換せらるゝ貨物の分量を大ならしむ可し。又國內に金屬を産出せざる國に於ては、貨幣の價值が地金に對して低きときは、貨幣の一部は鎔解せられて、地金と爲り、外國に輸出せらるゝと同時に貨幣の價值が地金に對して、高きときは、地金は外國より輸入せ

られて、内國に於ける貨幣の供給を豊富ならしむ可し。茲に一事の注意を要するは、金銀の如き形量の輕小なる割合に、高額の價值を代表する貨物を運送するには、價值に比較して、運送費を要すると最も少なきの事實にして、其結果金の生産地が如何なる地方に在るを問はず、之を需要する國に於て、自由に其供給を受くるを得べし。フリードリッヒ、コッホ氏は「倫敦に於ける金取引」と題する小著に於て、倫敦より世界主要地に對する金地金の運賃並に保険料を掲げたるが、千九百四年に於ては十萬磅をアムステルダム、ロッテルダム等に輸送する運賃は六十二磅十志にして、保険料亦二十五磅に過ぎず。他の地方に對しては多少之を超過すると雖も、尙ほ其低きは論を俟たざるなり。(E. Koehl-Der Londoner Goldverkehr, S. 14) 即ち鐵、石炭の如き形量の重大なるに比して、價值の低廉なる貨物は其運搬に費用を要し、遠隔なる地方に運送すること能はざるを以て、苟も一國が豊富なる供給を受けんとする以上は、其國內に産出せらるゝを以て、必要の條件とすると雖も、貨幣に對する需要を充すには其資料たる金銀の敢て國內に産出せらるると否とを問はざるなり。現に歐洲諸國の内に於て、英佛獨諸國の如きは、殆ど國內に金を産出せざるに拘はらず、合衆國、濠太

利、露西亞並に南阿弗利加より金の供給を受けて、其間に何等の故障を訴へざるに反して、露西亞は最近數十年間國內に金を産出すれども、永く紙幣を流通して、之を主たる通貨に充て、合衆國亦南北戦争以後世界に於ける金産出國として第一位を占めたるに拘はらず、能く正貨の流通を維持する能はず、千八百九十三年並に千八百九十四年には銀貨鑄造並に銀塊購入高の増加したる爲め、金貨の流出甚だしく之を國內に保留するを得ざりしの實例あり。故に一國に於て、貨幣の資料たる金屬の供給を成すは内外金屬に於ける産出額のみならず、舊來産出せられ、現に外國に於て貨幣に供用せらるゝものに及び、國際貸借の差額の自國に有利なる以上は、之を吸収するを難しとせざるなり。即ち合衆國の如き、千八百六十年南北戦争の結果として、不換紙幣を増發するや、合衆國は單に内國に産出する金を海外に輸出したるのみならず、現在流通する金貨にして驅逐せられたるもの少なからず、又獨逸に於ても貨幣制度改革の當初鑄造したる金貨は多く、英佛米諸國の貨幣を吸収して、改鑄したるものなり。是等の事實は國際間に於ける金の移動甚だ自由にして、價値の地方的差違を存すること少なく、貨幣と地金との價値相一致するの

傾向顯著なるを示すの資料とす可きものなり。

第三、制限鑄造の定位貨幣。 定位貨幣の鑄造は自由鑄造制度の下に、私人をして國家に之を請求せしむるに非ず、國家に於て固く鑄造額を制限するを常とす。此制限にして適當に行はれ、供給者たる國家が貨幣の供給をして、需要に超過せしめざる限りは、假令其鑄造に就て造幣収益を徵收するも、定位貨幣の價値は本位貨幣に對する造幣價値に依て定まり、其資料たる地金の價値に左右せられざるなり。隨て鑄造資料たる地金の價値低落するも、定位貨幣の價値に何等の影響を及ぼさず、又此反對に地金の價値騰貴するも、其騰貴が定位貨幣を地金として使用して、利益ある程度に達するまでは、定位貨幣の價値は毫も其影響を蒙らず、唯此程度に達したる時に至つて、始めて定位貨幣を鑄解し、地金として之を使用する者を生ず可く、斯くて定位貨幣は供給減縮の結果、地金と平均を保つまで、其價値を騰貴せしむるに至るものなり。

第二節 貨幣數量説

即ち自由無手数料鑄造の本位貨幣を除き、他の定位貨幣又は手数料鑄造の本位貨幣の價值は或る程度まで、地金の價值と異なるを以て、一般の原則とす。貨幣の種類に依て、其價值が地金の價值と相一致する道の異なること前論の如くなり、雖も、一旦貨幣として市場に流通するときは、其如何なる方法に依て、地金の價值に左右せらるゝと、又地金の價值より獨立して貨幣價值を保つとを問はず、一國の經濟社會には、産業組織、國民生活其他社會全體の狀態に依り、一般貨物をして生産者より消費者の手に移さしめ、又貨幣をして交換の媒介物たる職務を盡さしめ、又貸借の目的物として、貸借の標準たる職務を果さしめ、又其一部を保存して、價值の貯藏たる職務を致さしむる等、或る分量の貨幣をして、行はしむる作用を必要とす可し。所謂商業の數量(Volume of Trade)と稱せらるゝもの即ち是れにして、此高は貨幣に對する需要を成し、市場に流通して、如上の作用を爲す可き貨幣の高は貨幣の供給と爲り、需要供給の増減に依て、價值の高低を生じ、以て物價の騰落を定むるに

至る。例へば貨幣資料たる地金の供給増加し、地金價值の貨幣價值に對して低きに至れる關係より、多量の地金が自由鑄造制度の下に、貨幣に鑄造せられて、其供給を増加し、價值に低落を來さんか、一般貨物の供給にして、以前と同一の高に居る以上は、必ず一般物價の騰貴を惹起す可く、又此反對に地金の供給減少し、貨幣が地金に鎔解せられて、貨幣の供給を減縮し、貨幣價值の騰貴を來さんか、一般貨物の供給以前と異ならざる以上は、必ず一般物價の低落を招かざるを得ず。即ち貨幣の價值と一般物價とは反比例を以て、高低し、而して貨幣の價值は貨幣の需要と供給との關係に依て定まるものにして、貨幣の方に於て、其需要供給に増減を生じ、或は貨幣の價值を左右する地金の價值に變動あるときは、其變動は必ず正反對の方向に於て、一般物價に影響を及ぼさざれば已まず。經濟學の術語に於て、貨幣數量説(Quantity Theory of Money)と稱するは即ち此學説にして、英國正系派の學者の主張して以來、一般の承認する所と爲れり。

但し右の學説は其主張せらるゝや、他の事物の同一なることを以て、一の要件としたり。即ち貨幣の供給増加するも、同時に貨幣に對する需要を増加せしむるの

事情あり、又貨幣に對する需要増加するも、同時に貨幣の用途を節約するの事情あらんか、貨幣數量説は其適用を妨げらるゝを以て、此制限を付するを必要なりとしたりが如し。而して他の事物が常に同一の關係に居らざるは、事實にして、又物價が貨幣數量の増減と正確なる比例を以て高低せざるも亦事實なりと雖も、貨幣數量の増減が比例的に物價をして高低の方嚮に就かしむるは、之を否定す可からざるなり。而して貨幣數量の増減に依て高低するは、個々の貨物に於ける物價に非ずして、一般平均物價なり。個々の物價は其騰貴する場合に於ても、又其下落する場合に於ても、緩急の差なき能はず。例へば貨幣價值低落の爲めに、先づ物價の騰貴す可きは生産者階級、殊に主として勞働者の消費に供せらる可き貨物なり。而して斯る貨物の中にて、既製品の代價は一時急速に騰貴すると雖も、一方に之に應じて供給増補せんか、永く騰貴の勢を持續する能はざるのみならず、時に生産過剰の爲めに、物價に一時的低落を見ることなしとせず。又勞働者階級の消費に供せらるゝ食料品は製造品の如く、物價騰貴の場合に、生産を刺戟せられざるを以て、其代價の騰貴す可きは論を俟たず。又或る種類の物價は所謂伸縮自在の性質を有

し、常に變動すれども、他の種類の物價に至ては、長期間を通じて、契約に於て一定し、又法律若しくは習慣に依て、支配せらるゝものあり。又卸賣相場は小賣相場よりも早く變動し、小賣相場は賃銀よりも早く變動するの趣ある可し。然も數量の増加したる貨幣流通し、又物價騰貴の状況の下に於て使用せらるゝ以上は、或る物價にして、貨幣數量に對し、比例以下の騰貴を爲すに止まらんか、他種の物價は比例以上の騰貴を爲し、物價の平準點をして貨幣の數量と比例するに至らしむ可きの道理なり。即ち貨物の種類に依て、物價の騰貴する時期の遲速若しくは程度の緩急に別あるは、之を免かれずと雖も、全體に就て見るときは、貨幣の價值低落すれば、一般平均物價騰貴し、貨幣の價值騰貴すれば、一般平均物價低落するを以て自然の勢なりとす可し。レ千八百八十八年英國金銀問題委員會が當時の物價下落の原因に就て、外國經濟學者の意見を照會するや、ピヤリソン、ナツセー、レキシス諸氏が頗る晦澁なる意見を報告したる間に於て、獨り白耳義のド、ラッレー氏が或る貨物の代價下落は生産高の増加、運輸の改良、機械の進歩、一般製造技術の發達に其原因を求むるを得べしと雖も、物價の一般的下落殊に前記の諸原因に支配せられざる貨物

にも及べる物價の下落に至ては、一般的理由を求むるの外なく、而して此一般的理由は貨幣の減縮を除いて、他に之を見る可からずと云へるは出色の文字として、吾人の稱賛を禁ずる能はざる所なり。(Second Report of the Gold & Silver Commission, p. 270)

従來貨幣數量説に對して非難の根源と爲れるは、其主張者の假設したる他の事物の同一なるの制限必ずしも常に行はれず、市場に於て種々の職務を盡す貨幣の數量が多く其供給と一致せず、貨幣の數量同一にして、供給の減縮したると同様の場合あり、又其増加したると同一の場合あるの一事なり。何故に論者は貨幣の數量と其供給と相伴はざるを説くや、其重なる事情として、彼等の擧ぐる所は左の三點に外ならず。

第一、貨幣流通の遲速。

第二、物々交換の行はるゝ範圍の廣狹。

第三、信用取引の行はるゝ程度。

今序を透うて、是等の事項を説明せん、一の市場に於て流通する貨幣の數量は同一なりとするも、其流通の遲速が供給に重大なる關係を有するは論を俟たず。

而して貨幣流通の遲速は貨幣現在高の多寡、人口分布の粗密、運輸交通の便否、貨幣の種類、産業の盛衰等に依て、左右せらるゝの常にして流通の度數頻繁なる貨幣は數量同一なるも、之を増加したると同様の作用を致す可きこと、恰も汽船の噸數同一なるも、航海の回數頻繁なるときは、其少なきものよりも、多量の貨物を積載運搬するを得るが如くなる可し。又貨幣用途の範圍と物々交換の範圍とは互に相反應するものにして、物々交換の行はるゝ場合には其程度に應じて、貨幣の用途を節約するを以て、貨幣の供給は自ら物々交換の行はるゝ範圍の廣狹に依て、左右せられざるを得ず。而して今日の經濟社會に於て、貨幣の供給に重大の關係あるは、信用取引の消長なり。蓋し信用のものたる、其經濟上に於ける效果より云ふときは、人をして將來の貨幣所有を保證として、現在の權利を行使せしむるを得べし。而して信用證券は是等の權利の證明たり、又之を移轉するの具と爲るものなるを以て、其如何なる形式に據て流通するを問はず、總て貨幣の用途を節約するの效果ある可し。即ち信用取引の行はるゝときは、價値の尺度として、一般貨物の價値を定むるものは貨幣に外ならずと雖も、交換の媒介物として、各種の取引を決済するも

のは、信用證券に外ならず。隨て信用取引の效果は間接に貨幣の供給を増加したると同一にして、其結果貨幣の供給は信用取引の行はるゝ程度に依て、影響を蒙るに至る可し。

貨幣數量の外に、貨幣の供給を左右するの事情あること以上の如くなりとすれば、斯る作用の效力の存する限り、貨幣數量説は其適用を妨げられ、例へば貨幣の數量増加するも、一方に恐慌其他の事變に際し、遽に信用取引の範圍に收縮を來さんか、貨幣の用途亦遽に増加し、其價值敢て低落せず、隨て一般物價を騰貴せしめざるが如く數量説をして實際に應用する能はざらしむるの事情を見ることある可しとの議論は貨幣數量説を否定する論者に依て唱出せられ、獨逸のヒルデブランド、澳地利のメンガー、米國のラフリン等は貨幣數量説の全體を否定し、貨幣の供給を定むるに斯る複雑なる事情あるに於ては、貨幣の數量は必ずしも其價值の高低と格別の關係なく、物價の高低を左右するの原因たらず、寧ろ物價騰貴の爲めに、多量の貨幣を流通せしむるの必要を生ずるの關係より、貨幣數量の増減は物價騰貴の結果なりとするの説を述ぶるに至れり。即ちヒルデブランドが社會の必要とす

る貨幣の高は一般平均物價、交換せらるゝ貨幣の高、交換の平均速度並に交換の伸縮し、分散する限度に依て定めらる可きものなりとし、此點より同一の物價平準、一年内に於ける同一數量の取引、貨幣流通の同一速度を有する二個の社會に於ても、尙ほ一の社會は農業地にして、貨幣は獨り農産物出廻前後の時期に伸縮するに反し、他の社會は工業地にして、一年を通じて貨幣の伸縮同一なるの状態に居らんか、前者に於て要せらるゝ貨幣が後者に於て要せらるゝものよりも大なるの事實を挙げ、前者の社會に於て、貨幣の伸縮自由なるを得ざらんか、一年の大部分を通じて、最多額の貨幣を要する時期に於けると同一の供給あるを必要とすしたり。

(Hilshand, Theorie
des Geldes, Kp. I.)

然れども右に掲げたる諸種の事情は或る程度まで數量説の作用を左右するの原因たる可しと雖も、必ずしも其作用の全體を覆すの效力あるものに非ず、貨幣供給の要部を占むるものは、即ち其數量にして、信用の膨脹の如き、一に貨幣の數量に依て、左右せらるゝの道理なるを以て、貨幣數量の増減を以て、價值高低の主因と爲すは、一般の原則として、眞理たるを失はざる可し。今、貨幣數量と貨幣供給との一

致を妨げ、又貨幣數量説の適用を傷くるに至ると認めらるゝ事情を観察し、其數量説の全體を撼搖するに足らざる所以を明にせんに、第一に考量を要するは貨幣流通遲速の問題是れなり。今日の如く經濟社會に金融の諸機關確立し、資金の運轉疏通を謀る場合には、貨幣を收受して、一時用途を見出さざる者は直に之を銀行に預託し、銀行をして一團の資金として、之を運用せしむるの習慣を成せるを以て、此習慣が廣く行はるゝに隨ひ、貨幣流通上に於ける遲速の度は時期に依て、著しく變動するものに非ず。往昔貨幣を貯藏し、有事の際に遽に之を市場に放出し、流通の繁閑常なかりし時代と比較せんか、今日の如く平生より貨幣の死藏を避け、成る可く之を運用するに勉むる場合には、時期に依て、流通の回數に、非常の差違を生ずるものに非ず、唯地方と都會との間に於ては、貨幣流通の回數に、或る相違の存するを免かれず。又時期に就て云へば、平時と恐慌時若しくは其以後とに依て、多少の差ある可けれども、然も恐慌の如き、非常の事變にして、之を以て一の原則を左右するものとす可からず。又地方に於ける金融機關完備して、都會との金融の連絡密接なるに至れば、都鄙に於ける流通回數の差も自ら消滅す可きの道理なり。

物々交換の取引に於ては貨幣を以て代價を現はさず、貨幣を以て交換の媒介物に充てず、隨て如何に取引が行はるゝも、貨幣に對する需要を増加するに至らざるを以て、物々交換は恰も貨幣と交換せらる可き貨物の供給即ち貨幣に對する需要を減縮したると同一の效果を生ず可しと雖も、物々交換の如きは、社會に於て寧ろ其弊害に堪へ能はざるが故に、漸次貨幣の用途を發達せしむるに至りたるものなるを以て、現時の社會に於て、其行はるゝ範圍は鑛山、家内工業、多數の女工を使役する工場等に於て僅に勞働報酬の一部分を支拂ふに貨幣を以てせず、物品食餌の類を以てするに止まり、決して廣く世間に行はれて、貨幣供給を左右するの跡あるを認めざるなり。

唯、今日貨幣の供給に重大なる關係を有するは信用取引にして、信用證券の流通は單に貨物交換の媒介を爲すに止まらず、貸借の標準たるを得るを以て其流通するに隨ひ、其伸縮に依て、貨幣數量の増減が物價に及ぼす影響を左右することある可し。隨て貨幣數量説を否認する者も専ら論據を茲に置くの常なるを以て、信用が貨幣流通上に於て如何なる地位を有し、又如何なる効果を及ぼすやに就て、考量

する所なる可からず。信用の性質は之を二個の方面より觀察するを得べし。一は信用が人をして將來の貨物に對して、現在の貨物を獲得せしむるの一事にして、他の一は信用が一人をして他人の現在所有する有價物を自由に使用するを得せしむるものなり。隨て其孰れを以てするも、債權債務の關係を生ず。若しも債務者にして、債權者をして其現在要求し得るものを他日に於て支拂ふことを承諾せしめんか、債務者は信用を得たりと云ふ可く、其債權者にして他日債務を支拂ふことを債務者に許容したりとすれば、即ち信用を與へたるものなり。即ち信用取引の行はるゝや、一時貨幣の用途を節約す可しと雖も信用を決済するには、別に貨幣に對する需要を惹起さざるを得ず。一の場所に於て貨幣の供給を豊富ならしむるも、他の場所に於て、之を匱乏ならしめざるを得ず。信用の種類を其形式に據て區別せんか、讓渡すを得ざる形式のものあり、定期支拂の讓渡證書の形式のものあり、要求拂の讓渡證書の形式のものありと雖も、債權債務の關係を生ずるの點に於ては效果は一にして、要するに一時的使用の目的を以て有價物を他人に交付するものに外ならず、隨て之に對する支拂の行はれざる間即ち信用の消滅するまでは

信用取引は完了せられたりと見る能はざるなり。ミルの如きは、信用を以て購買力を意味するものとし、其貨幣と同一様の影響を物價に及ぼすことを斷定したり。(Principles, Pt. III, ch. XII, § 2.)然れども此所説は貨幣の借入れのみを見て其決済を見ず、現在を認め、將來を認めざるの事實に於て缺點なしとせず。即ち貨幣を使用するときは、取引は即時に完了し、貨幣と貨物とは直に其所有者を異にするに反し、信用を利用するときは、貨物の所有者は異なるも、爲めに生じたる債務は必ず將來に於て決済せらるゝを必要とす。茲に於てか、信用より生じたる債務は結局他の信用に依て相殺せらるることありとするも、其信用の起るや、必ず一方に之を決済するに必要な貨幣に對する需要の隨伴することを認めざる可からず。若しも信用の作用が總て自動的にして、貨幣を要せずして之を完了するを得んか、信用は完全なる貨幣の代用物と爲り、貨幣と同一の影響を物價に及ぼすに至る可しと雖も、事實に於て信用の作用は斯く完全なるを得ず。例へば今日信用の中樞機關たる銀行に就て見るに、銀行は必ず取付に應ずる爲め常に或る高の貨幣を所有せざる可からず。其高に就ては自ら異なる所ありと雖も、之を律する最少限度の存するものあり。

即ち債務は盡く信用に依て、相殺せられず、銀行は其一部の差額を貨幣の形態に於て所有するの必要ある可く、而して其割合に就ては、英蘭銀行營業部の支拂準備金の如く、習慣上より一定の限度に支配せらるゝものあると同時に、合衆國聯邦準備金銀行若しくは同銀行に對する出資諸銀行の準備金の如く、法律上の制限に服するものありと雖も、其孰れに據るを問はず、信用の基礎として、貨幣の存在せざる可からざる理由に至ては、即ち一なり。現代の預金銀行は取引先の爲めに清算所たるの職務を致し、之に關聯して發生する信用は取引先に對する銀行の支拂請求貸付割引と爲り、銀行に對する取引先の支拂請求預金と爲り、取引先相互間に於ける支拂請求(爲替)と爲り、是等は何れも銀行の帳簿に記録せられて、互に相殺せらるると雖も、正貨の基礎を缺きて、銀行が是等の職務を全うするの事例は未だ見ざる所なり。

次に信用が價值の貯藏たる貨幣の需要を節約するを得るの程度如何を考ふるに、第一小切手其他の形態に於て信用の利用せらるゝときは、人が囊中又は金庫内に收め置く可き貨幣の必要を減じ、第二紙幣又は銀行券の如き廣く交換媒介物と

して、一般に授受せらるゝものを流通せんか、是等は人民の囊中に於て、價值の貯藏たるの用を爲し、毫も貨幣と異ならざるの觀を示す可し。茲に於てか、一部の論者は是等の外見的事實より推究して、信用を以て一個の獨立したる事物と見做し、全然貨幣の必要を省略し得るものゝ如くに考ふれども、此種の論者は信用が一般に富を基礎とするの事實を認めて、一方に特に其貨幣に依頼するの事實を等閑に付するの常なり。信用は財産又は富を引渡すの契約に非ずして、貨幣を引渡すの契約なり。信用證券は交換媒介物たるの作用を爲すが故に、信用の膨脹は交換媒介物の供給を増加すると雖も、然も此故を以て貨幣の供給を増加したりとす可からず。信用取引を決済するに、新に貨幣の需要を惹起すは、免かる可からざる所なりとす。

以上論ずる所に據り、信用の作用と貨幣の供給とに關聯して生ずる事相を推究せんに、信用證券として、最も顯著なるものは、小切手、爲替手形、約束手形の類にして、卸賣其他金額の大なる取引には、此類の證券使用せられ、毫も貨幣を動かさずして、貸借を決済するを得るが如しと雖も、凡そ信用證券を流通に付するには、何時にて

も之を本位貨幣又は現金と引換ふるを得、而して現金と引換へられたる場合には、更に之を本位貨幣に引換ふるを得るの保證あるを必要とす。而して銀行業者の公衆に付與する信用は其如何なる形式を以てするを問はず、債務に對して有する資産の分量殊に債務取付に應じて、支拂に供ふる貨幣の數量に依て、制限せらるゝものなるが故に、社會の需要する程度を超越して、信用を擴張せんか、結局之を代表する證券の流通上に故障を生ずると共に、銀行の支拂準備金に對する取付を來して、信用の收縮を招かざるを得ず。蓋し一國に於て商工業好景氣の下に事業上の信用旺盛なるや、債務の相殺行はれ、小切手を支拂ふに銀行の信用を以てし、銀行は帳簿上の取引を利用し、交換所の利用亦盛なるを以て、銀行の要する現金の高少なく、銀行は比較的少額の支拂準備金を以て、大なる預金を支持するを得べしと雖も、事業上の信用の沈衰するや、人民は銀行より預金を引出し、取引は多く現金に依て行はれ、銀行の貸出は自ら制限せられ、支拂準備金は銀行の金庫内に於て、増加するに至らざるを得ず。茲に於てか、信用の勃興する際には一定の銀行準備金をして大なる預金通貨を支持せしむるや明白なり。然れども事業其ものにして、舊來の

物價平準點に於て、此増加したる交換媒介物を吸引する程度まで膨脹せざる以上は、貨幣の價値は低落して、物價騰貴し、輸入の増加と共に、輸出減退し、爲替相場は輸出送點に騰貴し比較的過剰の貨物たる金は外國に輸出せらる可し。斯くて金の輸出せらるゝや、貨幣供給の減少に加ふるに、其減少の預金通貨を減縮する勢は相俟つて物價を低落せしめざるを得ず。之に反して事業上の信用減退せんか、前記と正反對の事相を生じ、多額の銀行準備金は少額なる銀行預金に對して必要と爲り、現金取引減少し物價低落し、輸入の減退と輸出の増進とを見る可く爲替相場は輸入現送點まで低落し、金は外國より輸入し來つて、貨幣供給若しくは預金通貨の増加に依て物價をして舊來の平準點に復せしむ可し。

元來社會に於て交換媒介物に對する需要の起れる際、一國の信用制度が既に其支拂方便を供給する能力の極度に達せる時と、尙ほ之に達し居らざる時とあり。若しも支拂準備金の多寡、信用機關の狀況等より考量して、既に其極度に達し居るときは、銀行にして交換媒介物を供給せんとすれば、新に多くの準備金を收得せざる可からず。此關係より從來社會に出て、流通せる貨幣は市場より銀行に回收

せらる可く、貨幣の限界的効用上進し、貨幣の價值は貨幣をして準備金の用に供せしめ、以て信用の膨脹を維持せしむるに足るの點に於て定まる可く、貨幣の限界的効用上進したる結果として、物價の下落を來し、或は少なくとも其騰貴を妨ぐる可くなる可し。又信用制度が其能力の極度まで運用せられ居らざる場合には、同一の準備金を以て以前より増加せる交換媒介物を供給するを得るが如くなれども、一方に信用の膨脹すると同一の割合に於て、物價騰貴を惹起すの勢を妨ぐるの事情あることを記憶せざる可からず。蓋し信用の膨脹其極度に達するときは、必ず割引歩合の騰貴を促すの常にして、此騰貴と共に、融通資金に對する利子は貨物賣却より生ずる利益を減殺し、以て信用の膨脹を抑制するに至る可し。換言すれば預金にして要求次第、貨幣を以て支拂はる可きものなる以上は、貨幣の形態に於て準備金を備ふるを必要とし、隨て貨幣、準備金並に預金の三者間には自動的に増減を律せらるゝ關係の發生を見る可く、如何なる銀行と雖も金庫中に多額の貨幣の存在するを見て、之に満足するものに非ず。必ず之を營業上に利用して、以て利益を博せんとす可く、而して之を爲すや、割引歩合を引下げ、低率の利子を以て貸出

を爲し、斯くて信用を膨脹せしむ可しと雖も、一旦此反對に準備金たる貨幣の在量減少せんか、割引歩合の引上に依て、信用を收縮せざるを得ざるなり。更に之を實際間の關係に就て推究するも、貿易の行はるゝ二國間の物價平準點は相互に獨立するものに非ず。固より二國は各種の貨物に就て同一の物價を有するの意義に非ずと雖も、尙ほ物價平準點が同一の關係を持するは事實なり。隨て信用膨脹の結果として物價騰貴の爲に輸入を増進せしめ、正貨の流出を招かんには到底膨脹したる信用を維持するに難く、結局正貨の減少に應じて、之を收縮するに至る可し。之を要するに信用證券の内にて、自由に個人の間に轉輸流通するものは、或る程度まで貨幣の代用物たるを得べしと雖も、其根本の性質に至ては、單に今日決濟せらる可き貸借を將來に延期するに止まり、今日節約せられたる貨幣に對する需要は他日に至つて之を増加せしむ可きなり。即ち信用の増加若くは信用證券の發生は一の取引即ち貨幣に對する需要ありて、始めて生ずること多きものとす。フラックス氏の如き、信用證券は全然商業上に於ける貨幣の用を絶滅せしむるを得ず。信用制度の作用を圓滑ならしむるには、其條件として、必要の場合には、何時にても

信用を代表する貨幣の存在するを要し、隨て貨幣の或る高は信用に伴ふ要求に應ずるに、缺く可からざるものなりとして以て數量説を支持するの論據に充てたり。

(Princ-Economic
Principles p. 163)

第三節 貨幣價値の變動

若しも社會經濟の組織簡單なる状態に居り、總ての取引は悉く一定の場所に於て、即時に決済せられ、隨て定期取引なるものにして、存在せざらんか、貨幣の職務は單に交換の媒介物たり、價値の尺度たるに止まり、相當の資格を備ふる金屬を資料として貨幣を鑄造し、之を主たる貨幣として貨幣制度を制定するときは、貨幣經濟の趣意を果すを得べしと雖も、社會組織の複雑なる今日に於ては、取引が成立と同時に直に決済せらるゝが如き、到底之を望む能はず。今日の社會に行はるゝ取引の多くは何れも期限付にして、取引成立と共に、當事者間に必ず貸借の關係を生じ、一方を債權者たらしめ、又他方を債務者たらしめざるを得ず。貨幣が貸借の標準たる職務を果し、取引成立の時より、其完了の時に亘りて債務を決済するの目的物

たるは、如上の事實に基くものにして、貨物の賣買、給料、賃銀、利子の授受、租税の徵收、納付等一として此關係に據らざるはなし。殊に近代經濟社會の進歩するに隨ひ、其特徴として注目に値するは、諸般產業に必要な資金が之を經營するに適當なる人に依て管理せられ、之に適當せざる者は債券株式を所有して、利子配當の頒與を得るに止まるの一事にして、此結果貸借の關係は愈々複雑繁多ならざるを得ず。若しも貨幣にして單に交換の媒介物たり、價値の尺度たるの職務を盡すに止まらんか、貨幣は流通運搬に便宜にして、又相當の價値を有するものなれば即ち足れりとす可しと雖も、此れ以上に更に期限付の契約に對して、一個の標準たるの職務を盡すに於ては、是等の資格に加ふるに、他の一資格を必要とす。即ち貨幣の價値が一定の期間を通じて、其確實を維持し、契約の成立より其履行に至るまで、債權者債務者の利害關係をして常に同一の地位に居らしむること是れなり。蓋し此要件に反して、貨幣の價値變動せんか、即ち一國の經濟社會に不健全なる分子を誘導せざるを得ず、固より富の破壊は生ぜざるも、富の移轉は之を免かれず。而して此移轉たる、正當の理由に基かざるものなる以上は、人をして自己の勤勞に依て、富を得

るよりも寧ろ投機僥倖に依て之を得るの念を強からしめ、生産に對する獎勵、經濟上の成效に對する尊敬を薄からしむるの道理なればなり。

貨幣價值の變動は一國の經濟社會に如何なる影響を及ぼす可きや。先づ貨幣價值の下落したる場合より立論するに、貨幣にして價值の尺度たるの職務を盡す以上は、貨幣の價值下落するときは、其結果として必ず(一)一般物價を騰貴せしむ可く、(二)總て貨幣の購買力低減し、一般の物價騰貴するときは、定額の債務を負ふ者は其負擔を輕減せられて利益す可し。一般の債務者、納税者、其他法律習慣若しくは契約に依て定額の支拂を爲す義務を負う者の如き、即ち此地位に立つを得。例へば甲乙の間に一年を期限とし、年利五分を以て百圓の貸借を爲したりとせんか、債務者は期限終了に際し、百五圓を債權者に交付して、以て貸借を決済するを得るの道理なれども、其間遽に貨幣價值に一割方の低落を告げたりとすれば、債務者の返済する百五圓の貨幣は一年前即ち契約成立當時に於ける九十四圓五十錢と同一の購買力を有するに過ぎず。茲に於てか債務者は返済の際に、借入れたる當時の貨幣を以て購ひ得たるよりも、少量の貨物を賣却して、以て負擔を免かるゝを得る

が故に、貨幣價值の下落したるだけ、其負擔を輕減せらるゝものなり。或は貨幣價值の變動は一年を通じて、或る程度に於て行はるゝも、貸借の決済は一年内に於ける短少の期間に於て頻繁に行はるゝが故に、一年を通じて、行はるゝ貨幣價值の變動を以てしては、大なる影響を債權者並に債務者に及ぼさざるが如しと雖も、終局の効果は必ず以上の如くならざる可からず。而して公私法人の債務に至ては、長期を以て、特色とするが故に、其影響特に顯著なりとす。(三)物價が或る期間繼續して騰貴するときは、製造工業を始め、總て生産業に従事する者は貨物代價の騰貴せざる間に、仕込みたる原料品其他の材料を使用して、製造加工する間に、物價騰貴するを以て、自然事業の収益を増加し、産業を獎勵するに至る可く、其甚だしきに至るや、投機を誘致し、事業に向つて過度の資本投下を促し、之を固定せしむることあり。商人の如きは代價の騰貴したる貨物を買ひ、同じく騰貴したる代價を以て、之を賣却するが故に、纔に後者の前者に超過する差額を以て、利益とするに反し、製造工業者の如き多數の勞働者を使傭し、多額の賃銀を支拂ふ者は、賃銀が物價騰貴と同時に増進せざるの關係より、物資の代價と生産費との差の大なるだけ特に利益する

所著しきを得るの道理なり。(四)物價騰貴の一國財政上に及ぼす影響を考量するに、官業官有財産の収入は物價騰貴と共に増加し、租税中從量税法に據るもの、収入は變動せざれども、從價税法に據るもの、収入は課税目的物の金額大なるに隨て増加し、一方に一般經費中法律又は契約等に依て金額の確定せざるもの、殊に貨物購入、勤勞雇傭に關する經費の膨脹するを免かれず。(五)定額の債務を負ふ者が物價の騰貴に依て利益するが如く、定額の債權を有する者、法律又は契約等に依て一定の支拂を受くる者例へば官公吏其他民間の吏員、公債社債年金證書の所有者、貸金業者を始め一般の債權者、保險の被保險者、一般の勞働者は損失を蒙らざる得をず。蓋し貸銀俸給殊に後者の如きは物價の騰貴と共に、同一の程度又は速度を以て、之を増進せしむること困難にして、他の所得の項目にも亦同様の趣あるを以てなり。但し定額の給與を受くる者に於ても、兵卒、僕婢、家内工業の勞働者の如き、現物を以て、給與の一半を受くる場合には、物價騰貴の影響の緩和せらるゝを見る可し。

之に反して貨幣の價值が騰貴するときは、以上と正反對の結果を現はし、一般物

價の下落、産業の不景氣、債務者並に定額支拂の義務を負ふ者の負擔増加、債權者並に定額給與を得る者の利益、一般經費の減少、官業収入の減少、租税殊に從價税法に據るもの、收入減額を免かれざる可し。(Lyons-Investigations in Curr. n. y. And Finance, new edition, pp. 76 ff.)

然らば次に貨幣價值の變動は國際間の取引に如何なる影響を及ぼす可きや。固より二國が同一の貨幣本位制を採用するときは、價值變動の影響を蒙ること少なく、唯貨幣價值の變動が兩國の物價を左右する速度の緩急に依て、貿易上の關係に消長を來すに止まれども、例へば甲國は金貨を本位とし、乙國は銀貨を本位とする場合に、金貨の銀貨價值騰貴し、又は下落するか、或は金貨並に銀貨の價值は一般貨物に對して同一方嚮に於て變動したるも、尙ほ其變動の程度に於て異なるものあらんか、兩國間の爲替相場は動搖して、歸嚮する所を失ひ、兩國金融上の關係は爲めに阻隔せられ、各般の取引をして役機に類するに至らしむ可し。蓋し一國に資金を齎す者は必ず自國に於ける放資に依るよりも、高率なる利益を收むるの希望を有す可し。然るに今、爲替相場にして變動せんか、放資に依て生ずる利益を減殺す可く、此危險の存在するに拘はらず、尙ほ資金を放下する者ありとすれば、其利子

の高率なるは論を俟たざるなり。而して貿易上の關係を見るに、金銀比價の變動が繼續するときは、價値の騰貴しつゝある貨幣を本位とする國例へば金貨國に於て、一般物價が其割合に準じて下落せざる間は、價値の下落しつゝある貨幣を本位とする國例へば銀貨國に對して、貨物を輸出するに當り、輸出原價を回收するに、多額の貨幣(銀貨)を受取らざる可からざるを以て、金貨國の銀貨國に對する輸出品は銀貨國に於て賣價騰貴し、自然販路を妨遏せらる可く、一方に銀貨國の金貨國に對する輸出品は以上と正反對の理由に依り、獎勵せらるゝに至る可し。然も金銀比價の變動は常に同一の方嚮に於て行はれず、時に銀價が金に對して騰貴すると共に、時に不落するを以て兩國の貿易は自然投機の性質を帯び、健全なる發達を見る能はざるなり。

貨幣價値の變動に依り、内國經濟上に、將た又國際間に種々の影響を生ずること前論の如くなれども、其騰貴せると下落せるとを問はず或る時期を經過して久しきに及ぶときは、各種の事情は互に相調和して、斯る影響を消滅せしむるに至る可く、唯時の經過を必要とするのみ。例へば貨幣の價値下落して、物價騰貴するとき

は、定額の所得を受くる者は損失を免かれざるも、或る時期を經過するに隨ひ、賃銀給料等は他種類の所得と均衡を保つまでに引上げらる可し。固より賃銀が物價騰貴と共に上進するに就ては、勞働者の團體的運動を必要とす可く、其勢力の缺如せる場合には、兩者の調節困難なる可く、給料に至ては、更に物價變動の影響を受け、其騰貴に際して上進すること遲緩なりと雖も、結局の効果は斯の如く爲らざる可からず。商工業者の如きも物價騰貴と共に原料品の代價騰貴し賃銀給料共に上進せんか、事業收益の實額は是等に蠶食せられ、單に貨幣價値の下落したる爲めに、其稱呼金額を太ならしめたるに止まり、純益に至りては以前と同一の割合に歸す可し。

貨幣價値の下落に際して、債權者が不利の地位に、又債務者が有利の地位に立つことは曩に論じたる所の如し。然も斯る利不利の關係は決して永く繼續するものに非ず、或の時の後に於て金利歩合の變動を通じて、調和せらるゝものとす。蓋し資金の貸借は通例貨幣の形態に於て行はるゝと雖も、人の之を借入るゝや、貨幣として、保藏するが爲めに非ずして、貨物を買入るゝが爲めなり。而して之を貸出

す者も貨幣を介して貨物を貸渡したると異ならず。今貸借期間内に於て、物價騰貴したりとせんか、債務者は其借入れたる當時と同額の貨幣を債権者に交付するも尙ほ此貨幣は曩に購ひ得たるよりも、少量の貨物を代表するに過ぎざる可し。假に物價が毎年三分の割合を以て騰貴するものとせんか、年初に他人に百圓を貸與し、五分の金利を得んとする者は貸出金百圓と同一價値に相當する百三圓に加ふるに、之に對する五分の利子即ち五圓十五錢を以てしたる百八圓十五錢を收めざる可からず。即ち物價騰貴の際、債権者並に債務者の利害をして、其以前に於けると同一の地位に居らしめんとするには、金利歩合の上進を必要とす。債権者は必ず貨幣價値低落の爲めに自己の蒙る損失を償ふに、貸付金に對して、高率の金利歩合を要求し、債務者亦各自の競争上金利歩合を上進せしむるに至る可く、斯くて始め貨幣價値低落の爲めに得たる利益を後に金利歩合上進に依て喪失するに至る。斯く金利歩合上進するが故に、公債社債の如き利子の確定せる有價證券の市價は低落し、斯く低落したる市價を以て新に有價證券を買入れたる者をして、物價騰貴時代に確定せる率の利子を收得するの損失なきに至らしむ可し。利子の變

動し得るものは物價騰貴の時代に必ず利子の上進を來し、其變動し得ざるものは利子を付せらるゝ證券の市價低落に依て、其利廻を變動し得る金利と同一割合に達せしむるものなり。

或は貨幣の供給増加して銀行の支拂準備金豊富と爲らんか、銀行は之を基礎として信用を擴張するを得るが故に金利の低落を來し、上來叙述したる所と正反對の結果を生ず可しとするの説は屢々世間に行はるゝ所なり。然れども此事實の現はるゝは、貨幣價値の低落が物價の騰貴を惹起さざる或る期間に限らるゝものにして、物價騰貴し、而して其騰貴の勢の繼續すること確實ならんか、金利歩合の上進は之を免かる可からざるなり。

國際間の關係に就て考ふるに、前例の如く金價騰貴銀價低落の場合に金貨國より銀貨國に對する輸出が困難と爲り、銀貨國より金貨國に對する輸出が容易と爲るは金貨國に於ける物價下落と銀貨國に於ける物價騰貴との割合が金銀比價變動の割合に達せざる間に於て、或る時期を経過し、比價變動の影響が充分に兩國の物價に及ばんか、特に一方の貿易を獎勵し又他方の貿易を妨害することなきもの

とす。

故に或る時期を経過するときは、貨幣価値の高低より生ずる變動は舊來の關係に復す可きの道理なり。而して一國經濟社會の全體より見るときは、貨幣価値の變動より生ずる影響は一方に存する富を他方に移すに止まり、殊に貨幣価値低落の場合には社會に於ける債務の負擔、習慣の束縛を緩和輕減し、總て既得の富に依りて生活する者に負擔を加へて、一方に富の生産に従事する者に利益を與へ、社會の活動的階級に刺戟を及ぼすの觀あり。茲に於てか之を理由として、貨幣価値變動の影響を輕視し、或は其下落を可なりとする者なきに非ざれども、斯る所説は決して之を是認する能はず。何となれば如上の變動たる、本來正當の事由に基きて、生じたるものに非ず一方に不法の損失を加へて、他方に不當の利益を與へ、富の分配の公正を維持するを難からしむればなり。加ふるに物價下落の際に、損失を蒙る階級は物價騰貴の際に、利益す可しと雖も、偶々其同一階級たるに止まり、兩者の階級を成す者必ずしも同一の個人たらざるが故に、損得相償ふものとす可からざるを以てなり。彼の貨幣の價值下落するを以て、經濟上に利益ありとする所説の根

Inflationist

據は其下落が債務者に利益を及ぼすの效果あり、又經濟社會に於て債務者の階級を成すものは多く無産者なるを理由とし、以て之に利益を與ふるは社會全體の利益に調和す可しと云ふ一事に外ならざるが如くなれども、一國債務者の階級に對して、斯る斷定を下すは、事實に一致せず、獨斷に趨るの嫌ありとす。現に銀行の如き自己の所有する資産に超過する債務を負うて營業し、又商人事業家等にして、資本金以上に資金を借入れて、事業を經營する者少なからざる一方に、債權者の階級を見れば、薄給の吏員其他の有給者が粒々辛苦の結果、剩し得たる貯蓄金を他に貸付くる者少なしとせず。斯る紛糾せる事情あるに拘はらず、漫然債權者と債務者の地位を區別し、一方に損失を及ぼす可き貨幣本位を以て利益ありとするが如き、到底其意の存する所を知るに苦しまざるを得ず。

第四節 貨幣價值測定法

貨幣の價值が需要供給の關係に依りて、高低の變動を現はすこと前論の如くなるが、此高低を知り、貨幣本位が果して其主眼とする價值の確實を得ると否とを判斷

するには、如何なる方法を以て、之を測定するを可なりとするや。元來此測定法の必要を生ずる理由は之に依て定期支拂より生ずる負擔の輕重を知り、各地方又は各時期に於ける物價、貸銀所得を比較し進んで貨幣本位の適否を決するの標準を得るに在るを以て、測定の方法に就て最も其確實を期せざる可からず。

思ふに貨幣が價値の尺度たる職務を盡し、其價値を以て一般貨物の價値を表示し、之を物價とする以上は、貨幣價値の高低は必ず物價の上に反映す可きが故に、物價の高低を以て、貨幣價値の變動を測定するの標準とするを得べし。若しも總ての物價が共に騰貴し、又は共に低落せんか、貨幣價値の變動を測定するは、容易の業たる可しと雖も、斯の如きは實際に發生する所に非ず。或る物價は騰貴し、他の物價は低落すると共に、同一の程度に於て變動を生ずるものに非ず、隨て一定の方嚮に於て、物價の變動するの事實は明瞭なりとするも、變動の程度を測定するの困難に會せざるを得ず。又物價は貨幣との關係を離れ、貨物自身に變動の原因を爲すことあり。例へば政治上又は社會上の制度改革、新開地に於ける移住、新市場の開放、或る貨物に對する嗜好流行の變遷、新機械、新生産法の發明、海陸に於ける交通運

輸の進歩等貨幣と獨立して貨物自身の價値を左右する事項あるが故に、單獨に貨物の代價に生じたる變動を以て、如何なる場合に於ても、直に貨幣價値の高低を測定するの標準とする能はずと雖も、幾多の貨物を選定して、其物價を平均するとき、(一)戦争、流行又は嗜好の變遷等より、特殊の貨物に對して生ずる需要の増加は社會全體に於ける購買力の異動の之に伴はざる限り、他種の貨物に對する需要を減縮し、一方の物價騰貴は他方の物價下落に依て相殺せられ、全體の平均數に於て、斯る一時の變動を受けざる物價を現はすに至る可し。(二)物價は生産費の増減に依て、變動す可しと雖も、生産費の増減が廣く各種の貨物に及ぶ場合には、必ず貨幣の資料たる金銀の生産にも之を及ぼし、假令ひ時期の遅速若しくは程度の大小に於て異なるものありとするも、結局生産費の減少したる貨物の價値を測定するに、同じく生産費の減少したる金屬を資料とする貨幣を以てするが故に、全體に於て物價に及ぼす生産費變動の効果を消滅せしめ、物價の平均數を以て貨幣の價値を測定するの標準とするを得る道理なり。而して諸種物價の平均數は經濟學の術語に於て、指數(Index number)と稱するものにして、其算出の方法は一定の數の貨物を選

定し、其或る時期即ち基礎年度 (Base Year) に於ける平均物價を基礎物價 (Base prices) とし、之を百又は千と云ふが如き數字を以て代表せしめ、爾後一箇月又は一箇年に於ける平均物價を以上の基礎物價を代表する指數に比較し、以て高低の變動を明にせんとするものなり。

今指數の實例を例解すれば、大略左の如し。

物價	一八八〇年		一八九〇年		一九〇〇年	
	物價	指數	物價	指數	物價	指數
鋼鐵一噸	25.00	100	23.00	92	26.00	104
穀物—ブレンネル	.50	100	.45	90	.55	110
小麦一回	.90	100	.92	102	.95	105
羊毛—ペンネル	.30	100	.25	83½	.28	90
石炭一噸	2.00	100	1.80	90	2.10	105
砂糖一擔	15.00	100	14.59	96½	14.00	90
平均		100		$\frac{6 \overline{) 554}}{92\frac{1}{2}}$		$\frac{6 \overline{) 607}}{101\frac{1}{2}}$

右の表に據るときは、千八百八十年の平均指數百に對し、千八百九十年の指數九十二、三分の一、千九百年の指數百一、六分の一なるを以て、千八百八十年に比較して、千九百年は貨幣の價值下落し、千八百九十年は貨幣の價值騰貴したるものなるの事實を推測するを得べし。從來此方法に依て、物價を調査するものに、倫敦エコノミスト社の調査、ソーエルベツク氏の調査、英國商務院、米國勞働省等の調査あり。今左に倫敦エコノミスト社並にソーエルベツク氏の調査を叙述して、其一斑を示す可し。

エコノミスト社の指數算法。此指數算法は經濟學者ニユーマーチ氏の創意に成るものにして、各種の貨物二十二種を選定し、千八百四十五年より同五十年に至る六年間の各種貨物の平均卸賣價格を百とし、其後毎年一月一日并に七月一日の物價を右平均物價に比例して、數字に改め、各種の分を算出合計し、標準物價の合計二千二百に對して、毎調査期に於ける各種平均物價の指數合計を比較し、以て物價の高低を測定す。近年は千九百一年乃至千九百五年の五個年間平均物價を基礎指數とし、之を二千二百の數に依て代表せしむ。調査に付する貨物は珈琲、砂

糖、茶、煙草、小麥、肉、綿、麻、羊毛、藍、油、材木、獸脂、皮、銅、鐵、鉛、錫、綿毛、交織綿絲、織物等にして、最近の調査左表の如し。

一九一六	一九一四	一九一〇	一九〇八	一九〇六	一九〇四	一九〇二	一九〇〇	一八八〇	一八六〇	一八四五—五〇年
四三二二	二六五八	二七二三	三三九三	二二六一	二二〇二	二一九七	二一四五	二五三八	二七〇六	二二〇〇
一九一七	一九一五	一九一三	一九一一	一九〇九	一九〇七	一九〇五	一九〇一	一八九〇	一八七〇	一八五七年
五五〇一	三三一三	二六九二	二五五〇	二二九〇	二三二五	二一三六	二〇〇三	二二三六	二六八九	二九九六

一九一八	一九一〇	一九一八	一九一九	六〇八九	七六三四	一九一九	六三三二
------	------	------	------	------	------	------	------

ソリエルベツク氏の算出法。ソ氏の算出法はエコノミスト社の方法と比較すれば大同小異にして、エコノミスト社が一月並に七月を調査期とし、各一日の物價を以て、指數の算出に充つるに反し、氏は一ヶ月の平均物價に據り、更に一年の物價を平均し、食料品並に原料品に就て七十種内外の貨物を選んで此平均數を算出し、千八百六十七年より同七十七年に至る平均物價を百とし、爾後の高低を比較して、常に之を世間に公にす。近年ソリエルベツク氏其業を廢したるを以て、ステイチスト社之を繼承することゝ爲れり。最近の調査左の如し。

年	食料品	原料品	兩項平均
一九三三年	七二	六六	六八
一九九四	六六	六〇	六三
一九九五	六四	六〇	六二
一九九六	六二	六〇	六一

一九一〇	一九〇九	一九〇八	一九〇七	一九〇六	一九〇五	一九〇四	一九〇三	一九〇二	一九〇一	一九〇〇	一八九九	一八九八	一八九七
七四	七三	七三	七二	六九	七〇	六八	六六	六七	六七	六九	六五	六八	六五
八一	七五	七四	八六	八三	七四	七二	七二	七一	七二	八〇	七〇	六一	五九
七八	七四	七四	七九	七六	七二	七〇	六九	六九	七〇	七五	六八	六四	六二

即ちエコノミスト社並にツィエルベック氏の指數算出法は、定數の代表的貨物を選定し、其物價變動が一定の時期に於ける平均物價に對する割合を示す點に於て、軌を一にするものとす可し。而して其一般の貨物を網羅するに勉めたるは、貨幣價値の變動を知るの目的を有するが爲めに外ならざるが、物價指數は時に一

一九一一	一九一二	一九一三	一九一四	一九一五	一九一六	一九一七	一九一八	一九一九	一九二〇
七七	七八	七七	八一	一〇七	一三〇	一六八	一七〇	一七六	二四五
八三	九二	九一	八八	一〇八	一四〇	一七九	二〇八	二一六	二七〇
八〇	八五	八四	八五	一〇八	一三六	一七四	一九二	一九九	二六〇

般家計殊に労働者生活状態殊に彼等の純所得を示す資料とするの目的を以て、編成せらるゝことあり。英國商務院後日労働省の事務と爲す(が毎月調査し、労働統計摘要に於て發表する指數、合衆國労働省が同様月次發表する指數の如き、即ち之に相當するものとす。然れども斯る特殊の場合を除き、一般の問題として、指數の算出を爲すには、如何なる條件を遵守す可きや、又は等の條件より判斷して、前記二種の算出法は果して當を得たりとす可きや否や、以下是等の點に就て研究す可し。今、指數算出に必要な條件を數へんか、大略左の諸點に外ならざる可し。

第一 指數の計算に使用する物價は商品取引所に於ける公定相場に據る可く、若しも之を得る能はざる時は、信用ある大規模商店の卸賣相場に據る可し。蓋し取引所の公定相場は全國又は内外國に於ける需要供給を一處に集中し、多數の商人が互に競争して、之を定むるものなるが故に、眞實に價格を代表するに近く、且つ相場は公然世間に發表せらるゝを以て、容易に之を知るを得るを以てなり。コノミスト社、ゾーニエルベック氏、ステイチスト社共に此相場を用ゆるが如き、故ありとす可し。或はゼイトベール氏の如き、病院、救貧院、陸軍經理部等公共機關に於

て買入るゝ貨物の代價を標準とし、或は輸出入品の原價を標準とするものあれども、前陳の理由に據り、指數の算出に用ゆるには、卸賣相場を以て、最上のものとす可し。第二、指數算出に使用する貨物の數を決定するは、甚だ困難なる問題なるが、要するに計算の簡易と確實とを兩立せしむるの點を標準として、決定す可きのみ。計算の簡單を標準とすれば、成る可く貨物の少數なるを可なりとすれども、之をして少數に失せしめんか、計算の確實を傷くるに至らざるを得ず。即ち貨物の數多きときは、特殊の事情に依て、一貨物の上に取りたる意外の變動は他の貨物に起れる反對の變動に依て相殺せらるゝを得べしと雖も、貨物の少數なるときには、此作用を望む能はず、一貨物又は少數貨物に於ける特殊の變動に依て、指數全體を左右せらるゝことなしとせず。第三項以下に掲ぐるが如き資格を有する貨物の數は一國の經濟社會に於て、自ら限りあるを以て、此内より重要なるものを選択し、適宜の數を定む可きのみ。第三指數算出に使用する貨物は供給豊富にして、恒久の性質あるを必要とす。蓋し供給に制限ある貨物の代價は亂高下多くして、眞正の標準とする能はざるを以てなり。既に第一の條件に依て、取引所の公定相場を以て、

指數を算出する物價とする以上は、貨物も亦標準賣買の行はるゝものなる可きは明白の事實にして、第一の條件に關聯して、此條件の必要を生ず。第四、指數算出に使用せらるゝ貨物は各自獨立の關係に居るを要す。即ち製造品の如きは多く同一の原料品を以て、製造せらるゝものなるが故に、今、數多の製造品を指數算出の内に取り、同時に原料品をも之に加へたる場合に、各貨物に共通する原料品の代價が騰貴したりとすれば、其騰貴は原料品並に各製造品の代價に現はれ、一々之を指數に算入するときは、物價騰貴の計算をして、重複過重のものたらしむ。之に反して、食料品の如き、獨立の貨物を取るときは、一貨物の代價騰貴するも、他に影響を及ぼすこと原料品と製造品との間に於けるが如く、直接ならざるを以て、計算を重複せしむるの恐亦少なし。エコノミストの指數に於て、綿に關する貨物が棉花、綿絲、綿織物、綿毛交織物の四種を包含するを以て、往年南北戦争の際、棉花の輸入杜絶し、棉花の代價暴騰するや、其結果は過大なる程度に於て、指數に現はれたるが如き、此一例とす可し。第五、指數算出に使用する貨物は時代の變遷に依て、品質に於ける異動の少なきものなるを要す。蓋し貨物の品質は時勢の進歩と共に、高尚精巧の度

を加へ來り、此點より其代價の變動するを免がれず。即ち貨物の單位同一なるも、物價は品質向上の爲めに騰貴す可く、殊に製造工藝品に於て、此傾向の大なるものあるを以て、此點より見るも、原料品食料品を指數算出に使用するを以て、各時代に於ける物價の高低を比較するに便利なりとす。第六、指數算出の基礎とする時期は一般物價の上に高低の變動を現はすこと最も少なりし時なるを要す。エコノミスト社が比較の基礎とする千八百四十五年より同五十年に至る六年間は恐慌の時期を含むを以て、此要件に反するの嫌あり。第七、物價は一年の平均相場に據る可く、特定の時に現はれたるものを取る可からず。蓋し物價は季節に依り著しく變動するの常なるを以て、確實の標準を得るには、全年の平均を以て、之に充つるを至當とす。ソーエルベツク氏の算出法は此點に於て、エコノミスト社の方法に勝る所ありとす可し。

上記の諸點は指數の算出に就て、服膺す可き條件として、學者間に異論を見ざる所なるが、此外に算出上重要な問題にして、尙ほ議論の一定せざるもの少なしとせず。其二三を挙げんに、第一、平均數を求むるに當り、算術式に據るか幾何學式に

據るか、將た又ハイモニツク式に據るかの問題あり。例へば四と二十五と云ふが如き指數ある場合に、エコノミスト社並にソーエルベツク氏の算術式を以てすれば、十四半を以て平均數とす可く、幾何學式を以てすれば、十を以て平均數とす可く、ハイモニツク式に據れば、 $\frac{3(4+25)}{4+25}$ の方式を以て、六、二十九分の二十六を以て、平均數とせざる可からず。ジエヴォンス氏の如き幾何學式を主張し、前例に於て十を以て、眞實の平均數とするは、十が四に對して二倍半に當り二十五倍が十に對して、同じく二倍半に當るの事實に基く。故に此方法に依て平均數を算出するときは、物價騰落の變動を平均數に於て現はすこと少なきを得るが爲め、或る特別の貨物の上に生じたる極端なる變動をして、指數に誤まれる影響を及ぼすことなからしめ、斯る變動を平均數の上に於て、抑制するを得べし。然れども此方法を應用するときは、往々にして物價の上に實際發生したる變動を平均數の上に於て現はさるることあり。例へば左の如し。

$$\begin{array}{l} \text{金地一オンス} = \text{食料品一封度} \left\{ \begin{array}{l} \text{物價指數} \\ \text{平均指數} \end{array} \right. \quad 100 \quad \text{算術式にて} \\ \text{''} \quad \text{''} = \text{原料品一封度} \left\{ \begin{array}{l} \text{物價指數} \\ \text{平均指數} \end{array} \right. \quad 100 \quad \text{幾何學式にて} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{金地一オンス} = \text{食料品二封度} \left\{ \begin{array}{l} \text{物價指數} \\ \text{平均指數} \end{array} \right. \quad 200 \quad \text{算術式平均數} = 125, \\ \text{''} \quad \text{''} = \text{原料品半封度} \left\{ \begin{array}{l} \text{物價指數} \\ \text{平均指數} \end{array} \right. \quad 50 \quad \text{幾何學式平均數} = 100. \end{array}$$

右の方式に於て、幾何學式の算出を以てすれば、平均指數には全く變動を見ざりしものとせざる可らず。然れども事實は之に反し、金地二オンスを以て、従前は二封度の食料品並に原料品を得るに過ぎざりしに、次表に於ては二封度半を得る以上は、確に其變動は平均指數の上に現はれざる可からず。故に此場合には、算術式に據り、金地一オンスに對する平均指數が百より百二十五に増加したるを以て、至當とす。幾何學式には斯る遺漏あるのみならず、此計算亦複雑なるを以て、此方式は廣く行はるゝに至らず。ハイモニツク式亦之と同様なり。

第二に問題と爲るは指數算出に用ふる貨物の代價變動に就き、貨物の種類に依て、輕重の差別を設くるの可否是なり。蓋し貨物には其一國經濟上に於ける關係の重大なるものと、然らざるものとあり。エコノミスト社並にソーエルベツク氏の指數算出法に於ては、此輕重の差別に意を用ひず、各種の貨物に對して、盡く同様の地位を與へたり。隨て例へば穀物類の指數に二割五分の減少を見るも、同時に

毛皮、藍の如き雑品の指數に同一程度の増加を來したりとせんか、此増減は互に相殺せられ、平均指數に何等の變動を示すことなしと雖も、穀物類は國民日常生活資料として、最も重要な消費品にして、其騰落の關係頗る緊切なるは、雜品と同日の談に非ず。指數調査に於て、兩者を區別せざる爲めに、穀物類の代價の變動を他の物價變動に依て抹消し、之を平均數に現はさしめざるは、算出法の宜しきを得たるものに非ざるを以て、平均指數を算出する以前に、各種貨物の國民經濟上に於ける關係の輕重に應じ、相當の數を各種の指數に加乘し、然る後に平均數を算出し、以て前記の缺點を除去するを適當の手段なりとするの議論を生ず。此方法はバルグレーツ氏が千八百八十七年商工業不景氣調査委員會第三回報告に於て、發表したる指數算出法にして、氏は各種指數輕重の程度を區別する標準として、内國に於ける消費量を以てしたり。(Royal Commission on Depression of Trade and Industry, Appendix II pp. 312-96.) 此方法は所謂等差式(Weighting System)と稱するものにして、實例を以て説明すれば、左の如し。

初年	100	100	100	100	100	100
	小麦	銀	肉	砂糖	綿	平均
	100	100	100	100	100	100

次年 77 60 90 40 35 70.4

此表に於て、平均指數は百より七十、四に減少したりと雖も、此減少に與つて力ある物價の下落は銀、砂糖、綿に關せり。而して銀の如き國民消費に於て重大の關係ある貨物に非ず、砂糖の如き亦代價に一時的暴落を來したるものなるを以て、確實なる平均指數は寧ろ七十、四以上に居るものと推測す可く、等差式に據れば、之を表示するを得べし。即ち左の如し。

次年度の指數	各貨物消費率	指數
小麦	77	7
銀	60	1
肉	90	3
砂糖	40	2
綿	85	4
	352	17
		1289
		270 平均指數 $\frac{1289}{17} = 75.8$

然れども等差式指數は其如何なる方法に據り、又如何なる標準を取るも、事甚だ

複雑にして算出に困難なるものあり。等差の標準たる可きものは各種貨物の生産高又は消費高等なれども、消費量の如き、之を知るに難く、一度び之を知るも、習慣風俗の如何に依て、變動するを免かれず。茲に於てか等差式を取らざる代りに、普通の指數編成法に注意を加へ、貨物の選擇を嚴重にして、貨物の經濟上に於ける地位の輕重に相違なからしめ、重要な貨物は種々の形態を以て、或る程度まで多く之を物價表に代表せしめ、以て其物價の變動に重大なる關係を及ぼすものたらしむるを必要とす。エノノミストの物價指數が綿關係品を四種とし、一方に貨物の數を二十二に限れるが如き、聊か此種の意に出でたるものと見る可し。此點に就てラフリン氏が、等差式を取らざるが爲め、指數に於ける或る貨物の地位を過大ならしむるの誤は、貨物の數を増加することに依て、之を補うて餘りある可し。適當の等差を求むるよりは、貨物の數を多くすること算出上肝要にして、斯くて算出の確實を期するを得べし、又物價表に算入する貨物を適宜に選擇するは、等差法を採用するよりも重要なり」と云へるは、一の見解とす可きなり。
(Langhlin-Principles of Mon'y, pp. 187-187.)

我國に於ても近年日本銀行の行ふ物價調査は毎月初旬世上に公表せられ、物價

の高低を知るの材料たり。此物價表に於ては、貨物を第一類内國の生産消費に屬するもの第二類輸出品、第三類輸入品に區別し、第一類に於て穀物、鹽、味噌、薪木材、石材等三十二品を、第二類に於て茶生絲、羽二重、燐寸、綿絲等九品を、第三類に於て砂糖、小麥粉、大豆、毛斯綸、金巾等十六品を取り、明治三十三年十月の平均物價を百とし、爾後の高さを比較する方法なるが、指數算出の原則に背反するの點多きは前論に依て明なる可し。今最近年間の調査を掲ぐれば左の如し。

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
明治三十七年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同三十八年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同三十九年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同四十年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同四十一年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同四十二年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同四十三年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
同四十四年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80
大正元年	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80	101.80

第四章 貨幣價值論 第四節 貨幣價值測定法

同	二年	一四、五七	一三、〇三	一三、三六	一三、九六	一四、〇三	一三、〇三	一三、六六	一三、七二	一三、五三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三
同	三年	一〇、一六	一六、九六	一三、二四	一三、七二	一三、二二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二
同	四年	一〇、〇六	一三、六六	一三、三三	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二	一三、七二
同	五年	一五、八九	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三	一三、〇三
同	六年	一六、三三	一六、二二	一六、〇〇	一七、八七	一八、三三	一九、二二	二〇、八八	二二、八六	二二、九三	二二、九三	二二、九三	二二、九三
同	七年	二七、七二	二六、二五	二四、五七	二四、三三	二四、六九	二五、〇五	二五、四一	二五、七七	二六、一三	二六、一三	二六、一三	二六、一三
同	八年	二七、七三	二七、五三	二六、七一	二六、七九	二七、一六	二七、五三	二七、九〇	二八、二六	二八、六二	二八、六二	二八、六二	二八、六二
同	九年	二九、〇〇	二八、五三	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二	二八、二二

第五章 貨幣本位論

第一節 貨幣本位制度制定の標準

貨幣の流通状態を完全ならしむる爲めに、貨幣本位を定め、本位貨幣の價值に據て、他の貨幣の價值を律するの必要なるは、曩に論じたる所なり。從來各國が二種以上の貨幣を流通に付するや、人民をして其相互の市價に據り、其價值を定めて、流通せしめたる場合なきに、非ずと雖も、斯の如きは價值の確實を得る所以に非ず、時勢の進むと共に、本位制度を制定するを常とす。今、既往に於て文明國に行はれたることあり、又今日現に行はれつゝある貨幣制度に就て、本位制度を區別するに左の如し。

- 一、金單本位制(Gold Monometallism)
- 二、銀單本位制(Silver Monometallism)
- 三、複本位制(Bimetallism)
- 四、跛行本位制(Limping Standard)

五、金爲替本位制(Gold Exchange Standard)

今、各種本位制度の特色を説明し、其優劣を比較評論するに先だち、凡そ一國が本位制度を制定するには、如何なる標準に據て、之を選択す可きか、又如何なる標準に據て、其當否優劣を判断す可きや、其標準たる可きものを案ずるに、左の四條件の外に出でざる可し。

第一、貨幣の價值は如何なる本位制度の下に於て、最も確實なるを得るや否や。貨幣價值の確實なるを要するは、物價の變動を避くるの趣意に基くものなり。蓋し債權者と債務者、貨物の賣却者と購買者、貸銀支給者と貸銀收得者、定額の貨幣所得の支給者と其收得者との利害は多くの場合に於て、相衝突するものにして、殊に物價の變動するときは、是等當事者の孰れか一方は損失し、他方は利益する地位に立つを免かれざるが如しと難^難も、貨幣本位政策に於ては、斯る物價の變動に依り、一方に蒙らしめたる損失を以て、他方を利益せしむるの不公平を避くることを期せざる可からず。從來各國が種々の資料を選んで、貨幣に供用し、而して今日文明國に於ては、必ず金屬中、貴金屬を貨幣の資料に供用するの例を開きたるは、全く金銀が

他の金屬又は普通の貨物と比較して、價值の變動寡少なることを以て、重なる理由とするものなり。何故に金銀の價值は一般貨物に比較して、確實なるを得るか。其一斑は既に前節に於て略説したるが、其重なる理由は金銀が耐久的性質を有するに基く。隨て金銀と消耗品たる米穀棉花其他日常消費品とを比較せんか、何故に前者の價值の確實にして、後者の價值不確實なるやの事情を知るに難しとせず。即ち是等日常の消費品たる、一期の收穫より、次期の收穫に至る迄に、大概其現存高を消耗し盡し、一年定期の供給に依て、始めて次の期間に於ける需要に應ずるの性質なるを以て、若しも一年度の産額にして、不足せんか、直に需要に對して、調和の道を失ひ、其價值に劇變を生ずるを免かれず。即ち是等物資の價值は一年の收穫に於ける豊凶に依て左右せらるゝの關係に居り、殊に一年の端境期前後に於て、價值に高低の變動を蒙り易きに反し、金銀は斯る消耗品と全く性質を異にし、其使用に依て盡く消耗するものに非ず、貨幣として流通中に生ずる磨滅、水難其他天災の爲に生ずる滅失、不慮の事變に依て、地中水中に埋没せらるゝ貨幣又は地金の或る分量を除くときは、太古の時世に採掘せられたる金銀にして、今日に至る迄尙ほ其實

體を存し、供給の一部を成すもの少なしとせず。隨て金銀の現存高は年と共に累積し、米穀棉花の如き消耗品が一年定期の收穫に依て、其需要に應ずると異なり、累年堆積せる高に年産額を加へたる高を以て、需要に應ずるが故に需要の方に劇變あるも、多額の供給殊に各用途に分散せる供給を以て、之を支持するを得べく、又年産額に劇變あるも、其高たる、累年堆積の高に比較するときは、一部分に過ぎずして、増減孰れを問はず供給の大勢を左右するに足らざるを以て、米穀の類が一年の豊凶に依て、其供給に異動を見るが如き事實は金銀に於て之を求むる能はざるなり。

金銀の價值が他の一般貨物に殊に消耗品に比較して、確實なるを得るは、斯る事情に基くものにして、從來文明諸國一般に、金又は銀を貨幣の資料に充てたる理由亦茲に存すとすれば、本位制度を制定するに當ても此趣意に基き、貨幣價值の變動をして、最も寡少ならしむるの制度を以て、之に充つるの必要あるは、論を俟たざる所にして、此一事は本位制度の良否を判断する第一の標準たる可きものなり。

第二 一國經濟社會發達の程度に應じて、如何なる本位制度を立て、又如何なる種類の貨幣を本位制度の下に於て、使用するを以て、適當なりとするや、本位制度

を制定するに當り、第二に考量す可き點なり。蓋し一國の經濟事情發達するに隨ひ、各種取引の金額増加し、一口の支拂に要せらるゝ貨幣の多額と爲るは、必然の勢なるを以て、若しも價值の低廉なる資料より成る貨幣を本位に充てんか、貨幣の授受運搬に不便を感ずること少なからず、殊に時勢の進歩するに隨て、其然るものある可し。又之と同一の理由に據り、一國の經濟社會に分業の制度發達し、各種の事業が一地方に集中するに隨ひ、地方の間に多額の貨幣を運送するの必要を生ずるを以て、此點に於て便利なる本位制度を定むるは、貨幣をして交換の媒介物たり、貸借の標準たるの職務を完全に履行せしむる上に於て、極めて必要なりとす。

第三、内國の關係に於て、貨幣價值の確實なるを要するが如く、國際關の關係に於ても亦價值の確實を得るの本位制度ならざる可からず。蓋し本位貨幣として、價值の確實なるものを選定するときは、内國の物價は之に依て意外の變動を蒙らず、貸借の關係も亦攪亂せられず、貨幣をして完全に價值の尺度たり、貸借の標準たるの職務を盡さしむるを得れども、尙ほ今日一國の經濟社會に於て、重要な關係あるは、外國との通商金融にして、貿易と云ひ、資本の流出入と云ひ、其消長如何は一國

の經濟社會に容易ならざる影響を及ぼす可きを以て、假令は内國の關係に於ては價値の確實なる本位制度として稱揚するを得るに足るも、一方に自國と貿易金融の關係に於て密接なる聯絡ある國に對して、價値の確實を缺かんか、之を以て完全なる本位制度と云ふ能はざる可し。兩國の本位貨幣にして、同一の資料より成らんか、爲替相場の變動する區域は現送費を以て其限度とすれども、兩國互に異なる本位貨幣を取らんか、兩種金屬の市價の相違するに隨て、爲替相場動搖し、之が爲めに貿易の發達、金融の疏通を妨ぐ可し。内外經濟上の共通關係を開くの必要ある今日に於ては、本位制度の良否を決定するに當ても、亦外國との關係を斟酌せざる可からざるなり。

第四、最後に本位制度の適否を決するの標準は本位貨幣の資料たる金屬の供給が之に對する需要に應ずるに足るものなるや否やの一點なり。若しも其供給にして常に之に對する需要に應ずるに足らざるときは、貨幣の價値は常に騰貴の傾向を有し、價値の確實を維持す可からざるは勿論、貨幣として全體の職務を盡すに當て、故障を生ぜざるを得ず。固より近代の如く信用制度の運用發達したる場

合には、其作用に依て、或る程度まで本位貨幣供給の不足を補ふを得るが如くなれども、信用の據て基礎とする所は本位貨幣を以て確實に支拂を行ふの一事にして、此保證ありて、信用は始めて支持せらるゝを得るものなるを以て、其供給不足せんか、之を基礎とする信用取引の作用の收縮するに至るは必然の勢なるが故に、此點に就て充分の注意を要するなり。

第二節 單本位制の性質

以上論じたる四個の標準より判斷して、最も適當なる本位制度として、如何なるものを以て、之に推す可きか。先づ各種本位制度の特色より論ぜんに、單本位制とは其名の示すが如く、單一の貨幣を本位貨幣とするの制度にして、即ち金單本位制に於ては、金貨を以て本位貨幣とし、之に無制限法貨たるの資格を與へ、又其自由鑄造を認め、一方に貨幣流通上の便宜を謀り、定位貨幣の形態を以て、銀、銅、白銅等を資料として、貨幣を鑄造し、補助貨幣たるの用を致さしむ。日本英吉利獨逸諸國の如き、今日此制度を取るものにして、又之に近づかんとする國少なしとせず。銀單本

位制に於ては之に反し、銀貨を以て本位貨幣とし、銅、白銅等を補助貨幣するものなり。

貨幣制度の歴史に徴するに、併行本位制(Parallelwährung)なるもの、十八世紀に至る二三世紀を通じて、多くの國に行はれたることあり。即ち國家は各種貨幣の間に於ける法律上の關係を一定せず、人民をして市價の定むる所に據り、隨意に各種の貨幣を同時に流通使用せしめ、其間に統制を加へざるものなり。千六百十三年英國がギニー金貨を鑄造發行するや、民間に於ては金銀市價の高低に準じて、ギニー金貨に對する銀貨の割合を定めて、金貨を流通したるが如き、此一例たるのみならず、中世紀の都市に於て行はれたるの例あり、今日支那の貨幣流通状態亦之に類するとす可し。其主として流通する貨幣の金貨たり、又銀貨たるに隨て、單本位制なるが如しと雖も、外觀の類似するに止まり、單本位制たるの實質と異なることを認めざる可からず。

今、單本位制の論據とする所は何れに在りやと云ふに、左の如く之を類別するを得べし。

第一、凡そ萬般の貨物は需要供給の關係に依て、常に價値に變動の生ずるを免かれず。故に價値の尺度として金を用ひ、或は銀を用ゆるは、既に變動極まりなき貨物の價値を測定するに、更に價値の一定せざる標準を以て之に充つるものにして、到底不完全の嫌なきを得ず。然るに若しも其標準として、金銀兩種を併せ用ひんか、一定せざる二個の標準を貨幣の本位とするものに外ならず。二個の標準は單に萬般の貨物に對して、變動するのみならず、二個の間に於ても、常に相互の價値に變動を生じ、其變動する度毎に、一般貨物との交換比率即ち物價に影響を及ぼさざるを得ざるの道理なるを以て、貨幣價値の變動より物價に及ぼす影響をして其最少限度に止めしめんとするには、價値の尺度たる本位貨幣を單一にせざる可からざるの道理なり。

第二、單本位制は法制的形式を備へて、英國に於て實行せられ、其理論は専ら英國正統學派に屬する學者に依て、主張せられたり。而して彼等は經濟學一般の學說を貨幣問題に應用し、總て經濟上の事項に於ける國家干涉の範圍を縮少する意見を懷抱すると同時に、總て貨物の價値は生産費を標準とし、需要供給の關係に律

せられて、其正常點を上下し、國家に於て干涉を施すも、之を左右するの效力なきを以て、干涉を無用なりとするの趣意に基き、貨幣の鑄造流通に就ても、國家は單に一種の金屬に品位量目の證明を與へて、之を本位貨幣とする點までに干涉の範圍を限定し、此以上に國家を通じて、金屬若しくは貨幣の價值を支配するを不可なりとし、之を論據に充て、以て單本位制を主張するに至れり。即ち國家は貨幣資料を選定し、法定の品位量目に據れる貨幣價值を刻印し、而して私人をして之を標準として、各種の取引を行はしめ、之を以て貨幣制度に對する國家職務の限度に充てんとす。然るに複本位制に於ては、後に説明する如く是等職務の外に、更に第三の職務として、國家をして金の銀貨價值と銀の金貨價值とを決定せしめ、而して金貨と銀貨とに無制限法貨の資格を與ふることに依り、斯く定められたる比率の下に流通せしめんとす。然も法貨に關する規定は金屬の供給を控制するに足らざるを以て、到底如上の目的を達する能はずとす。正統學派の學者が概して單本位制を主張し、複本位制に反對したる所以茲に在りとす。(Pana Horton-Silver Pound, p. 42.)

第三、單本位制の下に於て、無制限法貨の資格を有するは、單一の本位貨幣ある

のみなるが故に、各種の取引を履行する目的物確定し、債權者は如何なる貨幣を以て債權を回収するを得るや、債務者は如何なる貨幣を以て債務を決済す可きや、其貨幣の種類に就ては契約成立の當時より、兩當事者間に於て、明確に之を知得し、契約期限内に於て、貨幣本位に變更の加へられざる限り、此豫望を實現するを得るを以て、大に取引を確實にし、國內に於ては、信用取引の發達を助け、國際間の關係に於ては、利殖の目的を以て、放下せらるゝ外國の資金を吸収し、通商上關係ある諸國の取引を自國に於て決済せしめて、之に對する料金を收め、座ながらにして、國際間の金融中心地たるを得るの利益ある可し。英國が千八百十六年來金貨本位制を施行し、他國の貨幣制度特に本位制度に紛更を極めつゝある間に處して、獨り明確なる貨幣本位を維持したるは、同國をして國際金融の中心地たらしめたる一理由として、單本位論者の夙に誇稱する所なり。

以上の三點中、第三の論點は金單本位制に限らるゝものなるが、第一第二の論點は單本位制に於て、其本位貨幣が金貨たると、銀貨たるとを問はず、共通する所なるが、更に一步を進めて、金單本位制と銀單本位制とを比較し、其孰れを以て他に勝れ

りとするやの問題に至れば、自ら議論の分岐するものなき能はず。

第一、金は之を銀に比較するときは、小量を以てして、多額の價値を代表するの特質を有するが故に、金單本位制の下に於て、金貨を流通せしめんか、貨幣の運搬授受を便宜ならしむるの利益あり。

第二、運搬授受の便利は必ずしも貨幣の主たる要件に非ず、更に重要なるは、價値の確實なると否との一事なるが、此點に就て從來學者の研究したる所に據れば、銀は金よりも價値確實なるを得べしと云ふ説廣く行はるゝが如し。是れ専ら金銀生産上の状態に基きて、立論したるものにして、其理由として、論者の擧ぐる所左の如し。

(イ)金は諸金礦より他の礦物と獨立し、金單獨の形態を以て採掘せらるゝもの頗る多きに反し、銀は金、銅、鉛等の諸礦物と合體して、採掘せらるゝ高相當の多きを占め、現に英國造幣局檢定官にして、鑛山學校の教授たりしロバート・オーステン氏が千八百八十三年の銀産額に就て調査したる所に據るに、各種産出高は左の如き割合を示したり。(First Report of Gold and Silver Commission, pp. 62-7. Append. VI.)

金礦物より精鍊高	五〇八、〇〇〇 ^{オンス}
鉛より同上	三〇、七二六、〇〇〇
銅より同上	七、二〇〇、〇〇〇
銀礦物より同上	四九、九二〇、七三三
合 計	八八、三五四、七三三

オーステン氏以來久しく此種の調査に接せざりしが、千九百三年米國々際爲替委員會の報告書に徴するに、銀が他の礦物と相共に産出せらるゝ傾向は從來に比して、更に顯著なるものあるが如し。報告の要領左の如し。

銀の産出に關する状況は印度造幣局閉鎖之に伴ふ銀價低落の以前に存したるものと今日大に異なる點あり。特殊の銀鑛より産出せらるゝ銀の高減少し、今日此方面より産出せらるるは全體の四分の一に達せず。銅に對する需要、之に應ずる供給共に増加したる爲め、銀の大部分は此の方面より得られ、一方に冶金法の改良は金、鉛を含有する鑛物より精鍊する銀の高を大ならしめたり。今や合衆國に産出せらるゝ銀の九割乃至九割五分は鉛、銅の精鍊に依て得らるゝ

ものなり。(Report of the Commission on International Exchange, pp. 18-81.)

更に千九百二十年印度通貨問題委員報告書中にも、銀の生産状況に關して、左の如き説明のあるを見たり。

千九百二十年中世界に於ける銀産額の約三分の二は劣等金屬より、其三分の一は貴金屬より精鍊せられたるものなり。更に其内の約五分の一は主として銀のみを採掘する鑛山より採掘せられ、約五分の四は金、銅、鉛、亜鉛等の同時に採掘せらるゝ鑛山の供給に係れるものなり。(Appendix XXX, to Report of Indian Currency Committee, 1919.)

即ち金、鉛、銅等の副合物として、産出製鍊せらるゝ銀の高は決して少なしとせず。而して銅鉛の類は今日工業上の補助材料として、之に對する需要多く、其産出高の増加するときは必ず經濟社會好景氣にして、商工業の繁昌する時期なり。然らば其副合物たる銀も亦或る程度まで經濟社會の好景氣なる時に於て、其産出高に増加を來し、其不景氣なる時に於て、産出高を減縮し、自動的に供給をして、需要に適合せしめ、以て價値の均一を保ち得るの道理なり。

(ロ)従來銀の産出採掘は大資本を擁する少數の鑛山に於て經營せられたるを以

て、其供給をして需要に投合せしむること容易なりしに反し、金の産出は其初期即ち沈澱池(Alluvial Deposit)に於ける時代に於ては、小資本を以て、其採掘を行ふに難からず、又特に機械的作用をも必要とせざるが故に、薄資なる事業家は金鑛發見の事を聞くや、投機的念慮を以て、妄に企業を試みんとするを常としたり。其結果は既に加利福尼亞並に濠太利の金鑛發見に際して、實驗せられたるが如く、遽に金の産出額を増加するは勿論、當業者は並立競争して、事業に従うの結果、需要に應じて、産出額を制限すること甚だ困難なる可く、隨て銀に比較して、金の價値に劇變を來し易しと云ふの所説は一般に認められたるが如し。

現に塊地利鑛山學の大家マキス氏の如き如上の理由に據り、銀の價値を以て、金よりも確實なりとするの所説を唱出するに至れりと雖も、他の方面より見るに、此所説たる、専ら金銀生産上の状態に就て立論したるものにして、更に一步を轉じて、需要の方面より觀察せんか、自ら異なる結論に到達せざるを得ず。即ち金銀に對する需要の方面より觀察するに、今日銀の需要は工藝上に於て漸次減少し、又各種の準備金其他貯藏用に需要せらるゝ所も亦少なく、唯纔に造幣上に於て需要あ

るのみ。換言すれば金は今日造幣用の金屬にして併せて工業上の金屬なれども、銀は産業上の金屬たるを主とし、造幣上の金屬たる範圍甚だ狭小なり。即ち造幣用に於ける銀は専ら定位貨幣の形態に特定せられたるが、元來定位貨幣のものたる、地金價值以上の造幣價值を有するの關係より、用途轉換の作用を生ずる能はざるに反し、金に於ては用途轉換の作用に依て價值の均一を保つ効果甚だ大なるものあり。且つ世界通商上に於て有力なる諸國が盡く金貨本位制を施行する以上は、金の生産に多少の過剰を生ずるも其生産高は全體に分配せられて、價值の變動を抑制するを得るに反し、銀には斯る作用を望む能はざるなり。リカードの嘗て此點に就て説を成して、銀は其需要供給共に規律あるの點に於て、價值確實なるを得。而して諸外國は何れも銀の價值に依て、貨幣の價值を律するが故に、全體を通じて、銀は本位として金に勝る所あり、又永遠に此目的に供用せらる可きは論を俟たずと云へり。千八百五十年前後濠洲並に加利福尼に於ける金鑛發見、金産額増加の結果金の價值低落し、金貨の本位貨幣たるの適否に就て疑惑を生ずるや、ヰエヴォンス氏は近時に於ける金發見の終局の効果は金をして價值の標準として

優越せる自然的地位を占むるに至らしむ可し。金の大なる累積高使用せられ、産出の區域擴張し、加ふるに各國民其産出に干與するに於ては、金の價值が從來よりも確實と爲るは勿論にして、金は其饒多なることに依て、自然に國際間の貨幣たる可きことを斷言したり。數十年前金貨國の局限せられたる時代に於て既に此議論ありとすれば、今日本位貨幣として金銀の優劣を論ずるが如き、無用の言とす可し。(Investigations in Currency and Finance, new edition, p.93.)

第三、又假に一步を譲り、銀の價值が金に比較して、確實なりとするも、既に説明したるが如く、貨幣本位の良否は單に内國經濟上の關係のみに依て判斷を下す可からず、對外經濟上の關係をも考量するの必要の存する以上は、今日の如く世界多數の商業國は何れも金貨本位制を實行し、銀貨を本位とし、或は主たる流通貨幣とする國にして、商業上稍や有力なるものは支那を除いて他に殆ど數ふるに足るものなき際に、單に内國に於ける價值の確實を理由として、銀單本位制を取らんか、内國經濟上に於ては、或は可なるものありとするも、一方に多數の國と貿易上金融上の關係の疎隔せらるゝに至るの不利を免かる可からず。隨て假に理論上銀貨

を以て本位貨幣に適するの議論を認むるも、實際政策上の問題としては、何等重きを置くに足らざるなり。

第三節 複本位制の性質

今日單本位制として、各國に採用せらるゝ制度を見るに、多くは金貨を本位とし、又實際學者の議論も之に嚮ふ所以は前節に論じたる所に依て、既に明白なる可し。然らば次に單本位制と複本位制とを比較して、如何なる點に優劣の關係ありや。先づ複本位制の何ものたるやを説明せん。複本位制とは金銀兩種の貨幣の間に於て、法律上一定の比價を定め、双方の貨幣に自由鑄造を認め、且つ無制限法貨たる資格を賦與するものなり。而して本位貨幣の外に、流通上の便宜を謀り、銀、銅、白銅等を資料として、定位貨幣を鑄造し、補助貨幣の用を致さしむるは、他の本位制に於けると異なる所あるを見ず。或は複本位制の定義を説明する學者中、往々にして其要件を逸する者あり。例へばダーウキン氏の如き、複本位制とは法律に定めたる比價に據り、二種の貨幣の一を以て、債務者に於て隨意に債務を辨濟するの制度

なりとし、自由鑄造に就て云ふ所なし。斯の如くなれば複本位制と跛行本位制との間に何等の區別を存せざるに至る可し。自由鑄造の道備はらざるときは、複本位制は適法に存立するものとす可からざるなり。(Darwin-Hinckellism, p.5.)

複本位制の論據とする所は左の三點にして、自ら單本位制の缺點に相當せり。順次之を説明す可し。

第一、單本位制に於ては本位貨幣の價値の變動甚だしきに反し、複本位制に於ては、其變動を抑制し、之を狭小なる範圍に限定し、進んで之を絶無ならしむるの作用あり。蓋し一種の本位貨幣のみを交換の媒介物として、使用するとき、其本位貨幣の資料として使用せらるゝ金屬の産出高に意外の増減を呈し、又金屬に對する需要に急劇の變動あらんか、其度毎に貨幣の價値は需要供給の原則に據り、假令其他の消耗品に於ける場合とは自ら程度の異なるものありとするも、尙ほ其影響を蒙りて、變動せざるを得ず。此價値の變動の免かれ難きは、單本位論者の明に承認する所にして、畢竟彼等の意見を以てすれば、單本位制の下に於て斯る變動ある以上は、二種の本位貨幣の流通する複本位制の下に於ては、單本位制に於ける場合

と比較し、正に二倍の變動を來す可しとの推測を下すものゝ如くなれども、複本位制の下に於て價值の尺度と爲るは、必ずしも二種の本位貨幣相並んで各別に之を爲すに非ず。複本位制の原則として、二種の本位貨幣の間に一定の法定比價を設け、之を標準として、二種の貨幣を流通せしむる以上は、此法定比價は兩者を連結し、二種の本位貨幣をして能く一種と同様の作用を致さしめ、加ふるに後に説明する矯制作用に據り、貨幣資料に於ける價值の變動を二種の貨幣に及ぼして、變動の區域を狭少ならしむるを得べし。

何故に複本位制に於ては、金銀市價の變動を二種の貨幣に及ぼして、以て價值變動の區域を減縮するを得るか。假に金銀の市價が永く一と一五半の比率を保ちたる場合に、銀の産出額意外に増加して、其供給を過剩ならしめたりとせんか、必ず其價值に影響を及ぼし、銀の價值は一般の貨物に對して、下落するは勿論、金に對しても亦下落し、一と一八と云ふが如き比率に變ずることある可し。此場合に他に斯る變動の勢を矯制するの作用にして存在せざらんか、銀貨を本位とする國の一般物價は直に銀の價值が一般貨物に對して下落したる影響を蒙り、物價の騰貴を

來すは勿論、貸借其他の關係をも攪亂するに至る可しと雖も、若しも假に一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實施する國ありとすれば、能く斯る變動を矯制するを得べし。即ち銀の價值が金に對して下落し、一と一八の比率を現はさんには、複本位制を實行する國に於ては、法定比價と金銀市價との間に間隔を生じ、内國に於て貨幣として金を使用するときは、其一を以て銀一五半と交換するに過ぎざれども、金地金として之を市場に賣却すれば、其一を以て銀一八と交換するを得べし。又單本位制の國に於ては、銀一八を以て金一と引換ふるを得るも、銀地金として一旦複本位國の造幣局に之を輸納するときは、銀一五半を以て、金一と交換するを得るを以て、銀は自然に複本位制の國に吸収せられて、之に對する需要を増加する一方に、金は複本位國より單本位國に流出し、又は内地に於て鎔解せられて、地金と爲り、以て其供給を増加し、需要供給の兩方面より銀價の下落と金價の騰貴とを抑制し、一旦一と一八に變動したる金銀の市價が複本位國の法定比價たる一と一五半と一致するまでは、此異動を沮止せらるゝことなしとす。此作用を複本位制の矯制作用 (Compensatory Action) と云ふ。假に説明の便宜上、一と一五半の法定比價に對

して市價が一と一八に變動するの事例を擧げたるが、矯制作用の實現を見るには兩者の差違斯の如く大なるに至るを要せず。兩者の差にして、(一)他の市場に貨幣を輸送する日數間の利子、(二)輸送の費用、(三)鎔解精煉の費用等の形態に於て、輸出者の蒙る失費を償ひ、且つ對手國と本國との爲替相場の變動若しくは地金市場の變動に依て、輸出者の蒙らんとする危険に酬ゆるに足らんか、直に矯制作用の發動を見るを得べし。

要するに矯制作用は人が廉價なる市場に貨物を購入して、之を高價なる市場に賣却するものに外ならず。一般の貨物に此種の取引の行はるゝが如く、貨幣にも亦行はれて、以て價値の變動を抑制するものとす。故に複本位制にして、完全に維持せられ、且つ其作用の大なるを得んか、金銀の需要供給に多少の變動あるも、其價値に及ぼさんとする影響を抑制し、常に法定比價と同一の割合を以て、金銀貨を流通せしむるを得べく、斯く法定比價が市價と一致する場合には、金銀貨共に貨幣たるの資料を異にするると雖も、其貨幣は法定比價に律せられ、隨て金銀兩種の本位貨幣あるに拘はらず、其本位貨幣たるの作用を致す上に於ては、金銀貨同一體にして、

一種の本位貨幣と異なる所なく、然も矯制作用ありて、價値の變動を抑制するを得るものなり。而して斯く金銀市價を確實ならしむるの結果、内國の物價に及ぼす變動を絶ち、貸借の關係を一定し、信用取引を圓滑ならしむるの利益をも數ふるを得べし。

第二、千八百九十年代の後半に至る三十年間、世界に於ける金の供給は大に不足して、之に對する需要に應ずるに足らず、爲めに金貨國に於ける本位貨幣の價値は著しく騰貴して、一般物價を低落せしめ、債務者の負擔を増加し、商工業の不景氣を來すと共に、農業の沈衰を招き、労働者を始め勤勞に依賴して衣食する者の所得を減じ、下層社會の生計に壓迫を加ふるもの、少なしとせざりき。是れ單一の貨幣を本位とするが爲めに生ずる缺點にして、複本位制の如く二種の貨幣を本位とするときは、斯る弊害の生ずることなきを得べし。即ち前記の場合に複本位制の矯制作用にして發動せんか、造幣上に於ける銀の需要を増加すると同時に、地金としての金の供給を増加し、兩者の作用相重なりて、金の價値の騰貴する勢を沮止して、金貨國に於ける物價下落を其甚だしきに至らしめず、物價下落の時代に、複本位制

採用せられんか爲めに物價騰貴の勢を助成するに難からず。複本位制に關する議論并に實際の運動が此時代に於て旺盛を極めたるもの亦怪しむに足らざるなり。

第三、單本位制の下に於て、列國が金銀貨の内、其欲するものを選んで本位貨幣とし、互に異なる貨幣本位を採用し、然も其間複本位制國の金銀市價の變動を矯制する作用を致すものなきときは、金貨國と銀貨國との爲替相場は常に動搖し、爲めに國際間に貿易、金融等に關する取引の發達を望む可からず。複本位制を採用する國あらんか、單に同一本位の國に於けるのみならず、矯制作用の效力充分なる以上は、之に依て本位の異なる國の間にも、爲替相場を確實ならしむるを得るの利益あるべし。

第四節 複本位制の論據評論

以上の三點は複本位制の論據として、複本位論者に依て、一般に唱出せらるゝ所なるが果して幾何の價値を之に許すを得べきか、是れ本節に於て研究せんとする

問題なり。

思ふに第二並に第三の論據は往時に於ては相當の價値を有したり。將來に於て之を復活することなきを必ず可からずと雖も、今日に於ては論據として、殆ど其勢力を失墜したるの觀なきを得ず。先づ第二の論據に就て云はん、千八百九十年代の前半に於けるが如く金の產出額が年々一定の高に固着して、毫も増加の勢を示さざる一方、列國は續々貨幣制度を改革し造幣上より金を需要する所甚た多く、且つ工藝上に於ても多額の需要の續出せる時代に於ては、或は金の供給不足、之に伴ふ貨幣價値の騰貴、物價の低落、商工業の不振等を理由として、單本位制に非難を加ふるを得たるの道理なれども、千八百九十年代の後半期に入るや、金產出の狀況は全く面目を一變し、長足の勢を以て増加して、殆ど其底止する所を知る能はず。殊に近時に於ては、金の供給過剰より生ずる影響を抑制する方法に就て議論を惹起すに至れるの狀態なれば、斯る際に供給不足を論據として、金單本位制を非難するが如き、全く機會を逸せるものと評するの外なきのみ。ジエツオンス氏は千八百八十一年五月發刊の「コンテンポラリー・レヅキユ」に於て、金供給過不

足の問題に論及し、近時世界の通商を行ふに足るの金が存在せざるの説に接すと雖も、斯る所説に對しては重きを置くに足らず。第一、金價にして騰貴せんか多額の金は産出せられ、金採掘の事業發達す可く第二、需要供給の變動にして、之を避くるを得るに於ては、或る限度内に於て金の存在する多寡の如何は全然問題とするに値せずとしたり。(Investigations in Currency and Finance, new edition, p.203.) 即ち今日はジェツオンス氏の指摘したる第一の事實の發生したるものにして、複本位制の論據の撼搖するに至れるや、明白なりとす可し。

次に第三の論點に就て見るに、千八百七十三年獨逸の貨幣制度改革以前に於けるが如く、世界有力なる國にして、尙ほ銀貨本位を採用するもの多く、隨て金貨國と銀貨國と相對して、貿易を營み、金融上の關係を結びたる時代には、双方の間に複本位制の國介在し、矯制作用に依て、爲替相場の均衡を維持するの必要最も大なりしと雖も、今日は形勢全く一變し、商業上有力なる國は殆ど擧げて金貨を貨幣本位とし、多少世界の經濟と關係ある國にして、銀貨本位制を採用するは一二數ふるに過ぎざるの状態なりとすれば、斯る場合には是等一二の國と爲替相場の均衡を維持す

ることを理由として、複本位制を主張する者ありとせんか、事の本末輕重を辨せざるの非難を免かれざるなり。

故に今日複本位制を主張する重なる論據は其矯制作用に依て、本位貨幣の價值を確實ならしむるの一事を除いて他に之を求む可からず。然も此論據は果して推重するに足る可きものなりや否や。此點は從來見解の分岐するを免かれざる所なれども本來複本位制の矯制作用なるものは決して絶對の效力あるに非ず、此作用に依て、本位貨幣の價值を確實ならしむるを得るの點に就ては大に制限を加へざる可からざるの事情ありとす。其理由左の如し。

第一、複本位制の下に於て金銀市價の變動する度毎に、價值の下落したる金屬を資料とする貨幣が其騰貴したる金屬を資料とする貨幣に代りて造幣上に需要せられ、一種の貨幣と他種の貨幣との間に於て、貨幣と地金との間に於て、用途轉換の作用を爲すは疑を容れざる所にして、此一事は矯制作用の基礎を以て目す可き點なるが、此用途の轉換は如何なる程度まで實際に行はれ、又如何なる程度まで金銀の市價に反應を及ぼす可きや。複本位論者の説明する所に據れば、金銀貨は造

幣上に於ける各自の需要の變動するに隨て、互に無制限に轉換し市價の變動甚だしきときは價値の騰貴したる貨幣は全く造幣上に於ける用途を絶つに至るものとす。果して斯の如くならば、矯制作用の効力は絶對にして、頗る有力なるが如くなれども、斯る事實は實際に現はるゝを必ず可からず。價値の騰貴したる貨幣が地金として流通外に驅逐せられず却て其下落したる貨幣と相並んで、高價の割合を以て、依然貨幣として使用せらるゝ場合ある可し。前例に據り、複本位制の國に於ける法定比價は一と一五、半にして金銀市價は銀の金貨價値低落の結果、一と一八に變動したりとするに、複本位論者の説明を以てすれば、法律に於て金銀貨に無制限法貨たるの資格を付與する以上は、用途轉換の作用に依て、斯る市價の變動を抑制し之を法定比價に一致せしむるを得べしと云ふと雖も、是れ法貨に關する規定を過重視したるものなり。斯る規定あるに拘はらず、銀行業者、兩替商其他多額の貨幣を取引する者は金貨に打歩を付し、依然貨幣として之を使用するの道を設け、金銀市價の變動如何に拘はらず、金銀貨を共に流通せしむる場合ある可し。是れ貨幣流通上に於て、國民の約定の効力あり、時に法貨の規定を除却し去るを得る

ことを證明するものなり。蓋し金貨は之を銀貨と比較するに、造幣上特殊の用途を存す。其少量にして、多額の價値を代表するが爲め、運搬に便利にして、各地方の間又は國際間に於ける取引を決済するの用に供せらるゝが如き、其用途の重なるものにして、既に斯る特殊の用途の存する以上は、複本位制の下に於て、金貨流出の端を發せんか、世人は盡く之を海外に流出せしむるを不便なりとし、打歩を付して其流出を防遏せんとするに至るを以て、自然の勢なりとす。果して然らば複本位制に於ける矯制作用は充分に其效力を發揮する能はず、隨て完全に本位貨幣の價値を確實ならしむるの効力なきの道理なり。況や金貨と銀貨とは貨幣として地位を異にし、前者は大額面の取引決済に、若しくは銀行の支拂準備金用に、後者は小額面の取引決済に適し、一方を以て他方に代らしむる能はざるの事情の存するに於てをや。

第二、假令ひ價値の下落したる貨幣が盡く其騰貴したる貨幣に代つて市場に流通し、充分に矯制作用を發動せしめたりとするも、市價の變動急劇なるか又は複本位國に流通する貨幣の高寡少にして、矯制作用の行はるゝ範圍狹隘なるときは、

市價と法定比價とを一致せしむること甚だ困難なる可し。即ち銀價低落と共に複本位國に於ける銀貨の鑄造高増加するも、必ずしも銀地金の供給を減縮するに足らず、金價騰貴と共に、複本位國に於ける金貨が地金として輸出せらるゝも、亦敢て金地金の供給を増加するに至らざらんか、即ち矯制作用の效果は不充分にして、複本位制の下に於て、金銀貨相並んで共に流通せず常に價值の下落したる貨幣のみを本位に充つることゝ爲る可し。英國の學者が複本位制を貶稱して、交代本位制(Alternate Standard)と云ふ所以茲に在りとす。而して複本位制に於て、斯る事情より交代本位制の實を現はすに至らんか、種々の弊害に接せざるを得ず。其重なるものを擧げんに左の如し。

(イ)既に前節に論じたるが如く、凡そ一國が本位制度を制定するときには、單に一國內部の關係のみに止まらず、對外的關係をも考量せざる可からず。否後者を以て、前者よりも重しとせざる可からざる場合あり。例へば或る國が一と一五半の法定比價を以て複本位制を施行しつゝある場合に、金銀の市價が一と一八に變動したりとし、而して複本位制の國に於ける矯制作用の效力は此市價の變動を抑制

するに足らず、隨て國內の金貨は盡く外國に驅逐せられ、複本位國より一變して、銀單本位制の國と爲りたる際、自國と貿易、金融其他の關係最も密接なる國の多數は金單本位制を取り、是等と本位貨幣の種類異なるに至りたりとすれば、其結果は如何。單本位制に變じたる後に比價變動せんか、其度毎に之を矯制するの作用存せる以上は、本位を異にする國の間の貿易は投機に類して、真正なる取引は全く跡を絶ち、國際間に於ける資金の融通を沮止し、國際間に資金需給の投合を見る能はざるに至る可し。

(ロ)斯く金銀比價變動の爲めに複本位國が單本位國に一變し前例に於けるが如く、銀單本位國と爲りたりと假定するに、尙ほ普通の單本位國と比較して、貨幣流通上の關係に異なるの點あり、即ち斯る事實上の銀單本位國に一變したる後に於ても、其國にして尙ほ法律上複本位制を維持し、造幣局を公開して、一と一五半の法定比價を以て、金銀貨に對する自由鑄造を行ひ、又此割合を以て、無制限法貨たるの資格を金銀貨に與ふる以上は、若しも市價が反對の方嚮に變動し、例へば一と一四と云ふが如き比率を現はすが如きことあらんか、再び矯制作用に依て、銀貨を流通

外に驅逐し、金貨を内國に吸収し、以て金單本位制の國に一變するに至る可し。果して然らば復本位制の國に於ては、常に價值の低落したる貨幣のみを本位とし、又之を流通するものにして、債務を辨濟するにも、諸般の支拂を爲すにも、兩種の本位貨幣中比較的價值の下落したるものを以てするが故に、金銀市價變動の狀態如何に依り、貨幣取引の目的物は常に變動して、定着する所を失ひ、此點に於て取引の安全確實を保つ能はざるの缺點ありと云はざる可からず。交代本位制は其表面に於て、單本位制と同一なるも、其實質に於て、之に劣る所以、茲に在りとす。

之を既往の實驗に徴するに、金銀市價の變動寡少にして、一方に復本位制の矯制作用の適用せらるゝ範圍も亦廣大なる場合には、復本位制の下に金銀市價の均衡を維持するを得たりと雖も、之と反對の事情の存する場合には、復本位制の作用は多く失敗に歸したる事實あり。今、佛蘭西に於ける復本位制の歴史に就て之を論證す可し。蓋し佛蘭西は千八百三年以來、一と一五半の法定比價を以て復本位制を実施し、以て多年に及びたるが、同國の如き多額の正貨を流通使用する國に於て、斯る制度を實行するときは、或る程度まで市價の變動を抑制するを得るの效力あ

るは論を俟たず。千八百三年以來、墨西哥並に南亞米利加の諸地方に於て反亂革命續出し、爲めに銀の産出額を減じたる一方には、烏拉爾並に西比利亞地方に於ける金の産出額増加し、供給過剰の爲めに、金價低落の傾を現はすや、佛蘭西は多額の金を内國に吸収して、之を金貨に鑄造すると同時に、銀貨を國外に排出し、以て比價の變動を抑制したるが、殊に矯制作用の效力最も顯著なる好適例として、見る可きは、千八百四十九年濠太利並に加利福尼に於ける新金鑛發見以後の事實に在りとす。次章に於て説明するが如く、是等兩地方に於ける金鑛の發見は世界經濟上に特筆す可き重大事件にして、世界に於ける金の産出額の増加したること驚く可きものあり。即ち千八百四十一年より千八百五十年に至る十年間の産出額は一年平均七百六十三萬八千八百磅に過ぎざりしに、千八百五十一年より千八百六十年に至る十年間の産出額は一年平均二千七百八十一萬五千四百磅に増加したり。金産額増加の勢此の如く急劇なる以上は、需要供給の原則に據り、金價は下落し、金銀比價に變動を來す可き道理なるに、少しく其徴候を現はすや、佛蘭西は多額の銀貨を流通外に排出して、其供給を増加する一方には、多額の金地金を内國に吸収し、

造幣局は其輸納を受けて、之を金貨に鑄造し、金に對する造幣上の需要を増加し、之に依て比價の變動を未然に防止するを得たり。左に此事實を示すに足る可き統計を掲ぐ可し。

金銀輸出入並に金銀貨鑄造表

年	金輸出入 <small>(+)入超 (-)出超</small>		金貨鑄造高 <small>百兩法</small>		銀輸出入 <small>(+)入超 (-)出超</small>		銀貨鑄造高 <small>百兩法</small>	
	金額	符号	金額	符号	金額	符号	金額	符号
一八五一	八五	(+)	二六九	(+)	七八	(+)	五九	(+)
一八五二	一七	(+)	二七	(-)	三	(-)	七一	(-)
一八五三	二八九	(+)	三二二	(-)	一一七	(-)	二〇	(-)
一八五四	四一六	(+)	五二六	(-)	一六四	(-)	二	(-)
一八五五	二一八	(+)	四四七	(-)	一九七	(-)	二五	(-)
一八五六	三七五	(+)	五〇八	(-)	二八四	(-)	五四	(-)
一八五七	四四六	(+)	五七二	(-)	三六〇	(-)	三	(-)
一八五八	四八八	(+)	八八	(-)	一五	(-)	八	(-)
一八五九	五三九	(+)	七〇二	(-)	一七一	(-)	八	(-)

年	金銀市價	金貨鑄造高 <small>百兩法</small>	銀貨鑄造高 <small>百兩法</small>
一八五〇	三二	四二八	一五七
一八五一	二四	九八	六二
一八五二	一六五	二一四	八六
一八五三	一二	二一〇	六八
一八五四	一五三三	二七三	四二
一八五五	一五三三		
一八五六	一五三八		
一八五七	一五二七		
一八五八	一五四六		
一八五九	一五五九		
一八六〇	一五三三		
一八六一	一五三三		
一八六二	一五三三		
一八六三	一五三三		
一八六四	一五二七		

即ち佛蘭西は一と一五半の法定比價を以て、複本位制を實行したるが故に、金價

下落の爲めに、市價が一と一五、半以内に變動するときは、金の輸入並に金貨の鑄造高を増加する一方に、銀貨の輸出を増加し、以て矯制作用を發動するに至らしむるものにして、當時金の産出額増加の著しかりしに拘はらず、金銀市價が略ぼ一と一五、半を中心として動搖し、此以外に急劇の變動を來さざるを得たるは、要するに之を矯制作用の效力に歸せざる可からず。或は佛蘭西に於て、一と一五、半の法定比價を以て、複本位制を實施せるに拘はらず、市價が正確に之と一致せざりしを以て、複本位制の作用を不完全なりとし、又矯制作用の効果を輕視せんとする者ありと雖も、法定比價と市價とは必ずしも相一致するものに非ず、又矯制作用の效果として、必ずしも、兩者を一致せしむるを必要とせず、唯市價の確實を得るに近き效果あれば、即ち之を以て足れりとす可し。殊に佛蘭西は當時金地金一キログラムの鑄造に對して九法の鑄貨を徵收し、輸納者に三千九十一法の鑄貨を交付したるを以て、金地金の造幣公價は一キログラムに付き、三千九十一法を超過せざる一方に、銀地金一キログラムの鑄造には三法の鑄造料を徵收し、輸納者には百九十七法を交付せるのみ。即ち銀貨は地金の價值よりも一分五厘高く、隨て金貨と引換の

上銀貨を鑄解して海外に輸出するまでには、銀地金の價值に一分五厘以上の騰貴を必要としたるなり。換言すれば、佛蘭西に於ては、鑄造料賦課の結果として、金銀市價の變動が一に對する一五、四五乃至一五、七四の間に居る場合には、金銀貨の孰れか一方を流通外に驅逐せざるの道理にして、鑄造料の賦課が貨幣價值の變動を大ならしむるの證據とするに足る可きなり。

以上は佛蘭西に於て複本位制の成效したる一例なるが千八百七十一年獨逸の貨幣制度改革後、金銀市價に變動を生ずるや、其變動の劇烈なりしが爲め、佛蘭西の複本位制は羅甸同盟に屬する諸國の援助を以てして、尙ほ前回と同一の效力を現はす能はず、空しく失敗に終れり。今、當時佛蘭西に於ける金銀の輸出入、金銀貨鑄造額並に金銀市價を示せば左の如し。

	金輸出入(十)入超 (一)出超	金貨鑄造高	銀輸出入(十)入超 (一)出超	銀貨鑄造高
一八七〇年	(十) 一一九	五五	(十) 三五	六九
一八七一	(一) 二二四	五〇	(十) 一五	二三
一八七二	(一) 五三	一	(十) 一〇二	二六

一八七三	(一)	一〇八		(十)	一八一	一五六
一八七四	(一)	四三一	二四	(十)	三六〇	六〇
一八七五	(十)	四五四	二三四	(十)	一九四	七五

金銀市價

一八七〇 ^年	一五五七	一八七三 ^年	一五九二
一八七一	一五五七	一八七四	一六一七
一八七二	一五六五	一八七五	一六六一

千八百七十年以後數年間は獨逸の貨幣制度改革に續いて、諸國も亦續々銀貨排斥の方針を以て、貨幣制度を改革したる一方に、銀の産出額は次第に増加したるを以て、若しも佛蘭西に於て引續き複本位制を維持し、例へば千八百七十一年より同七十三年に至る三年間に於けるが如く、多額の金を輸出せんに、其輸出を以てして、金銀市價の變動を抑制する能はず、隨つて金の輸出は其限度とする所を失ひ、結局複本位制より一變して、銀單本位制と爲り、前項に論じたる交代本位制の弊害を生ずるの危険顯著なるに至れり。茲に於てか佛蘭西は遂に法律上複本位制の作

用を停止し、即ち千八百七十四年を以て、銀貨の鑄造高に制限を加へ、千八百七十六年に至つて銀貨の鑄造を廢止し、以て僅に此危険を免かれたるものなり。此事實より推測するときは複本位制の矯制作用なるものは市價の變動劇烈と爲り、法定比價に對して、大なる間隔を生じたる場合には、充分の效力を發揮する能はざることを明白にして、金銀交代本位制に一變することを避けんとする以上は、永く金銀市價と異りたる法定比價を以て複本位制を維持す可からざるの理由は、佛蘭西の歴史に徴して、疑を挾む可からざるに至れり。

第三、最後に單本位制と比較して複本位制の缺點とする所は貨幣價値の變動頻繁なるの一事に在り。固より複本位制の下に、金銀兩種の貨幣相並んで流通する以上は、矯制作用の效力に依て或る程度まで金銀市價の變動を抑制するを得るは論を俟たざる所なれども、尙ほ金銀の生産又は消費の状態に異常の變動を生ぜんには、市價の變動を抑制するに足らざること前論の如し。金銀兩種の金屬中例へば銀の供給にして、金の供給よりも不規則なりとせんか、金銀兩者を基礎とする貨幣制度が一の金のみを基礎とする貨幣制度よりも不確實なるは、已むを得ざる

所なり。單本位制の下に於ては金貨國は金貨價值の變動に依り銀貨國は銀貨價值の變動に依り、各々其影響を受くるに反し、複本位制の下に於ては、双方の價值變動する度毎に、影響を蒙らざるを得ず。複本位論者の所説を以てすれば、斯く貨幣價值の變動は頻繁なりと雖も、變動の區域は双方の金屬に擴充せられて却て之を狭小ならしむるの利益ありとするが如し。思ふに複本位制の下に於ては、物價は低價と爲れる貨幣を單獨に使用したる場合に於ける程高からず、又高價と爲れる貨幣を單獨に使用したる場合に於ける程低からず、其間に居りて高低宜しきを制するの利益ある可しとするも、然も此利益は頻繁に物價に變動を及ぼすの損失を償ふに足るや否や。換言すれば複本位國に於ては、金銀市價の變動に依り、時に金貨を本位とし、時に銀貨を本位とし、本位貨幣の異なるに隨て、物價の高低極まりなきに反し、單本位制に於ては、一種の本位貨幣を使用するの結果、下落の方嚮に於けると、將た又騰貴の方嚮に於けるとを問はず、一の方嚮に變動するの差違ありとす。何れの種類の變動を以て、經濟上に弊害少なきを得るや、單本位論者と複本位論者との間に於て、議論の分岐する所なるが、一般に經濟社會の局面に立ち各種

の事業を經營し、又は商業取引を行ふ者の利害より云ふときは本位貨幣の價值が常に變動して高低極まりなきよりは、寧ろ一種の方嚮に變動するを以て、弊害の少なきを認めざるを得ず。何となれば物價が今後繼續して騰貴す可きか、或は繼續して、下落す可きか、當業者に於て前途を豫測するを得んには、之に對して自己の利益を保護するの手段を施する得るに反し、物價が時に騰貴し、時に低落するが如き亂高下を呈し、然も其間如何なる種類の貨幣を以て、債權を回收するを得るや、全然不明なる状態を以てしては、殆ど商業をして投機に類するに至らしむ可ければなり。殊に今日貸借にして商業上の關係に出づるものは、期限の短かきを常とするを以て、貨幣の價值に頻繁なる變動を生ずるが如きは、勉めて之を避けざる可からず。要するに銀が金よりも生産並に消費の狀況に於て、一層確實なるものあるの事實證明せられざる限り、金銀貨を本位とする複本位制が金のみを本位とする單本位制よりも、確實なる價值の尺度たるを得ることを斷定する能はず。

複本位制の缺點として、特に顯著なるものは、二種金屬中の一に對して、人爲的高價を付し、爲めに物價の確實を妨ぐるのみならず、却て之を攪亂して債權者債務者

の利害關係を毀傷するに在り。而して十九世紀末より二十世紀に入りて十數年間金銀市價は益々銀價下著の方嚮に於て變動し、從來複本位制の傳習的比價を以て目せられる比率に對して間隔を生ずること甚だしく、如上の非難有力と爲れるより、複本位論者は之に當る爲め市價と同一の法定比價を採用するの方策を主張するに至れり。彼のレオナード、ダーウキン氏の如き熱心に此方策を唱道したれども (L. Darwin-Bimetallism. 1897.) 此場合に於ても今後金銀市價に如何なる變動を生ずるやは、豫め之を知る可からず、金銀市價に些細の變動の生じたる爲めに、忽にして矯制作用の發動を來し、貨幣流通上に異動を生ずるが如き國民として其煩に堪へざる所なり。又斯る變動に接せざるとするも、本來社會の發達するに隨ひ、所得並に物價の平準點は漸次上進し、其上進と共に、貨幣として金貨を使用するに至るは、自然の勢なるを以て、之に背反する貨幣流通上の状態は、決して其可なるを認むる能はざるなり。

第五節 國際複本位制

以上論述したる複本位制の缺點は此制度の眼目とする矯制作用の完全に行はれざるが爲めに生じたるものと認む可し。隨て若しも矯制作用の效力完全にして、偶々價値の騰貴せんとする貨幣を排除し、一方に其下落せんとする貨幣を吸収せんか、能く金銀市價の變動を抑制し、金銀兩種の貨幣を同價にて流通せしめ、貨幣價値の確實を維持するに足ること、複本位論者の唱道する所の如くなる可し。茲に於てか複本位制に關して、利害得失の分岐する所は其矯制作用の完全に行はるゝと否とに繋がるもの少なしとせず。或は複本位論者の内には、所謂交代本位制の下に於て、常に一方の本位貨幣より他方の本位貨幣に移るは、複本位制の特色にして、一種類の貨幣が流通上に全く跡を絶つは、毫も憂ふるに足らずと爲し、或は常に價値低落の傾向ある貨幣を本位とし、一國の物價をして騰貴の方嚮に居らしむるは、經濟上に利益ありとするの説を唱ふる者なきに非ずと雖も、斯の如きは貨幣制度に關する根本の觀念と矛盾したる奇僻の議論にして、一顧の價値だも有せざるものと云はざる可からず。

要するに複本位制の利益を發揮せしむるには、矯制作用の完全に行はるゝを以

て、必要の條件とす。而して複本位制の範圍狹隘なるときは、其作用充分ならずして、結局金銀市價の變動を抑制するに足らざるを以て、複本位論者は更に論歩を進め、有力なる商業國が聯合して、複本位制を實行す可きの説を主張するに至れり。國際複本位制と稱せらるゝもの即ち是れにして、其所説の要領は一國單獨の複本位制の成效せざる理由を以て、矯制作用の適用せらるゝ範圍狹隘にして依て以て金銀市價の變動を抑制する能はざるの一事に歸し、此弱點を除却する爲めに、有力なる商業國が聯合して、一定の比價の下に複本位制を行はんか、大に矯制作用の勢力を増進すると同時に、此作用に對する反抗力なきに至らしめ、以て金銀市價確定の効果を發揚するの諸點に存す。隨て國際複本位制にして成立せんか、其結果として左の如き利益を生ずるものと想像せらる。

(一) 同盟國の間に同種類の貨幣を流通すること。

(二) 貨幣の價值を確實ならしむるを得ること。

(三) 同盟國の間に於て爲替相場の動搖を避くること。

(四) 貿易其他國際間の取引を發達せしむるを得ること。

以上の所説たる、金銀市價變動の甚だしかりし時代に、本位制度の問題に關聯して、有力なる學者に依て主張せられ、國際間に其實行の計畫せられたること亦一再に止まらざりしと雖も、然も常に失敗に歸して、一回も實行の機運に達せず、今日に於ては、一の空論として何人も之に重きを置くものあるを見ざるに至れり。今、其原因を案ずるに、第一は國際間の偏見なり。即ち複本位制が國際間に成立して爲めに、銀價に騰貴を來さんか、現に多額の銀貨を所有する國の如き、又銀の内國に産出せらるゝ國の如きは特殊の利益を收むるに反し、他の諸國は是等の利益を享くる能はず、恰も自國の努力に依て、他國を利益せしむるの嫌なき能はず。第二に國際間に貨幣制度を統一せんとする場合、如何なる國の制度を基礎とす可きか、同盟に干與する國は盡く自國の制度を維持せんとするの希望を繋ぎ、此點に於て利害の衝突を惹起さざるを得ず。第三從來複本位制度を採用したる國には各々一定の比價を存し、此の比價は國に依て異なり、新に複本位制の同盟を成立せしむるに當り、此異なる比價の孰れを採用す可きやも亦一の難題たる可し。第四複本位制成立の曉には同盟國の協約に依て、銀に人為的高價を賦與するの結果を生ず

可く、斯く協約の效果に依て高價を付せられたる銀貨を法貨として、金貨と共に、價務を辨濟するを得せしめんか、時に信用の基礎を薄弱ならしむるの恐ある可く、又既成の契約を攪亂するに至る可し。第五、國際複本位制が金銀市價と隔絶したる法定比價を以て實行せられ、而して其矯制作用發動せんか、金の價値は一般貨物に對して低落すると同時に、銀の價値は一般貨物に對して騰貴す可きを以て、從來の金單本位國又は銀單本位國は、共に複本位制成立の爲めに、物價の變動を免かるゝ能はざる可し。此點に就てマーシャル氏が金銀調査委員會に於て述べたる所は最も明瞭なり。曰く複本位制にして例へば市價よりも二割高き程度に於て、銀の價値を公定する特殊の形態を取らんか、金貨國の物價をして約一割騰貴せしむると同時に、銀貨國の物價をして約一割低落せしめ、世界全體の平均物價をして從來と同一の程度に居らしむ可しと。(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, p. 4.)以上の諸點は國際複本位制の成立に伴ふ困難の重なるものなるが、是等の困難を排除して此制度を成立せしめたりとするも、尙ほ金貨に對する優先の習慣の依然として存在する以上は、金貨の流出に際し、國民が能く晏如たるを得るや否やは未だ實際に明なるを得

ざるなり。十九世紀末に於ける二三十年間合衆國に於て、複本位論の唱道せらるゝや、特に複本位制に依て物價を騰貴せしめ、以て民望に副はんとする政治家の野心より、金銀市價一と三〇内外に居る場合に、一と一六の法定比價を以て、複本位制を行はんとしたることありき。若しも此種の計畫實行せられんか、銀は墨西哥、印度、支那より輸入せらるゝと共に、國內の銀産出高亦増加し、急劇過大なる貨幣價値の低落に依て物價を騰貴せしむるや必せり。斯の如きは貨幣本位制を通じて一國の物價を攪亂せんとするものにして、貨幣學說の根本を無視したるの嘆なき能はず。(Fisher-Purchasing Power of Money, p. 327.)

左に掲ぐる一二學者の所說に徴すれば、國際複本位制が曾て成效したることなく、今日に至て全然一個の空論を以て目せらるゝ所以自ら明なるを得べし。ナツセー氏曰く列國の間に複本位制に關する條約を締結したるのみを以てしては、未だ其履行を確保するに足らず。從來金貨を以て各種の支拂に充つるの慣例に習熟したる國民が形量の重大なる銀貨を取引に使用するに就て、反對することなきや、否や。又は金貨に打歩を付して之を流通上に留保せんとするこ

となきや否や、共に實際に起る可き問題なり。固より私人は契約を爲すに當て特に金貨を支拂に充つ可き約定を結ぶを得るを以て、若しも一般に斯る約定を結ぶの風を爲さんか、金貨は民間に流通し、一方に形量の重大なる銀貨は銀行又は國庫に残存するの結果を生ず可し。而して銀貨は國際間の條約に依て其價值を維持するものにして、條約の廢罷消滅と共に、價值に下落を來すの恐あるを以て、銀行にして斯る貨幣を基礎として、紙幣を發行するときは、危険の大なること論を俟たず。銀行も亦此事實を認め、成る可く兌換準備金の内に、金貨を多くして、銀貨を少なくするの策を取る可く、斯る情勢の下に於て、金貨が打歩を以て一般に流通するは、免かる可からざる所にして、複本位制の行はれ難き所以茲に在りとす。(Schonberg's Handbuch, Hb. I, S. 382.)

マインシャル氏は千八百八十六年の商工業不景氣調査委員會第三回報告並に千八百八十七年の金銀調査委員會最終報告に於て、複本位制に反對する意見を陳述したるが、氏が委員長の質問に對して答へたる所を抄録すれば左の如し。若しも定率鑄造制度(Fixed-Ratio-mintage)の下に、金銀の比價を一と一五半に法定

し、而して銀採掘の費用が金に比較し、繼續して低落するときは、下の如き結果を生ず可し。第一多數の金鑛は閉鎖せられ、一方に銀鑛採掘の利益は異常に増加し、銀の供給も亦之に伴うて増加す。第二、今日金の年産額二千萬磅の内、千二百萬磅は工藝上に使用せられ、ゼトトベール、ハウプト氏等の調査に據る約三百萬磅は東洋に送遣せらる。而して斯る工藝上の用途は何れも近代に起れるものにして、富の増殖分配に基くを以て、今後印度の如き、金が裝飾品たらず、貯藏の方便に充てらるゝ地方に於ても、尙ほ増加し、結局工藝上に於ける金の消費高は其一年の産額を超過すると、數百萬磅の多きに上る可し。第三、斯く金の蓄積高の減少し、一方に銀の蓄積高増加するときは、世上には必ず定率鑄造の約定の打破せられたる場合を想像する者を生じ、金銀の市價が一に對する二十にも、又三十にも變動するに至ることを疑ふ可し。第四、此種の豫想は世人をして争つて金を貯藏するに至らしむ可く、一方に確實なる資金貸出に對する利子歩合は低落し、利子の低落と共に人は他日價值の騰貴する金を貯藏するの念慮を強くす可し。蓋し金の一オンスは其價值に於て、銀の十五オンス半に當ると雖も、此價值

たる約定に依て維持せられ、而して其約定は何時破棄せらるゝや知る可からざるに於ては、人民は資金を他人に貸出すが如く、之を金に引換へ、貯蔵することに依て同じく利益を收む可く、定率鑄造制度以外の國にて尙ほ金貨を使用するものも、盛に金を吸収するに勉む可し。第五斯る場合に定率鑄造制度の國は如何なる處置を取らんとするや。若しも是等の國にして現時の政策に反し、敢て金の吸収に勉めず、之を其散逸するに任せんか、金の價值騰貴は豫想したる人を失望せしむ可しと雖も、事實は決して斯の如く爲らず、今後金の價值が其一に付き銀二十にも三十にも騰貴す可き場合に、一五半の割合を以て、金を使用し、之を海外に散逸せしむるは、各國の好まざる所にして、其政府は既往に於て爲したるが如く、將來に於ても、國際間の利害よりは、自國の利益に重きを置き、必ず金貨の吸収に着手す可く、斯くて數年ならずして、金貨は跡を流通上に絶つに至る可し。英吉利以下其他の諸國に於ては、銀貨は補助的用途に限られ、通貨の大半は紙幣より成り、而して此紙幣は約定成立の間は名義上金銀兩者を基礎とすると雖も、實際に於て金の鑛山より出づるや、工藝上若しくは貨幣協約以外の國の用途に

吸収せるゝ以上は、銀を基礎とすることゝ爲り、銀の産出高に依て伸縮するの結果を見る可し。

定率鑄造制度の主張者は之に複本位制なる名稱を冠すると雖も、複本位制の眼目は債務の支拂に金銀双方の定量を以てするの一事に存せざる可からず。然るに定率鑄造制度は事實交代本位制と爲り、二種金屬の一を以て支拂を行ひ、更に銀貨を基礎とする紙幣制度に墮落するの恐あり。(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, p. 9.)

世人往々マーシャル氏を以て複本位制に賛成したるが如くに傳ふると雖も、氏は如上の見地より、複本位制に反對し、進んで本位制度に關する新方案を案出したるものなることを記憶せざる可からず。

ニコルソン氏も亦從來最も熱心に複本位論を主張し、現に金銀問題委員會に於ては、委員の質問に應じて、金貨騰貴の爲めに生ずる弊害を敘述し、進んで其救済策に言及して、余の主張する救済策は協約的複本位制即ち重要なる商業國の間に於て一定の比率を以て、金銀貨を鑄造する國際協約の成立に外ならず。余の意見を以てすれば、重要なる商業國が此協約に加入する以上は、自今如何なる事情の起る

も、金銀市價の確定するを疑はず。此協約に於て採用せらるゝ法定比價は「一と一五半を以て可なりとするも、必ずしも之に執着するに非ず、一と一五半乃至二十の間に居らば即ち可なり」との意見を開陳したるが(First Report of Gold and Silver Commission, p. 207)千九百一一年發行の自著貨幣論第五版に於ては、國際複本位制に關して、左の如き觀察を下し、其成立を斷念するに至れり。

國際複本位制にして、其成立の豫備條件を備ふる以上は、今日に於ても尙ほ理論上其成立を期することを得べく、又之を以て利益ありとす可しと雖も、是等の條件たる、今日に於ては、實在を遠ざかること甚だしきを認めざるを得ず。從來最も公衆を感動せしめたる二種の議論即ち金供給の不足と物價下落に基く産業上の不振とは、金産額に於ける三倍の増加と商業膨脹の事實とに依て、從來有したる勢力を失墮したり。加ふるに各國が擧つて金貨本位制を採用し、又格別の故障に接せずして、多額の本位銀貨を流通に付するを得るの事實は相重なりて、複本位制をして更に實行の望なきものたらしめたり。銀行業者を始め金融の業務に執掌する者は、戰爭を眼前に控へ、或は戰爭を耳にするの今日、決して複本

位制の經驗を試みるを好まざる可く、又今後銀價が下落するも一時之を本位貨幣に使用したる時代に比較すれば、其影響の如き、微細のものたるに過ぎざる可し。(Money & Monetary Problems, pp. 440-11)

以上の議論に徴するときは、複本位制若しくは國際複本位制なるものが、往年の勢力如何に拘はらず、今日一個の空論たるの事實を想像するに難からざるなり。

第六節 跛行本位制並に金爲替本位制

複本位制は一國の單獨を以てするときは、必ず失敗するの運命を免かれず、國際間の聯合を以てするときは、基礎鞏固なるを得るが如しと雖も、聯合眞ものゝ成立する望なく、一方に佛蘭西の如き、北米合衆國の如き、兩者の計畫に共に失敗して、事實上の金貨本位國たるを期して已まざる次第なれば、今日文明國にして複本位制を實行するの國は一として之を見る能はず、最近數十年間複本位制又は銀單本位制を實施せる國は何れも貨幣制度を改革して、金貨本位制に移るの方針に嚮ひたり。唯在來の本位制度に於て、國內に多額の本位銀貨の流通したる場合に、一躍純然たる金貨本位制に移ると同時に、盡く本位銀貨を回收し、金貨のみを以て、本位貨幣

に充つるの方針を取らんか、金貨の調達、銀貨の回收處分に費用を要し、又國民をして新貨幣の流通に慣熟せしむるに就て、相當の困難あるを以て、是等の國は一時の便宜手段として、本位銀貨の鑄造を禁止し、其供給を制限して銀貨に地金以上の金貨價值を維持せしめ、之を定位貨幣としながら、尙ほ無制限法貨として、金貨と相並んで市場に流通せしめ、依て以て本位銀貨處分の困難を避けんとするの貨幣政策を取るに至れり。佛蘭西其他の羅甸同盟諸國、合衆國の如き、今日何れも此制度を取るものにして、之を跛行本位制と云ふ。獨逸が千八百七十三年の貨幣制度改革以來三十餘年間施行したる制度も亦之に外ならざりき。

故に跛行本位制の特質は(一)金銀貨に無制限法貨の資格を付與して、共に流通せしめ、(二)銀貨には自由鑄造を認めず、其供給は國家統制の下に一定の制限を加へ、斯くて銀貨の價值をして、實價に據らしめず、金貨に對する割合に依て、額面と相等しき貨幣價值を有せしむるの二點に存す。其跛行本位制の名あるは、金銀貨共に無制限法貨の資格を有しながら、獨り鑄造の點に於て、銀貨は金貨と同等の地位に居らず、隨て一の制度の下に於て、本位貨幣たる全部の資格を有する貨幣と其一部の

みを有する貨幣と相並んで流通し、跛者の歩行と同一の状態あるを以てなり。

跛行本位制實施の結果を考ふるに、假令ひ内國に於ては銀貨が、無制限法貨として流通するも、既に其自由鑄造の停止せらるゝ以上は、金銀の市價と法定比價との間に、如何なる點まで相違の存するに拘はらず、複本位制に於けるが如く、銀貨の鑄造高に増加を來し、銀貨供給増加の爲めに、金貨を流通外に驅逐するの事實を生ぜず、又自由鑄造停止の結果として、銀貨の價值は其地金價值に據らず、供給にして適度に制限せらるゝ以上は、地金以上の貨幣價值を保ち、金貨と同價を以て、流通するが故に、眞實本位貨幣として、一國の物價を左右し、爲替相場を決定するは、金貨にして、金銀市價の變動は是等の關係に何等影響を及ぼさず、此點に於ては跛行本位制は金貨本位制と同等の地位に立つものと云ふ可し。唯無制限法貨として、本位銀貨の流通する點に於て、複本位制と類似し、金貨本位制と相違するを以て、異色とするのみ。

近代の文明國にして跛行本位制を實施するものゝ最も顯著なる實例は佛蘭西以下羅甸同盟諸國に於て、之を求むるを得べし。既に前節に論じたるが如く、千八

百七十一年獨逸に於ける貨幣制度改革の結果、金銀比價と同盟諸國の法定比價との間に差違を生ずるや、是等の諸國に於ては、複本位制に於ける矯制作用の影響を蒙り、國內に流通せる金貨は銀貨の爲めに、續々外國に驅逐せられたり。然るに同盟國に於ては、金貨を以て商業上に便利にして、又國際貸借の決済並に銀行の準備金に充つるに最も必要な貨幣なりとし、必ず之を國內に留保せざる可からずと信じたる一方に、本位制度を純然たる金貨本位制に改め、從來流通したる多額の本位銀貨を國庫に回收し、地金として市場に賣却するときは、益々銀價下落の勢を誘致して、國庫に損失を招くの恐あるを以て、本位貨幣は依然之を內國に流通せしめざる可からざるの必要を認めたり。即ち純然たる金貨本位制を採用するは、國庫負擔を加重するの點より見て、許さざる所なるの事實に顧み、一方に此負擔を避けながら、他方に金貨本位制の實を收めんとして、斯く跛行本位制の如き、折衷の方案を實行するに至れるものなり。而して千八百七十三年より千八百九十年代の前半に至るまで、世界に於ける金の産出額は略ぼ同額に居れるを以て之に對する需要の強大なるに隨ひ、金の供給常に不足の傾なきを得ざりしを以て、佛蘭西以下羅

甸同盟諸國は本位銀貨を回收處分し、之に代ふるに金貨の流通を以てするの困難を感じ、容易に此機會に接する能はず、漸次遷延して、今日に至るまで此制度を存續するものなり。

以上の如くなるを以て跛行本位制の由來は偶然の事情より發したるものと見る可く決して一箇の學說に基き、之を完全なる本位制度と承認して、採用したるものに非ず。然れども此制度は一國が銀單本位制又は複本位制より金貨本位制に一轉する一時の手段として、頗る便宜ありとす可く、今後必ずしも之と同一の制度の他國に行はるゝを保せずとも、尙ほ同一の原則を準用して、貨幣制度を改革する國あると同時に羅甸同盟諸國並に合衆國に於ては、依然之を株守す可きを以て、試に以下其利害の存する所を論究す可し。

先づ長所の方より考ふるに、跛行本位制の利益とする所は左の如し。

第一、跛行本位制の下に多額の本位銀貨を流通し、之を交換媒介物とするの結果、世界に於ける金の需要を減殺節約し、金の供給に餘裕を生ぜしむるの一事は此制度に伴ふ利益の最も著しきものなり。蓋し跛行本位制は千八百七十三年以來

世界有力なる商業國即ち佛蘭西、白耳義、瑞西、伊太利、獨逸、合衆國等に於て本位制度として採用せられ、其多數は今日に至るまで、之を襲用するの狀に居るが、若しも是等の諸國が斯る便宜法を用ひず、盡く純然たる金貨本位制を施行することを期し、したらんには、世界に於ける金の分配に如何なる結果を及ぼしたりとす可きや。固より近時の如く、金の産出額著しく増加し、金の供給に聊か過剰を告げんとする時代には、此事あるも、敢て深く憂ふるに足らず、現に獨逸の如き、後に説明する如く、近時の金供給増加に乗じて、跛行本位制より純然たる金貨本位制に一進したるの例ありと雖も、十年又は二十年前に他の諸國が跛行本位制を廢棄せんか、遽に金に對する需要を増加し、世界に於ける金の分配を攪亂したるは、明白の事實なりとす。今米國造幣局長の報告に據り、千九百二年並に同三年金供給の未だ豊富ならざりし時代に於て、是等諸國に現存したる本位金貨と本位銀貨との高を掲ぐるに左の如し。

金貨	一九〇二年	金貨	一九〇三年
銀貨		銀貨	

佛蘭西	九〇三、五〇〇 <small>千兩</small>	三三三、五〇〇 <small>千兩</small>	九四七、七〇〇 <small>千兩</small>	三三三、四〇〇 <small>千兩</small>
白耳義	一九、七〇〇	二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	二〇、〇〇〇
合衆國	一、一七四、六〇〇	五七三、五〇〇	一、二四八、〇〇〇	五七〇、八〇〇
獨逸	七六二、八〇〇	七三、〇〇〇	七六三、五〇〇	六二、八〇〇

各國に於て、斯る多額の本位銀貨を排除し、之に代つて金貨を使用するの能否並に得失は姑く別問題とし、假に各國が國庫に及ぼす負擔の大なるを顧みずして、此方策を施したらんには、十九世紀末より二十世紀初葉、金の供給の缺乏を告げつゝある時代に於て、世界に於ける貨幣問題を紛糾錯綜せしめたるは當然なり。然るに跛行本位制ありて金に對する需要を緩和し、金價騰貴の勢をして、其甚だしきに至らしめざるを得たりとすれば、此制度の爲めに生じたる利益も亦尠少ならずとす可し。

第二、斯の如く跛行本位制は金貨に對する需要を節約するの利益を生ずと雖も、此利益たる廣く國際間に及び、一の跛行本位國に限らるゝものに非ず、跛行本位制が跛行本位國其ものに與ふる利益は如何なる點に在りや。思ふに各國が本位

制度を定むるに當り、跛行本位制に依て、多額の本位銀貨を流通に付するは複本位制又は銀單本位制の弊害を蒙ることなくして、尙ほ流通に適する貨幣を供給するの道たるを失はず、且つ資本の供給敢て豊富ならざる國に於て、貨幣流通上に多額の資金を固定せしむるは、國民經濟の見地に於て、得策なりと云ふ可からず。跛行本位制に於ける銀貨は其定位貨幣たる特質として、實價以上の表面價值を有するを以て、之を流通に付するときは、之を回収して、金貨を流通せしむるよりも、自ら流通に要する資金を節約するの利益あるのみならず、世界に於て需要寡小にして供給に餘裕ある金屬を貨幣に供用する點に於ても、亦利益する所少なからざるなり。次に跛行本位制の短所は如何なる邊に在りや。同本位制の缺點として數へらるゝ所は左の如し。

第一、跛行本位制の下に於て、本位銀貨の實價と表面價值との間に、異常の差違の存すること是れなり。今日三四の國に於て實行せらるゝ跛行本位制は是等の國が曩日複本位制の下に、銀價低落の影響を蒙り、法定比價と金銀市價との間に差違を生じたる場合に、本位銀貨の實價下落したるに拘はらず、其自由鑄造を停止し、

供給の制限に依て、以て表面價值を維持せしめんとする趣意に出でたるものなるを以て、本位銀貨の實價と表面價值との間に、差違を存するは勿論にして、此相違あるが爲めに、本位銀貨を回収して、之を金貨に代らしむるの困難なると同時に、之を流通に付するときは到底贋造の弊を免かる可からず。例へば佛蘭西の五法銀貨は今日表面價值を以て、流通すると雖も、其價值は金銀市價が一と一五半の場合に於て、金貨と同一の地金價值を保つものなるのみ、銀の金貨價值が低落して、市價が一と三五の割合に變ぜんか、五法銀貨の實價は表面價值に對して、四割五分内外に過ぎざるに至る可し。固より國家が此種貨幣の供給を適度に制限し、表面價值を維持せしむる以上は、斯る貨幣を流通に付するも、各種の支拂、貸借の決済に何等の故障を惹起さざるの道理なること、恰も定位貨幣の一種たる補助貨幣の流通と異なる所なけれども、民間に於て此種の貨幣を私造する者あるときは、假令ひ法定と同一の品位量目を保たしむるも、尙ほ私造者に一倍以上の利益を與ふるを以て、私造銀貨は勢市場に流通して、其供給に過剰を告げ、貨幣流通の状態を不安全ならしむるを免かれず。且つ國家が此種貨幣の供給を統制するに就ても、中央銀行の協

力を要し、同銀行に負擔を加ふること少なしとせざるなり。

第二、跛行本位制の下に於ける大額面の銀貨は一國の經濟社會發達して、取引の金額、支拂の數量の共に増加するに隨ひ、商業取引の必要に適合せざるに至る可し。蓋し經濟社會の發達と共に貨銀並に物價の標準は必ず上進す可きを以て、貨幣としては、小量を以て、多額の價値を代表するものを使用すること、流通運搬に便利なり。純然たる金貨本位制の下に於ては、銀貨を使用すると雖も、之を補助貨幣の形態に限るに反し、跛行本位制の下に於ては、舊來本位貨幣として流通したるものを定位貨幣として使用するの結果、其額面自ら高く、隨て一般の流通に適せず、強て之を流通せしむるときは供給を過剩ならしむるの危険なき能はず。

第三、跛行本位制に於ける本位銀貨は之に對する需要の寡少なる爲めに、供給過多と爲るの恐あるのみならず、假に相當の需要ありとするも、其供給をして需要に適合せしむること甚だ困難なり。蓋し今日國家は本位貨幣の表面價値と實價とを一致せしめ、以て貨幣價値の確實を謀らんとし、此目的を達する爲め、本位貨幣に對して、必ず自由鑄造の制度を認むるが故に、或る事情より貨幣の供給不足して

其價値騰貴せんか、地金は造幣局に輸納せられて、貨幣の供給を増加すると共に、其供給過剩を告げて、價値に低落を來せば、貨幣の一部は鎔解せられて、地金と爲り、又は外國に輸出せられて、自動的に貨幣の需要と供給とを調節するを得べし。是れ今日各國に於て自由鑄造並に自由輸出の認めらるゝ所以なれども、跛行本位制に於ける本位銀貨の如き自由鑄造停止の結果、定位貨幣の形態に於て流通するものに至ては、假令ひ供給過剩を告ぐるも、貨幣價値が地金價値以下に低落せざる限り、到底一部の鎔解又は輸出に依て其過剩を制する能はず。本位銀貨の價値は地金價値に達せざる範圍内に於て低落し、以て流通に困難を惹起すが故に、勢國庫又は中央銀行に於て需要に超過したる部分の銀貨を回收保藏し、以て人爲的に需要と供給とを調節せしめ、依て以て其表面價値を維持するの任に當らざる可からず。現に佛蘭西の如き千八百七十年來五法金貨の鑄造を停止して、本位銀貨に對する需要を増進せしむるに勉め、國庫は金貨と同價にて銀貨を收受し、佛蘭西銀行は請求に應じて、銀貨を金貨に引換へ、金貨と銀貨との同價流通を期すると雖も、尙ほ供給の需要に超過して流通上の状態を攪亂するを憂ひ、佛蘭西銀行をして一部の銀

貨を同收保藏せしむ。即ち千八百六十九年複本位制の下に於て、同銀行銀貨所有高は其最高額に上りたる時を以てして、五億九千三百三十萬法に過ぎざりしに、千八百八十年には十一億八千三百五十萬法に上り、爾後此額を上下して淪る所を見ず。歐洲開戦後銀價の騰貴に乘じ佛蘭西銀行は所有に係る銀貨を處分したる爲め、千九百二十一年當時に於ては、二億數千萬法に減少したり。固より此間佛蘭西の内外貿易は必ずしも大に發達して、以て銀貨に對する需要を増加したりと認むる能はざるに、佛蘭西銀行に於て、斯く準備金の一部に多額の銀貨を保有するは、跛行本位制を維持するの必要より已むを得ざるに出づるものにして、一方に金貨準備が之と同一の割合を以て、増加せざるに於ては、兌換制度の基礎を傷くるや、論を俟たざるなり。

而して此事たる、獨り佛蘭西のみに止まらず、合衆國の如き一と一六を法定比價として、本位銀貨の流通を謀るが故に、佛蘭西と同様の地位に居るは勿論にして、千九百年貨幣法改正の際、額面十弗以下の政府紙幣を回收し、又國立銀行の發行する五弗紙幣は全體の發行高の三分の一を超過す可からざるの制限を設け、致々とし

て一弗銀貨に對する需要を促進する方法を講じて已まざる所以なり。然も一弗銀貨のものたる、其量目形體の重大なるが爲めに、流通に便ならず、勢國庫に現在高の一部分を回收し、以て市場に於ける流通高を統制するの必要を生ず可し。而して國庫が多額の銀貨を所藏するは、財政上に負擔を加ふるの所以にして、勢之を處分せざる可からず。千九百十四年以後歐洲戦争の進行するに隨ひ、銀の價値の騰貴したるに乘じ、合衆國政府が國庫に所藏する銀貨を處分したるは、即ち右の方針に準據したるものにして、本位銀貨の在高は千九百十三年末に於ける五億六千五百六十九萬弗より、千九百二十年末に於て二億六千九百八十五萬弗に減少したり。一方に跛行本位制を實行しながら、他の一方に於て本位銀貨を無制限に流通せしむる能はず、寧ろ之を處分するの必要に接するは、跛行本位制其ものに缺陷の存することを表明するものなり。

跛行本位制と由來形態を異にし、然も其實質に於て相似たるものを金爲替本位制なりとす。跛行本位制は前論の如く、從來複本位制を取れる國に於て純然たる金貨本位制に移る過渡の一手段として、或は複本位制の爲めに、金貨の盡く流通外

に驅逐せらるゝを防遏する一方便として、銀貨の自由鑄造を停止し、金貨に準じて之を流通せしめ、之に依り内國の關係に於て、物價を表示し、又は貸借の標準を求むるには、一に金貨に據らしめ、金貨國に對する爲替相場の確實を保つと同時に、内國に於ては、流通の便宜上、無制限法貨たる銀貨を存しながら、價値の尺度、貸借の標準として、内外に對し金貨に據らしむるを主旨とするものなり。故に跛行本位制の下に於ては無制限法貨たる銀貨に對して、其價値の標準たる本位金貨の國內に存在するを要件とすれども、金爲替本位制に於ては、必ずしも本位金貨の鑄造、其國內に於ける流通又は存在を計畫せず、唯在來自國に流通する銀貨の自由鑄造を停止し、供給の制限に依て之に實價以上の高價を保たしめ、而して其保たしめんとする價値の標準點を外國金貨(殖民地の場合には本國金貨)の價値に求め、之に對して一定の比率を保持し、金銀貨の同價を維持する爲め、外國に準備金貨を備へ、之を資金として爲替手形を振出し、對外債務の決済に充つると共に、内國に於ける通貨の伸縮を統制するを必要とす可し。(G. Vissering-On Chinese) 然らば金爲替本位制の國に流通する銀貨は、銀價の高低に依て、價値を左右せらるゝことなきに至るを以て、銀價

の變動如何に拘はらず、金貨國に對し爲替相場の確實を維持するを得べし。而して跛行本位制を取る國に於て爲替相場の變動するや、時に金貨の輸出を來し、時に其輸入を招き、以て爲替相場の現送點を超越して、變動することなきを得せしむと雖も、金爲替本位制の下に於ては、外國に輸出せらる可き金貨、國內に流通せず、又外國より金貨輸入し來るも、之を國內に於て直接に流通せしむるを得ずして、如何にして通貨の伸縮爲替相場の確實を期するや。此點に就ては、金爲替本位制の下に、爲替相場が平準點を超えて、或る點に達したるときには、通貨を收縮し、其平準點以下の或點に降れるときには、通貨を膨脹して以て、所要の目的を達せんとするものにして、而して通貨の收縮は國庫自ら爲替手形を賣却し、斯くして得たる通貨を保藏することに依て之を行ひ、通貨の膨脹は斯く保藏せられたる通貨を流通に付することに依て之を行ふ。而して金貨國に對する爲替相場が稍や確實と爲るや、其國に於て一定の比率の下に、外國金貨を國庫に收受する方法を設くるときは、例へば内國に於ける貨幣の需要増加したる爲めに、銀貨の價値が金貨に對して、右の比率以上に騰貴せんか、金貨は自ら内國に流入し來りて、騰貴の勢を制し、國庫の行

ふ通貨の收縮と相俟つて、常に貨幣の價值を一定の率に居らしむるを得べし。固より金爲替本位制の下に於ける爲替の平準點は之を人爲的に決定したるものなるが故に、時に或る事變に依て、之を維持するの困難を感ずるは論を俟たず。又内國に於ける通貨を調節する目的を以て、爲替手形を賣却する必要あるは、前述の如くなるが、之を賣却するや、外國に一定の爲替資金の存在するを必要とす可く、隨て輸出超過國若しくは國際貸借上の債權國に非ざれば、時に外債を發行して、爲替資金を充實せざる可からざるの困難に接す可し。

金爲替本位制の作用以上の如くなるを以て、或る一國に於て、金貨を本位貨幣に採用して、實際に之を流通せしむるの準備を有せず、又其國の資力より考量して特に巨額の資金を費し、金貨を吸収するを以て、不得策なりとする場合に、尙ほ金貨本位制の實施と同一の效果殊に對外的關係に於て、同一の效果を收めんとするに最も適切の方策たるを失はず。跛行本位制は複本位制より金貨本位制に移る便法にして、一時に本位銀貨を處分するの必要を免がるゝの利益ありとすれば、金爲替本位制は銀貨本位制より金貨本位制に移り、然も多額の金貨を國內に吸収し、又之

を流通するを必要とせざる便法なりと云ふ可し。跛行本位制に於ては、銀貨の現在高が過剰と爲らんか、金貨との同價流通を維持し得ざるが故に、制度の壞敗するを免かれざれども、金爲替本位すに於ては、此種の壞敗を避くるを得べし。蓋し此制度に於ては、如何なる時期に在ても、金貨を流通に付するを要せず、國庫が一定の割合に於て手形を賣却し、以て銀貨を回收せんか、銀貨收縮の目的を達す可きを以てなり。金爲替本位制の便益斯の如く大なるは明白なりと雖も、制限的供給に依て、銀貨に實價以上の貨幣價值を付與する程度の高きに至るに隨て、跛行本位制に於けると同一の缺點を免かれざるなり。

金爲替本位制は千八百九十三年東印度に於て實施の端を開き、千八百九十九年を以て、確立せられたるに續いて、弗拉賓並に海峽殖民地に於ては、千九百三年巴拿馬共和國に於ては、千九百四年、墨西哥に於ては、千九百五年何れも之を實施し、以て今日に及べり。其詳細に就ては、後章に於て更に説明する所ある可し。

第六章 貨幣本位制度新案

第一節 金銀合成本位制

今日文明國の多數が金貨本位制を採用し、事實世界の貨幣制度は金貨本位制に歸するの趨勢ありとするも之を以て理想的最善の制度とす可からず。蓋し金貨本位制度の下に於ては、本位貨幣の價值は常に一般貨物に對して變動することゝ免かれざる以上は、此點に於て理想的制度を遠ざかるものと云はざる可からざればなり。茲に於てか、如何にして現時の貨幣制度をして理想的最善の域に就かしむるを得るやの問題は常に世人の注意を惹起し、現に既往の實驗に徴するも、從來の本位制度と稍や根柢の異なる組織を以て、新本位制度を案出したるものあり。其例證として本項に於ては三種の制度を擧ぐ可し。

第一は英國ケンブリッジ大學教授アルフレッド・マロシャル氏が複本位制に代る可き本位制度として、唱出したる所謂金銀合成本位制(Symmetallism)なるものにして、氏は金銀問題調査委員會同章質問第十四項に對する答案に於て其大體を叙述

し、更に委員會に於て之を説明したり。(Appendix to Final Report of Gold and Silver Commission, Q. 963 N.) 之に據るに今日の如き金銀互に獨立したる鑄貨を流通することの代りに、金銀兩者の定量を代表する紙幣を發行し、之を本位に充つるを以て、方案の要點とす。即ち現時の貨幣制度に於ては、一磅紙幣は純量一一三グレイン〇〇一の金貨と兌換せらる可きものなれども、氏の考案に成る制度に於ては、一磅の紙幣は金の純量五六グレイン半並に之に幾倍例へば二十倍する銀の純量一一三〇グレインと兌換せらるることとし、政府又は英蘭銀行に於て、隨時適當の準備金を置きて、之を發行し、或は右の割合を以て金銀兩者を提出したる者に紙幣を交付することゝすれば、紙幣は常に定量の金銀を代表する性質を備へ、恰も金銀を混合して貨幣を鑄造したると同様の効果を得べしと云ふに在り。氏は千八百八十七年の金銀問題調査委員會に此方案を提出して、委員の一考を求めたることあり。假に此方案にして、實行せられんか、第一複本位制の下に於けると異なり、金銀市價に變動を來したる場合に、廉價なる貨幣が高價なる貨幣を流通外に驅逐するの憂なく、第二紙幣は金銀の定量を代表するを以て、假令其價值が變動するも單一の金屬を資料とする本位貨幣に於ける

が如く、甚だしからざるは勿論、金貨の騰貴は銀貨の低落に依て相殺せられ、紙幣價值の均衡を維持するの利益ある可し。而して複本位制の法定比價は金銀双方の價值を代表するものにして、市價に對して相違を生ずることあらんか、矯制作用に依て、双方の價值に生ずる變動を抑制するの效力あること前論の如くなるが、マーシャル氏の考案に於けるが如く、重量を以て金銀兩者を連結し、二者相分離す可からざるものたらしむるときは、此種の作用は如何にして行はるゝや。假に重量の比率を一と二〇と定め、市價が一と三〇に變動したる場合の作用を示さんに、左の如し。

金 1. 銀 20 銀塊一オンス = 47片 15 £1 = 銀塊 2260 グレイヴン、

金銀合成本位制に於て、£1 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130,

£1 銀塊 2260-1130 銀 1130 = 金 56,

即ち右の方式に於て、銀塊二二六〇グレイヴンを所有する者は之を市場に賣却して、一磅を得ると同時に、之を折半し、其一部を以て金塊を買入れ、銀と共に國庫に提出すれば、同じく一磅の紙幣を得て、其間に何等の差違を存せざる可し。金塊を所

有する者も亦之と同一なり。然れども金銀市價が一と二〇より、一と三〇に變動したる場合には、之と異なり、左の如き作用を現はす可し。

金 1. 銀 30. 銀塊一オンス = 31片 £1 = 銀塊 3390 グレイヴン

金 113-56.5. 金 56.5 = 銀 1695,

1695-1130 = 565,

金貨一磅即ち一一三グレイヴンを所有する者にして、其一半を以て銀を買入るときは、銀一六九六グレイヴンを得べく、五六グレイヴンの金と一一三〇グレイヴンの銀とを國庫に提供して、一磅の紙幣を得、斯くて一六九六グレイヴンと一一三〇グレイヴンの差五六五グレイヴンを利益するの計算と爲るが故に、金貨を所有する者は、其一部を賣却して、銀を買入れ、以て紙幣を要求することゝ爲り、結局金の供給増加と銀に對する需要増加とに依て、比價をして一と二〇の舊率に復せしむるに至るものなり。

以上はマーシャル氏新案の要點にして、氏は此方案の利益として、(一)其經濟的にして、且つ確實なること、(二)經濟的なりと雖も、準備金にして大ならんか、今日金融市

場に屢々發生する急劇なる刺衝を避くるを得ること、(三)此制度に於ては貨幣の價値は金銀の平均價値に據て變動すること、(四)此制度は金銀市價を控制するを計畫せず金一オンスが銀五十オンスと同價と爲るも、爲めに影響を蒙らざるを以て、如何なる國も獨力を以て之を實行するを得、又英國並に印度の狀況に適應すること、(五)若しも多數の國に依て採用せられんか、直に完全なる國際的通貨の基礎と爲るを得ることの五箇條を挙げたり。今、金銀合成本位制を複本位制と比較するに複本位制に於ては矯制作用の行はるゝに當て、法定比價と市價との間に差違の存する間は、一方の貨幣を盡く流通外に排除するまで盛に其作用を致して、已む所なきに反し、マーシャル氏の案に於ては、紙幣の發行者たる政府に於て常に金銀双方の提供を受くるに非ざれば、紙幣を發行せず又兌換の際にも金銀双方を以てするが故に、政府は如何なる場合に於ても、一方の地金を準備以外に取去らるゝの恐なく、必ず之を準備金の中に留保するを得べし。是れ複本位制と異なり一國單獨に此制度を行ふを得るの理由として特にマーシャル氏の指摘したる所なれども、一方より見れば複本位制に於ては、全然流通外に驅逐せらる可き貨幣が金銀合成本位

制の下に於て準備として留保せらるゝは、即ち矯制作用の効果を薄弱ならしむるものに外ならず。前記の例に就て見るも、紙幣を以て引出したる金貨を流通外に排除するは、損益上何人も爲す能はざる所なり。矯制作用に供せらる可き金は單に地金として、又は工藝品として、現存するものに限らるゝを以て其供給の増額寡少なると同時に銀に對する需要の力も亦微弱ならざるを得ず。而して矯制作用の微弱なる以上は、市價の變動を抑制するの效力亦容易に事實に現出し難きを以て、重量の比率と市價との一致せざる間は、紙幣の價値は金貨を以て、之を測定せんか、常に動搖するを免がれず。即ち左の如し。

金 1: 銀 20, 銀塊一オンス 47^片 15, £1 紙幣 = 金 56.5, 銀 1130.

金 20 S = 113, グレイソ 56.5 = 19S 銀 444 グレイソ = 47^片 15, 1130 = 120^片 (10^片)

金 56.5 + 銀 1130, = 20

金 1:30, 銀塊一オンス = 31^片 43, £1 紙幣 = 金 56.5 + 銀 1130.

金 20^片 = 113, グレイソ 56.5 = 10^片 銀 444 グレイソ = 31^片 43, 1130 = 80^片 (6^片 80)

金 56.5 + 銀 1130 = 10^片 6^片 80 (16^片 86)

斯の如く爲れば金銀合成本位制の國の爲替相場は金銀市價の變動に依て、金單本位國に對して、動搖するを免がれざるは勿論、複本位制と同じく其實行を國際間に及ぼすに非ざれば、效果薄弱なる可く、而して國際間の協定困難なるに於ては、此制度も亦結局不可行に終るの嘆なきを得ざるなり。

オックスフォード大學の教授エッジワース氏が金銀合成本位制に對して試みたる批評は大體如上の説明と同一なるを以て、其要點を譯載し、讀者の印象を深からしむ可し。(Edgeworth, Thoughts on Monetary Reform, Economic Journal, Sept. 1895.)

假に英國が獨力を以て、此制度を實施したりとするに、本位貨幣の價値の變動を減縮するの點に於て、利益する所ある可し。唯金貨國に對する爲替相場に動搖を免がれずとするも、一方に銀貨國に對する爲替相場に確實を加ふるの利益を以て、前者の損失を補ふを得べし。蓋し銀と金銀混合物との價値の差は金銀價値の差の如く、甚だしからざるを以てなり。

複本位制の作用をして成效せしむるには本位貨幣の現在高が新に供給せらる可き金屬の高に對して、充分なる比例を保たざる可からず。若しも其高にし

て不充分なる場合に、金屬の供給急劇に増加せんか、爲めに複本位制の基礎は破毀せらるゝを免がれず。然れども金銀合成本位制に於て、一金屬の供給増加したりとすれば、即ち如何。最も不良なる結果の現はるゝを想像するも、尙ほ供給の増加したる金屬例へば銀が紙幣と爲る場合に、必要なる伴侶を得ずして、市場に汎濫す可きのみ。然も工藝上の用に供せられ、又は貯藏せられ、又は合成本位制以外に使用せらるゝ金は必ず其地位を離れて、銀と伴侶を爲すことを認めざる可からず。故に最悪の結果を云ふも、新に供給せられたる銀が伴侶を得ずして、次第に消耗するのみにして、此の事實は一方に銀の生産を抑制するに至る可し。

エッジワース氏は寧ろ成效の方面より合成本位制を觀察したるものなるが、吾人の所見を以てするに、今日金銀の生産、消費又は列國に於ける貨幣制度の關係より云ふときは、氏の所謂最悪なる結果なるものが合成本位制の下に於て容易に發現するを免がれざるなり。

第二節 計表本位制

第二に舊來の本位制度と聊か趣の異なるは計表本位制(Tabular Standard; Multiple Standard)と稱せらるゝものなり。此制度に關する議論は敢て今日に始まれるには非ず。ジョセフ・ロー。ポトレット、スコロップ等は千八百二三十年代に既に此種の議論を唱出し、而してスコロップが提案の理由として「政府が一國貨幣制度を統制するに當て、第一に着眼す可きは貨幣をして其價值に生ずる變動を最少ならしむるに在り」と云へるに徴するも此制度の趣意を知るに足る可く、近時貨幣本位に關する問題の喧傳せらるゝに隨ひ再び此制度を主張する者あるを見るも亦怪むに足らざるなり。(Joseph Lowe: The Present State of England, 1822. Pontet Scrope-Examination of the Bank Charter Act, 1833.)

元來債權者並に債務者をして、公正なる關係を持せしめんとするには、債務者の借入れたると同一價值の貨物を以て、債務を辨濟せしむるを要す。貸借の期間内に於て貨物の價值騰貴せんか、其少量を以て辨濟を行ひ、貨物の價值低落せんか、其多量を以て辨濟を行はしむることに依て、債權債務の關係に均衡を保たしむるを

得べく、之を貨幣經濟の行はるゝ今日の時代に應用せんか、貸借の成立したる當時と辨濟の行はるゝ當時とに於て、貨幣の購買力の同一なるを必要とす。然も今日貨幣制度に於て債權債務の關係に如上の公正を保たしむるを得るやと云ふに、然らざるものあり。一國が貨幣法に於て、貨幣價值の單位を定め、定量の金屬を以て之に充つるときは、之を價值の尺度とし、又其標準とす。而して此金屬の定量は法律を以て一定し、法律の改正せられざる限り、妄に變動することなしと雖も、其定量の金屬の貨物勤勞に對する購買力に至ては常に變動するを免かれず。金は他の金屬に比して、價值の確實なる故を以て、各國に於ける本位貨幣の資料に充てらるゝと雖も、固より比較的確實にして絶對的確實に非ざるは、金の價值が從來貨物に對して或は騰貴し、或は低落したるの事歴に徴して明なり。即ち貨幣制度に於て採用せらるゝ價值の尺度若しくは貸借の標準は度量衡法に於て定まれる尺度數量と異なり、自ら變動するの性質あること斯の如し。斯る性質の貨幣を標準として、貸借を決濟し其期間内に於て貨幣價值に何等の變動を生せざりし場合と同一の關係に、債權者並に債務者を居らしめんとするには、如何なる手段を取るを以て、

可なりとするや。貸借契約締結の當時、債権者が債務者に交付したる貨幣は或る價值を有し、此價值は其貨幣を以て買入るゝ貨物の代價に依て、之を測定するを得る以上は、貨幣價值の變動より生ずる損益關係は之を貨幣以外の他の標準に依て訂正し、債権者をして貸付を爲したると同一の購買的效果を有せしむるを必要とす。此標準として單一の貨物を使用するの所説は古來頻に行はれ而して何れも其長期を通じて價值の確實なることを理由とし、現にアダムスミス(Wealth of Nations, bk. II, ch. II.)の如き、穀物が價值の尺度として確實なる所以を論じたり。ときは、或は其理由ある可し、然も短期間に於ては、一貨物の上に價值の急劇なる變動を見ることあるを以て、單一の貨物は價值の標準として、適切なる能はず。茲に於てか計表本位制の所説起るに至れり。

計表本位制の下に於ては先づ社會に於て廣く個人の消費に供用せらるゝ貨物若干を蒐集して、其物價を代表し、此代表的物價即ち指數の増減を標準として、債務償還の際に、貸借の金額を増減を加へんとするものなり。故に昨年六月甲より一年の期限を以て、百圓の資金を乙に貸渡し、且つ當時の指數一〇〇なりしに、本年六

月債務償還の時期に至りて、指數が一二〇に増加したりとすれば、一年の間に貨幣の價值は一般貨物に對して二割を減じたるものにして、若しも乙をして昨年借入れたると同額の貨幣を甲に償還せしむれば、乙は負擔の輕減に依て、二割の利益を得るに反し、甲は貨幣購買力の減損に依て二割の損失を蒙らざるを得ず。固より貨幣の價值が繼續して低落するときは、金利歩合の騰貴に依て、債権者の利益を保護し、又債務者の輕減せられたる負擔を加重するに至ること、前論の如くなれども、此自動的調節は貨幣價值の低落と同時に、又同一の程度を以て行はるゝを保す可からざるが故に、債権者と債務者との利害の衝突は當然存在するものと認めざる可からず。此際計表本位制に於ては、指數の示す所に據り、貸借の金額に修正を加へ、乙をして百二十圓を甲に返済せしむ。指數にして右の如く變動せる場合には、乙が今年返済する百二十圓は昨年借入れたる百圓と同様の購買力を有し、而して甲が昨年貸渡したる百圓は本年返済せらるゝ百二十圓と同等の購買力を有するを以て、右の如く指數の増減を標準として、貸借の關係を定め、目的物の金額を左右するときは、物價の變動即ち貨幣價值の高低如何に拘はらず、債権者と債務者とは

貸借を決済する場合に、其取引を結びたる場合と同等の地位に立ち損得の影響を蒙ることなきものなり。即ち計表本位制に於ては、債権者並に債務者をして、貸借當時に於て、或る貨物に對して有したる同一購買力の貨幣を決済當時に於て、授受せしむるを主眼とす。固より此本位制を取る後に於ても、交換の媒介物たり、價値の尺度たるは、依然金屬を資料とする貨幣なれども、之を貸借の標準たらしめず、貸借の標準としては、金屬を資料とする貨幣以外の本位を用ひんとするものに外ならず。從來の本位制度は其組織の根柢に於て、交換の媒介物たり、又價値の尺度たるものをして、貸借の標準たるものと同一體なるしむるを要件としたるに反し、計表本位制に於ては、貨幣の職務を分離し、交換の媒介價値の尺度には貨幣を以て之に充つると雖も、貸借の標準には、多數の貨物の代價を代表する指數を以てせんとするものにして、此一事は計表本位制の特色とす可きものなり。

貨幣本位に關する學說を研究するに當て論述したるが如く、貨幣本位制度の眼目とする所は貨幣價値の確定を期するの一事に存すと雖も、金又は銀の如き、單一の貨物を資料とする本位貨幣を以てしては、到底所期の目的を達する能はず。之

に反して長期の貸借を決済するに當り、其標準即ち本位として各種の貨物代價を湊合し之を代表する指數を以てするときは、一貨物の代價變動は他の貨物に於ける代價變動に依て制せられ、全體をして、其期間に於ける價値の確實を維持するを得べく、又此指數を基礎として、貸借の目的物に増減を加ふるが、故に物價變動に伴ふ不確實を除却するに難しとせず。計表本位制の基礎とする所は全く此推定に重きを置きたるものにして、ジェヴォンス氏は之を以て、價値の變動を廣大なる範圍に推及して、之を減殺する複本位制の原則を適用したるものなりとの見地より其効果を認め、此制度の下に於ても、信用が定期に破壊するを免かれざれども、物價が下落するに隨て、債務者の負擔も亦輕減せらる可きを以て、恐慌の機會を減ず可しと云ひ、(Jevons, Money, p. 333.) ウォーカー氏も亦之を以て定期の債務又は永久の放資に對して、非常の利益を與へ、總て一定の利子其他確定せる收入に依て生活する者の利益を保護すと云へり。(Walker, Money, pp. 157-63.)

計表本位制に對する以上の賛成論たる、多く抽象的見地に基きたるものにして、此制度に學理上の根據あるは疑を容れざる所なれども、更に歩を進めて、實行の難

易如何を見るに、困難なる事情の伴ふもの少なしとせず。第一は此本位制の基礎たる可き物價の平均數即ち指數の算出法に關するものなり。既に前章に於て述べたるが如く指數を算出するに當り、如何なる種類の貨物を物價表中に加入せしむ可きや、各種貨物の間に、平均數を算出するに先だち、如何なる標準を以て輕重の差を設く可きやの問題を解決せざる可からずと雖も、其解決には殆ど一定の原則なるものを存せず編成の局に當る者の專斷に依る所多しとす。若しも指數算出の目的をして、單に物價高低の状態を概示するの具たるに止まらしめんか、或は之を以て可なりとす可きも、斯る漠然たる數字を用ひて、之を貸借の標準たらしめ、以て債權者債務者の間に公正の關係を保たしむるを得るや否や、疑はしきものあり。第二に指數編成の局に當るものは充分なる知識を有するに加ふるに、各種の利害關係に對して、超然たる地位に居るを必要とす。隨て民間に於ける私人又は團體よりは、國家を以て、其任に當るに適すとすは、自然の順序なるが如しと雖も、本來國家は其民間に對する關係より云ふときは、常に多額の債務を有するものにして、指數の騰落に對して、必ずしも超然たる地位に居らず。隨て其編成したる指數は

往々世間の邪推する所と爲りて、種々不信の批評を蒙ることある可く、又實際財政困難の場合には、國家は財政上一時の急に驅られて、自己に有利なる指數を算出して債務の輕減を謀ることなきを保し難く、一方に債權者債務者共に自己に利益ある算出の結果を得んとして、賄賂其他の不正手段を施し、價値の確實を目的として、立案せられたる計表本位制が却て本位の不確實を招くの具たるに終るやも未だ知る可からざるなり。第三計表本位制の下に於て、定期支拂に關する取引は其決濟せられたる後に於ては、債權債務の公正を保ち得べしとするも、尙ほ其決濟せらるゝに先だち、債權者は幾何の貨幣を以て、權利を回收するを得るや、債務者は幾何の貨幣を以て債務を決濟するや、之を知る能はずとすれば取引上の危険を大ならしめ、投機を誘導するの恐あり。殊に英國の如き、國際金融上特殊の地位に居る國に就て考ふるに、今日外國人が倫敦宛手形を振出し、倫敦を以て手形の支拂地とするの結果、多額の金融取引が倫敦に吸引せらるゝに至るは、要するに其當事者が手形を支拂ひ、又其支拂はるゝ目的物の金貨なることを知るが爲めなり。然らば計表本位制の下に、價値の標準たるものが内國の物價と共に變動せんか、外國の放資

者は倫敦に於ける取引に就て不安の念を感じ、金融取引は倫敦を去つて、他に赴かざるを得ず。第四計表本位制にして、實行せらるゝも、固より一方に貨幣は世上に流通し、商人の如き定期取引は計表本位に據り、現金取引は貨幣に據り、收支の計算に二種の本位を使用す可く、而して計表本位に據る收支の計算は取引期限の到來するに非ざれば、其實數を知る能はざるに於ては、商業上の計算を不確實ならしむ可し。

近時計表本位制の觀念に基礎を置きて、貨幣本位の新方案を案出したるものを米國エール大學教授アーツキングフキツシャー氏とす。氏は千九百十二年發行したる著書「貨幣の購買力」(Irving Fisher-Purchasing Power of Money) 第十三章に於て、從來物價の平準を確實ならしむるの目的を以て試みられたる種々の貨幣本位案を掲げたるが、氏の新案として主張するは、金爲替本位制と計表本位制とを連結したる制度にして、各國をして造幣局を閉鎖して、金貨の自由鑄造を廢止し、以て金貨に地金以上の價值を賦與せしめ、一方に國際統計局に於て指數を調査編成し、金の市價を指數にて除したるものを以て、金の公定價格として此價格に依て、政府と人民との間に金の賣買

を行はしめ、以て貨幣價值を調節するの一事を方案の骨子とす。假に此制度行はれんか、物價騰貴の際には、金の公定價格は市價以下に低落し、物價下落の際には、金の公定價格は市價以上に騰貴す可きが故に、前者の場合には政府は自ら金地金を賣却して通貨を縮少し、騰貴せる物價を低落せしめ、後者の場合には政府は地金を買入れて、通貨を膨脹し、低落せる物價を騰貴せしめ、此手段に依て一國物價の平準を維持するに必要なる程度まで或は通貨を收縮せしめ、或は之を膨脹せしむるを期するものなり。之に次いでフキツシャー氏は第二案として、國家が鑄造料賦課の程度に依て、地金價值以上の貨幣價值を貨幣に付與する趣意に基き、金貨價值の貨物に對して低落する程度に應じて、加重せられたる金地金を以て、金貨を兌換し、以て金貨の購買力を同等の程度に維持するの點に着眼し、國家は造幣地金と兌換地金とを定め、造幣地金に準じて、金貨を鑄造し、之を流通に付するも、其金貨價值にして低落したる場合には、此低落を補足するまで加重したる兌換地金を以て之を兌換し、而して金貨價值の變動は指數の高低を以て之を測定するの方案を公にしたる。 (Quarterly Journal of Economics, Feb. 1913.) 蓋し氏が此方案を主張する趣意は、怡も今日

物の長短輕重が一定の標準に據り、距離並に重量の尺度として不變なるが如く、弗にも亦一定の標準に基き、不變の購買力を有せしめんとするものにして、今日の如く一定の重量の下に、購買力の變動することに代つて、變動する重量の下に、一定の購買力を有せしむることを主眼とす。

以上二種の方案に對しては、幾多の疑點なき能はず。第二案に就て考ふるに鑄造料と物價平準に於ける變動との間には、正確なる關係を存すもの非ず、國家が繼續して鑄造料を加重せんか、能く物價の騰貴せんとする無限の勢を防遏す可しとするも、尙ほ短期限に於ける物價の變動を制止する能はず、之を制止する能はざれば鑄造料の變更と共に物價を紛更せしむるを免かれず。又此方案にして實行せられんか、一國の爲替相場が造幣地金より金の輸送費を低減したる程度以下に、低落せざれば、金は國內に現送せられざると同時に、造幣地金に金の輸送費を加重したる程度以上に騰貴せざれば、金は海外に現送せられざるを以て、自ら爲替相場變動の區域を大ならしむるは勿論、此變動に應じて、投機の弊を誘致するに至らざるを得ず。更に第一案に統て見るに金の市價に於ける變動に依て物價を調節

せんとするは、却て物價の變動を頻繁ならしむるの恐あるのみならず、假に金貨鑄造の人為的制限行はれて、金の貨幣價值と地金價值との間に大なる差違を生じ、一方に物價が近時の勢を以て、騰貴せざる爲めに金に對する造幣上の需要少く、爲めに金の地金價值低落して兩者價值の差違益々大ならんか、自ら此制度の維持に困難を訴へざれば已まず。況や兩方案共に、國際的協定を必要とすれども、從來の實驗殊に各國が近時金貨本位制の基礎を鞏固ならしめんとしつゝあるの事歴より云ふときは、此種協定の成立は事實困難なる可し。或は今後金價大に低落せんか、此困難を排除するに至る可きも、今日の程度を以てしては未だ其然るを信ずる能はず。

第七章 金銀の産出並に近時の物價問題

第一節 金銀産出の統計

金銀は貴金屬として、二千年以來文明國に於ける貨幣の資料に供用せられ、未だ
 溢る所あるを見ず。蓋し金銀は貨幣の職務を履行するに最も適當なる資質を具
 有するが爲め、自然他種の金屬を排除して、斯る特殊の地位を占むるに至れるもの
 にして、假令ひ今日紙幣を始め各種の信用證券流通が各國の通貨制度に於て重き
 を成すに至れりと雖も、貨幣は即ち信用の基礎なるを以て、紙幣其他の信用證券を
 極度に發行して貨幣を排除するときは、結局一國の信用取引を危殆ならしめざれ
 ば已まず。此一事は今日貨幣の流通が貨幣制度に於て又信用制度に於て、如何な
 る地位に居るやを明にするものなり。果して然らば貨幣の資料たる金銀産出の
 状態が貨幣經濟の成立維持に重大なる關係を有するは、明白にして、(第一)金銀の産
 出高寡少にして、之に對する需要に應ずる能はざるときは、貨幣をして完全に貨幣
 たるの職務を盡さしむるに困難と爲り、(第二)金銀兩種の金の間に於ける産出の

關係は自然金銀の市價に變動を惹起し、時に本位制度を選択するの標準たること
 ある可く、(第三)金銀の産出が常に之に對する需要と適合を保ちて、始めて本位貨幣
 の價値の確實なるを望むを得べし。即ち金銀産出の状態を知得するは、本位制度
 の問題に關聯して、最も必要にして、本章に於て聊か歴史的研究を試んとする所以
 なり。

古代に於ける金銀生産の状態を研究するは、甚だ困難にして材料の出所に正確
 を缺くの嫌あるを以て、先づ米國發見以後の歴史に就て論ず可し。材料は専ら獨
 逸のゼイトベル、レキシス兩氏並に合衆國造幣局長の調査報告に據る所多し。
 先づ千四百九十三年以後世界に於ける金銀産出額並に價格を表示すれば左の如
 し。

平均	金		銀	
	重量	價格	重量	價格
一四九三—一五二〇 ^年	五、八〇〇 ^基	一六、一八二 ^{千馬克}	四七、〇〇〇 ^基	一一、二二〇 ^{千馬克}

一五二一一一五四四	七、一六〇	一九、九六七	九〇、二〇〇	二〇、三七〇
一五四五一一五六〇	八、五一〇	二三、七四〇	三一、六〇〇	七六、九六五
一五六一一一五八〇	六、八四〇	一九、〇八三	二九九、五〇〇	七二、七七九
一五八一一一六〇〇	七、三八〇	二〇、五九〇	四一八、九〇〇	九八、八六〇
一六〇一一一六二〇	八、五二〇	二三、七七一	四二二、九〇〇	九六、四二一
一六二一一一六四〇	八、三〇〇	二三、一五七	二九三、六〇〇	七八、三二六
一六四一一一六六〇	六、七七〇	二四、四六八	三六六、三〇〇	七〇、三三〇
一六六一一一六八〇	九、二六〇	二五、八三五	三三七、〇〇〇	六二、六八二
一六八一一一七〇〇	一〇、七六五	三〇、〇三四	三四一、九〇〇	六三、五九三
一七〇一一一七二〇	一一、八二一	三五、七六八	三五五、六〇〇	六五、〇七五
一七二一一一七四〇	一九、〇八〇	五三、二三三	四三一、二〇〇	七七、七七二
一七四一一一七六〇	二四、六一〇	六八、六六二	五三三、一四五	一〇〇、七六四
一七六一一一七八〇	二〇、七〇五	五七、七六七	六五三、七四〇	一二四、〇一一
一七八一一一八〇〇	一七、七九〇	四九、六三四	八七九、〇六〇	一六二、六二六

一八〇一一一八一〇	一七、七七八	四九、六〇〇	八九四、一五〇	一六〇、〇五三
一八一一一一八二〇	一一、四四五	三一、九三二	五四〇、七七〇	九七、三三九
一八二一一一八三〇	一四、二一六	三九、六六三	四六〇、五六〇	八一、五一九
一八三一一一八四〇	二〇、二八九	五六、六〇六	五九六、一五五	一〇五、五七二
一八四一一一八五〇	五四、七五九	一五二、七七七	七八〇、四一五	一三七、三三三
一八五一一一八五五	一九九、三八八	五五六、三〇八	八八六、一一五	一六〇、一三七
一八五六一一八六〇	二〇一、七五〇	五六一、八九九	九〇四、九九〇	一六四、七〇九
一八六一一一八六五	一八五、〇五七	五一六、三二六	一、一〇一、一五〇	一九九、三〇六
一八六六一一八七〇	一九五、〇二六	五四四、一三九	一、三三九、〇八五	二三九、六九六
一八七一一一八七五	一七三、九〇四	四八五、二〇七	一、九六九、四二五	三四四、六四九
一八七六一一八八〇	一七二、四一四	四八一、〇四五	二、四五〇、二五二	三八二、〇六〇
一八八一一一八八五	一五四、九五九	四三二、三〇〇	二、八〇八、四〇〇	四二四、八〇〇
一八八六一一八九〇	一六九、八六九	四七三、九三四	三、三八七、五三二	四四八、〇〇〇
一八九一一一八九五	二四五、一七〇	六八四、〇三一	四、九〇一、三三三	五五四、二〇〇

一八九六—一九〇〇	三八七、二八八	一、〇八二、二三五	五、二〇五、〇五三	五三二、八〇〇
一九〇一	三九六、二八八	一、一〇五、六四四	五、四四四、一九三	四四〇、九九六
一九〇二	四四五、四五三	一、二四二、八一四	五、〇一九、一〇三	三五九、一三〇
一九〇三	四八九、八一〇	一、三六六、五七〇	五、三〇二、四九三	三八六、五六六
一九〇四	五〇三、一〇四	一、四〇三、六六三	五、四六三、六五六	三九六、三四〇
一九〇五	五四八、三八三	一、五二九、九八八	五、七二〇、九二四	四三〇、七五〇
一九〇六	五七八、五六九	一、六一四、二〇七	五、四七九、七九二	四四〇、一三三
一九〇七	五七九、三三三	一、六一六、三三九	六、一一五、四四〇	三九九、一〇〇
一九〇八	六二一、二三八	一、七三三、一五四	六、七六〇、四六四	三六四、四六六
一九〇九	六三六、九九五	一、七七三、二一六	七、〇五六、五六七	四二四、二〇〇
一九一〇	六三八、六三八	一、七八一、七九九	七、四一五、八八三	四六四、三七五
一九一一	六四八、〇九二	一、八〇八、一七六	七、五二五、六七四	四七一、二五〇
一九一二	六五三、九二一	一、八三四、四三九	七、三六二、四六一	五四二、〇五八
一九一三	六四五、二二一	一、八〇〇、一六六	七、一三六、四一五	四八二、六二五

一九一四	六三九、一三一	一、七八四、一七五	七、一〇六、四七二	四〇九、四〇〇
一九一五	六五九、〇二二	一、八三八、七一六	六、六九三、〇二六	四三六、二七五
一九一六	六五〇、九一〇	一、八一六、〇三八	五、九〇二、七九八	五三〇、三一六
一九一七	六〇九、八五六	一、七〇七、五九六	六、〇九〇、〇三二	五七二、七八〇
一九一八	五五二、四七〇	一、五四六、九一六	六、九〇一、一〇四	七八二、二二四
一九一九	五二五、六八六	一、四七一、九二〇	六、八一七、二〇〇	八二八、九八六
一九二〇	四九七、七三三	一、三九三、五九六	六、七四二、九六一	九五二、七八八

第二節 金の産出

先づ前節に掲げたる統計表に就き、時期を劃して金の産出状態を説明す可し。

第一期(一四九三—一六八〇年) 金の産出は千四百九十三年より、十七世紀並に十八世紀の終に至るまで、少額なりと雖も、絶へず増加の跡を示したり。歐洲に於てはザルツブルヒ地方の金産は十五世紀の中頃より十六世紀の中頃に至る間、探掘の全盛期に居れり。獨逸ボヘミア、佛蘭西等に於ける砂金の採取は十六世紀

の始に於て、既に其高を減じ、歐洲の産金額は概して不良の状態と爲れるが、之に反して阿非利加に於ける産出額は著しく増加しゼートベール氏の計算に據れば、同地より歐洲諸國に輸入せられたる金は十六世紀には六億九千萬馬克、十七世紀には五億六千萬馬克を下らず、又十六世紀の後半より十七世紀に至る間、和蘭、葡萄牙の貿易商の手を経て、日本より歐洲に輸送せられたる金の高も亦少なからざりしと云ふ。

亞米利加大陸發見當時に於ける金の産出額は世人の想像するが如き多量に上らざりき。レキシス氏の調査に據れば、千五百年より千五百二十一年に至る産出額は千五百萬馬克に過ぎざりしと云ふ。唯千五百十九年にはコルテツの墨西哥侵入あり、千五百三十九年にはピザロの秘露征服あり。彼等は被征服地に於て、金鑛を掠奪し、苛酷なる勞働條件を以て土人をして該地方に於ける金鑛の採掘に當らしめたるを以て、金の産出額は著しく増加し、千五百二十六年より千五百四十七年に至る間、墨西哥のみを以てして、産出額總計八千萬馬克、年額平均三百二十萬馬克に達し、千五百四十八年より千七百年に至る間は、平均年額は百萬馬克に減少し、

十八世紀に至りて、四百萬馬克に増加したり。又秘露に於ける砂金の採取高は千五百三十四年より千六百年に至る間二億一千万馬克即ち年額平均三百二十萬馬克、十七世紀には平均年額四百五十萬馬克にして、又智利よりも十六世紀の後半期に至り金の産出するものありたり。當時是等の産金地方と相並んで重要な地位を占めたるは、ニューグラナダ地方にして、千五百三十七年より千六百年に至る一年平均産出額は五百五十八萬馬克、十七世紀に於ける平均産出額は九百七十五萬馬克、十八世紀に於ける平均産出額は千四百馬克に上れるの計算なり。

故に此一期間専ら金を産出したるは、南米諸地方にして、其産出高は高低殆ど極まりなき間に於て、徐々増進の跡を示したること明白なりとす。

第二期一六八一—一七六〇年　十七世紀の終りに至り、米國大陸發見以來、徐増加したる金の産額が急劇に増加したること別表に示すが如し。其原因は伯刺爾に於ける新金鑛の發見並に採掘にして、其産出力の豊富なる、他地方の金鑛の及ぶ所に非ず。ニューグラナダの産出高も遙に之に凌駕せられたり。今此期間に於ける世界産金額の全體並に伯刺爾に於ける産金額の割合を掲ぐれば、左の如

し。

	産金額 一年平均	伯刺爾の産金額 十萬馬克	伯刺爾以外の産金額 十萬馬克
一六八一—一七〇〇年	三〇〇	四二	二五八
一七〇一—一七二〇	三五八	七、七	二八、一
一七二一—一七四〇	四三、二	二四、九	二八、三
一七四一—一七六〇	六八、七	四〇、七	二八、〇

即ち此期間、世界の産出額は三千萬馬克より六千八百七十萬馬克に増加したるものにして、伯刺爾以外の産金額は略ぼ同一の高に在りたるより云ふときは増加の重なる原因は伯刺爾の産金額増加に外ならざるを見る可く、前期に次いで歐洲諸國の物價は一般に騰貴し貨幣の供給高亦増加したり。

第三期(一七六一—一八二〇年) 千七百四十一年より千七百六十年に至る二十年間、金の産出額は空前の高に達したるが、千七百六十一年來伯刺爾に於ける金の産額次第に減少し十七世紀の終末當時の割合に復したるが爲め、世界に於ける産金額も其餘響を受けて漸次減少したり。今ゼイトベル氏の調査に據り、伯刺

爾に於ける産金額の増減を見るに左の如し。

一七四一—一七六〇年(平均)	四〇七	一八〇一—一八〇〇年	一〇五
一七六一—一八〇〇	二八、九	一八一—一八二〇	四、九
一七八一—一八〇〇	一五、二		

伯刺爾産金額の減少、斯の如くなりしを以て、ニュウグラナダ地方は再び産金地として、重要な地位を占むるに至れるが、暫時にして衰運に傾き、千八百一年より千八百十年に至る一年平均産出額は一千四百萬馬克なりしに、千八百十一年より千八百二十年に至る平均産出額は八百四十萬馬克に減少したり。殊に當時金の産出を妨害したるは、南米並に中央亞米利加の諸地方が西班牙政府の暴政に堪へずして、獨立を企て、戦争の後、各自共和國を建設したるの一事にして、之が爲に墨西哥の如き千八百一年より同十年に至る平均年産額四百九十萬馬克に對して、千八百十一年より同二十年に至る平均産出額二百九十萬馬克に減少し、ボリヅア秘露の産金額も同時期に於て、五百萬馬克より二百九十萬馬克に減少し、歐洲に於ける産金額も舊と異ならざりしを以て、千八百十一年より同じく二十年に至る時期と

千七百四十一年より千七百六十年に至る時期とを比較するに、世界全體の産金額は一年平均六千八百七十萬馬克より三千百九十萬馬克に減少し、殆ど五割以上の減額を示せり。

第四期(一八二一—一八四七年) 此期間に於て世界に於ける産金額が再び増加し、然も増加の程度急劇なりしは如何なる原因に基くやと云ふに、烏拉爾並に西比利亞地方に於ける露國の鑛業、盛大と爲りたるの一事に在り。今ゼートベール氏の調査に據るに千八百十一年より千八百二十年に至る間、露國に於ける産金額は一年平均九十萬馬克を上らざりしに、其後金の沈澱地が各地方に開放せられ、露國をして此期間に於て産金地の主位を占むるに至らしめたり。其産出額左の如し。

	重量	價格
一八一六—一八二〇(二年平均)	二七七	一四
一八二一—一八三〇	三四五一	八、八
一八三一—一八四〇	七〇九〇	一八、〇

一八四一—一八四五	一七、九三六	四五、〇
一八四六—一八五〇	二六、五一八	六七、六

第五期(一八四八—一八七〇年) 千八百四十八年米國に於て、加利福尼の金鑛發見せられ、其産出力の豊富なる、嘗て世界に其比を見ず。又千八百五十一年には、濠洲のヅクトリア、並にニューサウスウエールズの兩地に於ても金鑛の發見あり。續て千八百六十年より以後、數年の間に合衆國の西部諸州コロラド、デコタ、モンタナ、ネブダ等にも金鑛發見せられ、夫れ採掘に着手したる爲め、此期間金の産額は最も其盛大を致せり。現に合衆國のみにて千八百五十一年より五十五年に至る間は一年平均二億四千八百萬馬克を産出し、後には斯る多額に達したることなきも、尙ほ千八百五十六年より千八百六十年に至る平均産額は二億一千二百萬馬克に上れり。而して濠洲の産額は千八百五十六年より千八百六十年に至る間に其最高額一年平均二億三千萬馬克に達し、千八百六十六年より千八百七十年に至る期間に於ても、尙ほ一億九千六百萬馬克に上れり。之と同時に露國の産額は千八百四十年來常に増加し、千八百六十六年より七十年に至る一年の平均八千四百

萬馬克を上下し、近時米國並に濠洲の産出額は稍や減退の傾ある間に居りて、獨り益々増加の勢を示して已まず。

之を全體より觀察するに、千八百五十一年より同六十年に於ける世界全體の産金額は一年平均五億六千萬馬克にして次の十年間に於ける平均産出額も亦五億三千万馬克に上れり。即ち此二十年間に於ける平均産出額は千八百十年より千八百二十年に至る平均産出額の十八倍にして、又二十年間の産出額累計は千六百年より千八百十年に至る二百五十年間の産額に匹敵するの計算なり。斯る急劇なる産額増加が當時の物價に及ぼしたる影響を考量するに、固より歐洲諸國の物價は此期間に於て、概して騰貴したりと雖も、其程度は二三割に止まり、米國發見後に起れる物價の革命に比す可くも非らず。其然る所以は、第一貨幣に對する需要が文明國に於て、生産交換に上る貨物の多量と爲りし爲めに増加し、第二、當時金銀共に貨幣として自由に使用せられ、隨て金の新供給は單に金のみならず、金銀全體に其影響を波及し、第三、金の新供給は一部分銀に代つて使用せられたる等に之を歸せざる可からず。

第六期(一八七一—一八九〇年) 千八百七十年以後、濠太利に於ける金の沈澱地が續々閉鎖せられたる爲め、其産出高は漸次減少し、千八百八十六年の産額は僅に四萬基に過ぎず。之を千八百五十六年より同六十年に至る一年平均産額八萬二千四百基に比較すれば半額以下の減少なり。而して加利福尼に於ける産金額も略ぼ亦同様の割合にて減退したるを以て、合衆國全體の産出額は千八百五十一年より千八百五十五年に至る平均八萬八千基より、千八百八十三年には四萬五千基に減少し、露西亞の産出額も千八百八十年來減少したり。事情斯の如くにして、重要なる産金地に是等の變動を生じたるを以て、世界全體の産金額が減少するは當然にして、現に千八百五十一年より七十年に至る平均額は十九萬五千基なりしに、千八百八十三年の産額は十四萬八千五百基と爲れり。斯く金の産出額減少して其供給を減ずるときは、金の價値は騰貴し、金鑛探掘の利益を増加して其産出を奨励す可き筈なるに、事實は之に反して容易に金の産出増加を來さざるより、此際産出の前途に關して、最も悲觀的意見の出づるを免かれざりしなり。

第七期(一八九一年—現今まで) 第六期に於ける産出の状態は前記の如くな

りしが、同期の終に臨んで、濠太利の産金額は稍や恢復の徴候を現はし、合衆國の金鑛業も亦盛大に赴かんとし、殊に南阿弗利加に於て新に金鑛の採掘せられたる爲め、再び世界に於ける産金額を増加するの勢と爲り、第七期に於て最も明に此事實を見るに至り、十九世紀の終には世界の産金額は加利福尼、濠太利の金鑛發見當時に於ける産額の二倍半以上に上れり、以て其一斑を窺ふに足る可し。

最近十年間世界に於ける産金地として最も有力なるは南阿弗利加、ウヰットウォータースランド地方にして、千八百九十一年以後其産額は年々二倍三倍の割合を以て増加して已むことなし。同地は砂金の沈澱地に非ず、純然たる石英質の金鑛(Quartzber)にして、隨て他の産金地と比較して金の採掘に困難なるは論を俟たず。然も従來の産金地の中にて、産出額最も豊富にして、現に千八百九十八年の産額は十二萬六百基に達し、其價格は三億三千六百四十萬馬克に上れり。其後英國と戰爭の爲め、一時産出額に減少を來したれども、平和克復の後には、於ては戰時金鑛の開發を妨げたる勞働者並に資金不足、事業に對する行政上の壓迫等なきに至れるを以て、更に増加の著しきものあるは必然の成行と云ふ可し。

トランスヴァールの外に、新に産金他の列に入りたるは印度にして、千八百八十八年始めて採掘に着手したるが、産額大に増加し、千八百九十九年の産額は三千七百五十萬馬克に上れり。此外に支那、黑龍江沿岸に於ても、産額増加したる爲め、千八百九十九年に於ける支那の産金額は二千六百四十萬馬克に上り、又千八百九十五年以後合衆國の西北部地方、加奈陀のクワンダイク地方、アラスカ等の産金額も増加し、是等の地方は氣候の關係より採掘に困難なるにも拘はらず、千八百九十五年加奈陀の産額は九千萬馬克に達せり。

斯く第七期に臨んで新鑛山又は新産金地の發見せられたる爲め、第六期に於ける産金額の減少を補うて餘りあるのみならず、從來採掘の鑛山も亦産額を増加し、合衆國並に濠太利は千八百九十一年より千八百九十九年に至る間に産額を二倍し、殊に合衆國に於てはコロラド地方、濠太利に於ては西部地方の金鑛開發著しき爲め、産額の上より云ふときは南阿弗利加と共に伯仲の間に在り。例へば千八百九十九年には濠太利の産額は三億三千三百萬馬克にして第一位に位し、南阿弗利加は三億〇七百萬馬克の産額にして之に次ぎ、合衆國は二億九千八百萬馬克にし

て第三位に在り。第四位に位するは露西亞にして、千八百九十五年の産額は一億二千百萬馬克に上りたるが、其後多少減少して、千八百九十九年には九千三百万馬克と爲り、前三者に比較するときは、其地位に劣れるものあるを免かれず。今、合衆國、濠太利、南阿弗利加、露西亞等の世界重要な産金地方に於ける産額を區別すれば左の如し。

年次(平均)	合衆國		濠太利		露西亞		南阿弗利加	
	重量	價格	重量	價格	重量	價格	重量	價格
一八五—一五五年	八八,八〇〇 <small>千馬克</small>	二四七,七五二	六九,五七二 <small>基</small>	一四九,一二四 <small>千馬克</small>	二四,七三〇 <small>基</small>	六八,九九七 <small>千馬克</small>	—	—
一八五—一六〇	七七,一〇〇	二五,一〇九	八二,三九二	三三九,八九一	二六,五七〇	七四,一三〇	—	—
一八六一—一六五	六六,七〇〇	一八六,〇九三	七七,六三四	二二六,六七七	二四,〇八四	六七,一九四	—	—
一八六一—一七〇	七六,〇〇〇	二二一,〇四〇	六三,五五六	二〇五,一五三	三〇,〇五〇	八三,八四〇	—	—
一八七—一七五	五九,五〇〇	一六六,〇〇五	六三,一三三	一七六,一四五	三三,三八〇	九三,一三〇	—	—
一八七六—一八〇	六二,九二〇	一七八,三三七	四二,二九四	一六六,三七〇	四〇,一四〇	一一,一九〇	—	—
一八八一—一八五	四八,〇八七	一三四,一六一	四三,五三二	一二一,四二六	三五,六〇七	九九,三三四	?	?

一八八六—一九〇	五〇,二七九	一四〇,六四四	四三,八八一	一二三,四二八	三二,九七三	八九,二〇五	六七,三三	一八,七五七 <small>千馬克</small>
一八九一	四九,九一七	一三九,二六八	四七,二四五	一三二,八一四	三六,三五六	一〇一,四三三	二二,六七八	六六,〇八七
一八九二	四九,六五四	一三八,五三三	五一,三九八	一四三,四〇〇	三七,三三五	一〇四,一三七	三六,四六一	一〇一,七六六
一八九三	五四,一〇〇	一五〇,九三九	五三,六九八	一四九,八一七	三九,八〇五	一一一,〇九六	四四,〇九六	一一三,〇一八
一八九四	五九,四三四	一六五,八三〇	六三,八三六	一七五,三三三	三六,三三三	一〇一,二九八	六〇,五九五	一六九,〇六〇
一八九五	七〇,一三三	一九五,六七八	六七,四〇六	一八八,〇六三	四三,四七六	一一,二九八	六七,〇四〇	一八七,〇四一
一八九六	七九,八八〇	二二二,八六五	六七,九八四	一八九,六七五	三二,四〇四	九〇,四〇七	六六,八一九	一八四,四三三
一八九七	八六,三二二	二四〇,八二〇	七九,二四四	二二一,〇九一	三四,九七七	九七,五八六	八八,一一一	二四五,八三〇
一八九八	九六,九九五	二七〇,六二六	九七,五九四	二七二,二八七	三八,三二四	一〇六,八九六	一一〇,五六六	三三六,三七八
一八九九	一〇九,九一一	二九八,二八二	一一九,三五二	三三二,九九二	三三,三五四	九三,〇五六	一一〇,一八二	三〇七,四〇八
一九〇〇	一一一,二一九	三三二,三九一	一一〇,五九一	三〇八,五四九	三〇,三二一	八三,九七五	一三,〇四八	三六四,〇〇四
一九〇一	一一八,三六七	三三〇,二四四	一一五,六九七	三三二,七四四	三四,三八三	九五,九二八	一三,六七七	三八,一三九
一九〇二	一二〇,三七四	三三五,八四〇	一二三,七四九	三四二,四七〇	三三,九〇五	九四,五九五	五八,七二六	一六三,八一八
一九〇三	一二〇,七三二	三〇八,九三九	一二四,二三一	三七四,五〇五	三七,〇三二	一〇三,四〇六	一〇一,三二四	二八五,四五六

第七章 金銀の産出並に近時の物價問題 第二節 金の産出 表六

一九〇四	三二,五四四	三三八,二〇五	一二四,三九二	三四七,〇五四	三三,二五八	九〇,〇〇〇	一一一,七〇四	三二,六五一
一九〇五	三三,七〇〇	三九〇,〇〇〇	一二九,二〇〇	三六一,〇〇〇	三三,二〇〇	九六,〇〇〇	一七〇,九〇〇	四七五,〇〇〇
一九〇六	三四,三〇〇	四〇〇,〇〇〇	一三三,〇〇〇	三四四,九〇〇	三三,九〇〇	八九,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	五七五,〇〇〇
一九〇七	三四,九八八	三九七,五九四	一〇七,三〇一	三〇〇,五五四	三三,五四二	九三,九一七	一九四,七〇三	五四五,一六六
一九〇八	三四,二七八	三九八,三七六	九六,六四三	二七〇,六〇〇	四一,九二四	一七,三八七	二三八,〇三五	六六六,六七〇
一九〇九	三六,〇七二	三八一,〇〇一	九八,九六二	二七七,〇九三	四〇,一五〇	一一,四二〇	二二六,九八一	六〇七,五四六
一九一〇	三三,四九〇	四五,七七一	九七,七五四	二七三,七一	四三,〇三五	二〇,四九八	二三八,〇三五	六六六,六七〇
一九一一	三四,七九〇	四〇五,四二二	九一,八八一	二五七,一六六	六一,一九	一七二,三三	二八六,九二〇	八〇三,三七六
一九一二	四〇,六三二	三九三,七四一	七二,三三二	二〇二,五八五	五八,四六三	一六三,六九六	三三四,七四〇	八八二,七二
一九一三	三三,八六七	三七四,八二七	七七,七七九	二二,四五二	五八,六三三	一六四,一四四	二八六,〇五一	八〇〇,九四二
一九一四	四三,三八二	四〇一,四六九	七〇,七六四	一九八,一三九	四一,一五七	—	二八七,九四二	八〇六,二三四
一九一五	四九,二六四	四一七,八三九	六七,六六一	一八九,五二六	三七,八九七	—	三二二,〇五八	八七三,七六二
一九一六	三九,九七七	三九一,九三五	六五,〇一四	一八二,〇三九	三三,三九四	—	三二八,九七七	八九三,一三五
一九一七	二〇,五七八	三五四,四九九	五一,七五一	一一,九四七	二五,九二五	七六,一九〇	三〇八,九六一	一,〇三八,一五一

一九一八 九八,八三三 二九〇,五六九 四四,四六一 一三〇,七七五 一七,二七六 五八,〇四七 二八三,九八八 九五四,一九九
一九一九 八六,八六三 二五五,三七七 三七,五九四 一〇五,二六三 一六,五五六 五五,六二八 二七八,九九〇 九三七,四〇六
一九二〇 八七,三五二 二五六,八二二 三三,六三〇 九八,八七二 一六,五五六 五五,六二八 二七二,九二二 九二四,九〇一

之を概観するに、近時斯く金の産出増加を促すに至れる直接の原因は採鑛並に精錬に關する技術の進歩に歸せざるを得ず。即ち技術の進歩は舊來採掘せられたる鑛山をして、尙ほ其採掘に堪へしめ、又は一旦停廢したる鑛山の事業をして復舊せしむるは勿論、新に發見せられたる鑛山と雖も、例へばトランスヴァールに於けるが如き、採掘の困難なるものに至りては、技術の進歩今日の如くならざるに於ては、到底以上の如き産出額に達するを得ざりし道理なり。故に今後技術上の改良と共に、金産額の増加を促するに至るが如しと雖も、産額の増加が通貨の膨張を促し、斯くて一般物價をして騰貴せしめんか、金鑛事業に於ける生産費増加し、爲めに金産出額の増加を抑制するに至らざるを得ず、歐洲戦争前に於て、既に此傾向を生じたるが、開戦當時より、戦後の今日に至つて、其勢の顯著と爲れるは、吾人の注目を要する所なり。

第二に金産額に就て注意を要するは、以前金の産出が主として砂金の沈澱地に於て行はれたるに反し、今日は純然たる金鑛に技術を應用して、金石を採掘し、機械力に依て之を精鍊し、始めて金を供給するを得るの一事なり。即ち以前西班牙が亞米利加を發見したる當時に於ても、又伯刺爾、加利福尼、濠太利に於ける金鑛發見の場合に於ても、金は何れも沈澱地より産出せられたりと雖も、今日沈澱地に於ける産出額は西比利亞、エニセイスク、アラスカ、西部濠洲の一部地方に於て産出せらるゝものを除くときは甚だ少なく、合衆國、濠太利は今日石英質の鑛山の採掘に従事し、南阿非利加は最初より此方法に依頼し、全體の産出額中沈澱地の産出に係るものは三割以内に過ぎず。

斯く金の産出法が一變したる事實は金の供給に關して重要な關係ありとす。即ち金が沈澱地より採取せられたる場合には、之に従事したるは小資本の事業家にして、需要の如何に拘はらず、妄に供給を増加して需給の調和を缺くの恐なしとせず。現に埃地利のズキス氏の如き、之を論據として金の價值に變動の多き事實を論證せんとしたること前論の如くなれども、今日の如く金の産出額にして、鑛山より來る部分多きときには、第一沈澱地を重なる供給地としたる場合よりも、産出上に持久繼續の力強く、第二産出上に急劇の變動を生ずることなる可し。隨て今日より判斷するときは、ズキス氏が千八百七十七年公にしたる著書に於て、金の將來を論じ、現在の沈澱地にして、閉鎖せらるゝときは、金の産出額に非常の減少を來す可しとしたる論據は全く誤まれるものなり。元來金鑛を開發して、其産出期に達せしむるには、數年の歳月を要すと雖も、生産費並に産出額を推算するを得、隨て危険の程度も他の事業に於けるが如く大ならざるを以て、大資本家の金鑛に對する放資は、今後依然行はれて、金産出上の特色を顯著ならしむ可し。

第三節 近時の物價騰貴

斯る金産出額の増加と相並んで、世人の注意を喚起するに至れるは、金貨國に於ける物價騰貴の大勢にして、各國に行はるゝ三四の指數に依て、其一斑を叙述すれば左の如し。

	一八九〇—九九年	一九〇〇—〇九年	一九一〇年	一九一一年九月
英國(商務院)	一〇〇	一〇四	一一三	—
同(ツワエ)	一〇〇	一一一	一一八	一二二
佛蘭西	一〇〇	一〇九	一一八	一二六
獨逸	一〇〇	一一五	一二八	一三九
合衆國	一〇〇	一一八	一三二	—
加奈陀	一〇〇	一一五	一二五	—

右の表中、特殊の點を擧ぐれば千八百九十年代の上半期に於て、各國の物價は下落の限度に達し、千九百年に至るまで漸次騰貴の方嚮に就き、一昂一低の間に千九百七年再び騰貴の絶頂に至り、同年の恐慌に次ぐ一兩年間聊か物價を低落せしめたるが、更に今日に至るまで騰貴の趨勢を改めず、千八百九十年代の十年間に於ける一般平均物價に對し、近年は正に二割乃至三割の騰貴を來したること明瞭なり。即ち歐米金貨國の一般物價は景氣不景氣の間を通じて常に騰貴の勢力を持続したる一方に、箇々の貨物に就て云はんか、物價騰貴の程度は貨物の種類に依て異なり、又物價の騰貴したる貨物に對して、其低落したる貨物なきに非ずと雖も、大體に於て一般平均物價に如上の騰貴を惹起したるは、數字の證明する所に屬し、何人も之に異議を挟む能はざるなり。千八百九十年代の前半期に至る十數年間、金貨國の物價著しく低落するや、其原因に就て異説を生じ、或は當時産業上に行はれたる各種の改良を以て之に充て、金産額減少、金供給匱乏を以て物價の下落と關係する所なしとするの所説ありたるが如く、今日の物價騰貴を説明するに當ても亦生産に對する消費の壓迫を以てする者なきに非ず。即ち米國西部の諸州に工業起り、人口も亦増加する爲めに穀物に對する需要増加し、歐洲に對する穀物の輸出價格騰貴し、又歐洲大陸並に米國內地に於て、米國の棉花を消費する高多量となりて、棉花の代價を騰貴せしめたりと云ふが如き一部の論者が所謂生産に對する消費の壓迫を説明するの資料たるが如しと雖も、物價の騰貴は斯る需要供給の法則を適用するを得る貨物のみに限らず、供給の増加に制限ある、又増加したる費用を以てするに非ざれば、供給の増加を期し難き食料品原料品は勿論、需要供給の調節比較的自由なる多くの製造工藝品にも亦物價の騰貴を來したる事實に徴せんか、如上

の説明は決して完全なるものとす可からず。或は賃銀の増進、労働時間の短縮を以て、物價騰貴の原因なりとし、之を前提として労働組合其他労働者の團結若しくは團結を基礎とする労働運動に非難を加ふる者ありと雖も、賃銀の増進其他労働條件の改良は物價騰貴の原因に非ずして、寧ろ此結果に外ならざるを以て、此所説亦當れりとする能はず。

茲に於てか、近時の物價騰貴を説明するには、其原因を金産額の増加に求めざる可からざるに至る。金産額増加せんか金貨國に於ける金貨の供給豊富と爲り、平生金貨を流通する慣行ある國に於ては、其流通高の増加するは、當然にして、現に英國の如き千八百九十五年と千九百年とを比較するに、國內に於ける金貨の現在高は九千一百五十萬磅より、一億一千三百萬磅に増加し、又金貨の流通高は六千二百五十萬磅より六千九百萬磅に増加したること、造幣局長代理の報告に明なる所なり。斯の如く金貨の現在高又は流通高の増加するときは、物價に如何なる影響を及ぼすや。現代の銀行業未だ發達せず、賣買が主として正貨の授受に依て行はれたる時代に於ては、金貨の増加が物價を騰貴せしむるに至るの順路を知ること

甚だ容易なり。而して今日商業の發達したる國に於て、人が交換の媒介物として、盛に使用するは小切手にして、正貨と貨物とを交換したる時代とは聊か趣の異なるものなきを得ずと雖も、元來小切手は銀行に於ける預金に對して振出され、又預金は今日主として銀行が取引先に對して資金を融通するの關係に依て生ずるものなり。取引先が銀行に就て資金融通の請求を爲すや、銀行は第一に取引先の提供する擔保物の優劣を考量し、第二に銀行の資力を顧慮するものなるが、其資力たる、銀行の保有する準備金に依て定まるものなるが故に、前記の如く英國に金貨の現在高増加し、其一部は直接に市場に流通し、他の一部は英蘭銀行の正貨準備に供せられ、銀行をして此準備金に對して、多額の兌換券を發行せしむるや、兌換券は自ら諸銀行の準備金を豊富ならしめ、諸銀行は此豊富なる準備金を擁して、要求拂の債務を増加するの餘地ありとし、貸付割引を行つて、信用を擴張するを以て、一方に貸付割引の爲めに、取引先の銀行に有する預金増加し、之に對して小切手を振出し、貨物に對する需要を惹起して、其代價を騰貴せしむ可し。今日世界各地に於て採掘せらるゝ金は如何なる状態の下に其市場を求むるや。其地金として精鍊せ